

中学校 家庭分野 D「身近な消費生活と環境」副教材

# エブリデイ消費者!

## 指導書

はじめに	
1章 (プロローグ) みんなは消費者?	3
解説	3
授業展開例	8
ワークブック解答	11
2章 何を選ぶか、何をあきらめるか?	12
解説	12
授業展開例	14
ワークブック解答	19
3章 表示をじっくり見てみよう	20
解説	20
授業展開例	25
ワークブック解答	28
4章 どこで買う?どんなふうを買う?	29
解説	29
授業展開例	32
ワークブック解答	34
5章 お金とカードとのつきあい方	36
解説	36
授業展開例	39
ワークブック解答	42
6章 静岡版もったいない運動	43
解説	43
授業展開例	45
ワークブック解答	50
7章 消費者トラブルってなんだろう	52
解説	52
授業展開例	56
ワークブック解答	58
8章 (エピローグ) 消費者問題と社会のしくみについて考える	60
解説	60
授業展開例	63
ワークブック解答	67
外伝1 ネットの落とし穴に気をつけよう	68
解説	68
授業展開例	73
外伝2 安全・安心に製品を使うには	75
解説	75
授業展開例	75
評価規準モデル及び授業展開例	79

## 本副教材の特徴と使い方

本副教材は、中学校家庭科の消費者教育がこれまで以上に充実することを期待して作成されたものである。本副教材の全体を見ていただければわかるように、ここでいう消費者教育とは、悪質商法とクーリング・オフだけではなく、「身近な消費生活と環境」領域すべてを指している。

本副教材は、これまでの既存教材を研究し、そこに見られる課題を克服すべく、様々な工夫がなされている。

第1に、一つの章で1時間の授業ができるように設定されている。第2にすべての章を順番に行えば、自ずと現行学習指導要領の「身近な消費生活と環境」領域をおさえられるようになっている。第3に、副教材の各章が有機的なつながりを持ち、最終的に8章の消費者の権利と責任へ結びつくようになっている。第4に副教材、ワークブック、指導書（各章の授業展開例）の3点セットと静岡県教育委員会の評価基準例、教科書と副教材を結びつけた授業展開例も用意し、先生方があまり準備時間をとられず、生徒たちに対して十分な指導を行っていただけるようになっている。第5に想定される時間数を超えるところは、外伝として取りあげたが、ここは生徒自身が自習しても、充分、理解できるようになっている。

本副教材のすべての章を利用していただきたいとは考えているが、学校の事情に応じて、一つの章を取り出して授業で利用することも、副教材の一部を授業で用いることも可能である。

このように様々な工夫を試みた副教材セットではあるが、時間的な制約により、実際に現場で試す機会をもてなかったこともあって、副教材を利用した授業実践はこれからである。先生方に授業でどんどん利用して頂き、その感想や意見等を静岡県消費生活センターまでぜひお知らせ頂きたい。本副教材セットを出発点に、現場の実践をふまえて、順次、改訂を進め、数年後には誰からも評価される副教材セットになることを期待している。

## 1章（プロローグ）みんなは消費者？…生活に必要なものの流れ（教科書 p. 209）

### 契約

（教科書 p. 217）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

（1）家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」

### 【ねらい】

○中学生の日常生活を通して、消費生活の仕組みを知り、自分自身が消費者として社会と関わりを持っていることに気づかせる。

○消費行動の基礎となる社会的なルールとして、約束と契約の違い、契約の成立、有効性、効果について学び、基本的な知識を身につける。

### 【本ワークの要点】

#### ◆消費とは

本来は「使い尽くす」、「破壊する」という意味を持っている。しかし18世紀半ば頃から消費は生産の反対語として使われるようになった。無から有へ、新たな価値を生み出すのが「生産」で、有から無へ価値を消耗してしまうのが「消費」である。

このようにみればわかるように、本来「消費」には、ものを購入して最終的に使い尽すまでの過程すべてを含むことになる。

現在の私たちは、生活に必要なものを商品として購入したりサービスを受けたりして暮らしている。つまり他人から商品を購入する場面こそ、とりわけ重要な場面なのである。そこで、現在では「消費」の意味としては、この購入場面のことを指す場合が多くなっている。

《参照》坂井素思,1998,『経済社会の現代－消費社会と趣味の貨幣文化』放送大学教育振興会,p. 23-24

#### ◆消費者について

消費者は、人の消費行動に視点をおいた役割のことである。例えば、小売店を経営している人は販売者（経営者）という役割と自分の生活のためにも物やサービスを購入するという消費者という役割がある。一人の人間には他にも親としての役割や地域に住む人としての役割など、複数の役割がある。その中で、消費に関わる役割だけを切りだしたものが「消費者」である。なぜ、「消費者」という役割を切りだしたのか。それは完全な自給自足の生活があり得ない現代においては、すべての人々は、一生を消費者として生活を送るからである。それだけに「消費者」という側面は、今の我々にとって、様々な役割の中でも、重要な意味をもつのである。

《参照》御船美智子,2000,『生活者の経済』放送大学教育振興会,p. 29-31

◆**約束と契約の違いについて**

「契約」とは、法律により強制的に内容を実現させることができる「約束」のこと。契約であれば、約束したことが守られない場合、契約当事者は相手方を裁判に訴えて契約内容を実現させるよう求めることができる。

約束は法律に保護されていないからといって守らなくてもよいというものではない。いったん交わした約束は守るべきである。社会生活が成り立つよう、強制的に守らせるべき約束について明文化したもの（社会のルール）が法律であり、もめごとが起きないように、あるいは起きたときにスムーズに解決できるような仕組みになっている。

契約にあたるか否かの判断については、この「社会生活が成り立つよう、強制的に守らせるべき約束」であるか否かを基準にすると分かりやすい。

副教材 p.2 のイラストにあるように、「コンビニで夜食を買うこと」（売買契約）や、「バスに運賃を払って乗ること」（運送契約）が契約であることは認知されやすいが、「美容院でカットしてもらうこと」「塾で指導を受けること」「シール写真の機械にお金を入れて写真を撮ること」「有料ネットゲームで遊ぶこと」や「サッカー観戦をするためにスタジアムに入場すること」もまた契約である。これらの約束が守られなければ、社会生活は成り立たない。

◆**契約の成立**

契約は、当事者同士の意思表示、一方による「申込み」の意思と、他方による「承諾」の意思が合致することによって成立する。ワーク 1-2 では、「これください（買います）」という申込みと「はい（売ります）」という承諾により契約が成立している。

契約というと大げさに聞こえるかもしれないが、原則として口頭でも成り立つ。契約書の交付は契約の成立要件ではない。契約書を取り交わす理由は、契約の成立を後日立証するためである。契約が守られなかったことで争いになると、裁判をする場合がある。裁判では、争っている当事者がそれぞれ自分の主張を述べ、互いの主張が食い違うところ（争点）を明らかにしたうえで、裁判所に証拠を提出することで、いずれの当事者の主張を認めるべきかが判断される。よって、契約をしたことを証明する契約書などの証拠がなければ、たとえ口約束で契約をしたことが真実であっても、契約があったとは判断されずに裁判に負けてしまう場合がある。

一方、契約書に記載されている内容は、原則として、当事者双方の合意があったと認められてしまう。契約内容をよく読まなかったということは、当事者の言い分とにならないから、契約書に署名（サイン）したり、判を押す場合は、事前に内容をよく確認することが必要である。

◆**契約の効果～契約の拘束力～**

当事者間の合意に基づいてなされた契約は、両当事者を拘束する。契約に盛り込まれた条項を、信義則に従い、互いが守り誠実に契約内容を実行することが前提となっている。売買契約の場合、売り手は商品を引き渡す義務が、買い手は代金を支払う義務がある。

契約成立後、ワーク 1-3 の選択肢①のように、買主が商品を返品してお金を返してもらうことができたり、選択肢③のように、他の商品に交換できるとしたらどうなるか。また反対に、売主が、商品を売った後、「もっと高く買ってくれる人がいた。お金を返すから、商品を返してほしい」と買主に言うことができるとしたら、どうなるか。契約をいつでも自由にやめることができるとしたら、お互いに不安定な関係が続いてしまう。よって、いったん有効に「契約」が成立すると、お互いにその

約束を守らなければならない、一方的な都合や理由で契約の解消はできない。

契約は守られなければならない。しかし、実生活では、何らかの理由で契約を守れない場合も有りうる。その場合には、債務不履行としてペナルティ、すなわち賠償責任を不履行者に課している。

ワークの正解は④である。「断られることもある」と表現したのは、売主側のサービスとして返品を受け入れて代金を返金する場合も考えられるからである。但し、返品を受け入れることはあくまで売主のサービスであって、原則として返品できないことを生徒に伝える必要がある。

選択肢②を選択した生徒は、クーリング・オフ期間と混同したことが考えられる。（「クーリング・オフ」については、7章 p.55 を参照）

ところで、契約の成立と解除について、「契約を成り立たせる」のと「契約をなかったことにする」のとどちらが大変か、消費生活センターの出前講座などで大人に質問をすると、「成立」させる方が大変という回答がしばしばみられる。約束しても、どちらかが不都合になったらあっさりやめさせてあげればよいのではないかというのである。約束をしておきながら「水に流す」、約束の履行にこだわると「水くさい」などと表現することがある。このような契約に対する意識の低さでは、消費者被害に遭いやすい。実際には、契約は意思の合致があれば口頭でも成立し、いったん成立した契約をやめるほうが大変なことなのである。

## \*信義則

「信義誠実の原則」の略。民法第1条第2項に定められた「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。」とする原則のこと。

近代社会における私的取引関係は独立自由な個人の間で行われるのであるから、相互に相手方を裏切らないように誠実に行動することが要請される。そこに信義則が生まれる。（別冊法学セミナーNo.184基本法コンメンタール第5版新条文対照補訂版／民法総則、2005年、日本評論社、p.15）

「権利濫用の禁止」と併せて、法律と道徳の調和を図るための重要な概念（法原理）である。

## \*権利濫用の禁止

信義則と並んで広く援用されている法原理であり、民法第1条第3項に「権利の濫用は、これを許さない。」と規定されている。「権利の濫用」とは、一見正当に見える権利行使であっても、権利本来の内容を逸脱しており、社会通念上相当と認められない場合に適用される法理である。

権利の濫用であると認められると、①その権利に基づく請求や効果が認められない、②権利そのものが奪われる、③不法行為として損害賠償を命じられるなど権利が制限されることになる。

## 権利濫用の具体例

Aさんは、温泉から管を引いて、温泉を経営していました。

Aさんは、その管を埋めている土地の権利を全て持っているつもりでしたが、実はほんの少しだけ管が他人の土地を通過していました。

その土地を持っていたBさんは、裁判所に訴え、Aさんが引いた管を撤去するか、その土地を含む広大な土地を法外な値段で購入するよう要求しました。

裁判所は、Bさんは土地の持ち主としてAさんに要求する権利を持つてはいるものの、Bさんの要求はAさんの足元を見た不当な利益の請求であり、権利の濫用であると判断しました。

（判例 大審院1935(昭和10)年10月5日判決民集14巻p.1965より）



## ◆未成年者の法律行為

ワーク1-4・事例③のように、未成年者が契約を行う場合には、法定代理人（父母や後見人）の同意が必要である。

20歳未満の未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足しており、判断能力が未熟であるという理由から、未成年者が行う契約によって不利益を被ることがないよう法律によって保護されている。民法においては、未成年者の行為能力を制限し、「未成年者が法定代理人（父母や後見人）の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる。」と定められている。

未成年者による契約を取り消した場合、契約は締結時に遡って最初から無効なものとなる。例えば、未成年者が売買契約の買主の場合、未成年者は代金の支払義務がなくなり、売主の場合、未成年者は支払った代金があれば返還請求することができる。

ただし、未成年者の契約であれば、法定代理人が全てを取り消すことができるというものではない。予め法定代理人から処分を許された財産（小遣い等）の範囲内であったり、許された営業に関する取引である場合は取り消すことができない。また、未成年者であっても、結婚経験がある場合は、成人と同じように行為能力があるものとみなされるので（成年擬制）、取り消すことはできない。

さらに、契約の締結時において、未成年者が、相手方を騙して自分を成人であると偽ったり、法定代理人の同意を得ていないのに同意を得ていると偽って、その結果契約の相手方が誤信した場合もまた、取り消すことはできない。

ワーク1-4・事例③においては、未成年者が小遣い（お年玉貯金）を持参している。小遣いは親から処分を許された財産であり、後に法定代理人は契約を取り消すことはできないから、契約を成立させてもよいと考えるかもしれない。しかし、ペットショップからしてみれば、未成年者が持参したお金が、親から処分を許された財産であるか否かが分からない。後にトラブルになることを避けるため、親と一緒に来店することを勧めたのである。

次のような場合には、契約を取り消すことができません。

- ① 小遣いの範囲内で行った契約
- ② 結婚している未成年者が行った契約
- ③ 未成年者が、「20歳以上である」「親の同意を得ている」などと偽った場合
- ④ 営業している未成年者が、その営業に関して行った契約
- ⑤ 成人してから契約を追認（認めた）場合

消費者庁, 2012, 「よくわかる消費生活～消費者が知っておきたい20のこと～改訂版」, p. 13  
より

## ◆契約の有効性～契約自由の原則～

契約は、当事者の自由な意思によって行われる。人々は、生活を送るうえで、あらゆる場面において知らず知らずのうちに契約という法的な行為をしているが、誰と、どのような内容の契約をするか、もしくは契約をしないかは、個人の自由である。自由に自分の意思で契約をすることができることから、これを「契約自由の原則」と呼ぶ。（契約が自由である一方、契約したことの責任を取らなければ

ならないことは、上述「契約の効果～契約の拘束力」のとおり)

但し、契約が当事者同士の自由意思によって成立するとはいえ、ワーク1-4・事例④のように、人命を借金のカタ（担保）にすることは非人道的・反道徳的な内容の契約であり、契約として成立させるべきではない。このような公序良俗に反する契約は無効であり、契約そのものが成立することはない（契約自由の原則の例外）。

## \* 公序良俗

「公の秩序（社会の一般的秩序）及び善良な風俗（社会の一般的道徳観念）」の略。民法第90条において、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」と定められている。

## ◆契約の解消

契約が成立して、自分の責任は果たしたが、相手側が責任を果たさない場合、相手方に責任を果たせという裁判をする以外、相手が責任を果たすまでずっと待つしか方法がないとしたら、不安定な状態がずっと続くことになってしまう。そこで、相手が約束を守らなかったり、契約内容を実現できなくなってしまった場合のように、「相手側に落ち度があるとき」には、一方的に契約を終了させることができる（契約解除）。

例えば、売買契約において、買主が代金を支払ったにもかかわらず売主が商品を引き渡さない場合、買主は契約を解消して支払ったお金を返還してもらうことができる。

なお、相手に落ち度がない場合でも、当事者同士で話し合い、お互いに納得すれば、双方の意思で契約をなかつたことにすることもできる（合意解除）。これは、お互いが納得したうえで契約をなかつたことにするので、不利益を被る人がいないため認められるものである。

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費生活の学習を始めよう</u></p> <p>○葵さんたち3人は“消費者”という言葉聞いてもピンとこないようですね。</p> <p>・消費者なんて難しそう・大人だけだと思う</p> <p><u>消費生活とは何か</u></p> <p>○普段気にとめていない私たちの行為は、消費生活と密接に関わりがあります。</p> <p>○商品やサービスを買ったり使ったりするプロセスを、各場面に分けてみんなで考えてみましょう。</p>	<p>*葵さんたちの生活を見て、社会との関わりなしでは、日常生活が成り立たないことに気づかせる（消費者としての自覚）。</p> <p>*副教材p.3下段を見せ、これからの学習の流れ、全体像のイメージをつかませる。</p>
本題	<p><u>契約とは何か</u></p> <p>○【ワーク1-1】副教材p.2の葵さんたちの行動から「契約」を見つけましょう。</p> <p>・友だちと待ち合わせるのは約束だと思う。</p> <p>・塾で勉強することやオンラインによるネットゲームで遊ぶことも契約なのかな。</p> <p><u>契約の成立について</u></p> <p>○【ワーク1-2】を見て考えましょう。契約はどの時点で成り立つでしょうか。</p> <p>・契約書にサインしたときだと思う。</p> <p>・お金を払ったときじゃないの？</p> <p>・難しいなあ。どこも当てはまる気がする。</p> <p>・お店の人に「ください」と言った時点で契約成立なんだ。</p> <p><u>契約の効果について</u></p> <p>○【ワーク1-3】を見て考えてみましょう。いったん成立した契約をなかったことにできるでしょうか。</p> <p>・もちろん返せると思う。</p> <p>・領収書やレシートが必要なんじゃない？</p> <p>・一度買ってしまったものを返品できるのかなあ。</p> <p>・えーっ、契約が成立したら、一方的には返品できないんだあ。</p> <p>・契約するときには、消費者も責任を持ってよく考えないといけないな。</p>	<p>*契約と約束の違いを説明する。契約も約束も「する」とお互い決めたのに守らなければ信用を落とす。意思表示には責任が伴うことを伝える。</p> <p>*答え合わせをする。誤解が多いのはどれかを確認し、説明を加える。</p> <p>*意思の合致があった時点で、契約が成立することを伝える。</p> <p>*（発展）重要な契約は、後に争いになったときの証拠とするために契約書を取り交わす必要があることを伝える。</p> <p>*自己都合による一方的な理由で、いったん結んだ約束を反故にすることはできないことを伝える。</p>

	<p><u>契約の効果・有効性について</u></p> <p>○これまで学んだことをふまえて、【発展ワーク1-4】をやってみましょう。</p> <p>○（①の設問）自分の都合だけで返品することはできるでしょうか？</p> <p>○（②の設問）商品に欠陥があった場合、取り替えてもらうことはできるでしょうか？</p> <p>・欠陥があったことを知らなかったんだから取り替えてもらわないと困る。</p> <p>・お店に取り換える責任があるんじゃないかな。</p> <p>○（③の設問）どうして子どもだけでは売ってくれないときがあるのでしょうか？</p> <p>○（④の設問）こんな約束も守られる必要があるのでしょうか？</p>	<p>*【ワーク1-3】と同様（契約の効果）</p> <p>*商品に気づかない瑕疵があった場合は、契約内容が完全に履行されていない状態であるから、瑕疵のない商品と交換することができる。（契約の効果）</p> <p>*未成年者の行為能力について説明する。例えお年玉や貯金など親に処分を許された財産であっても、それが親から許された財産なのかどうか店側には分からないので、親の同席を求めている。</p> <p>*設問と同様、いじめの約束は公序良俗により無効（契約の有効性）</p>
まとめ	<p>○契約をする際は、消費者はどんな態度で臨むことが大切ですか。今日の学習をもとに考えましょう。</p> <p>・お店の人に「ください」と言った時点で契約は成立するから、その前によく商品を見て、よく考えてから買うことが大切だと思う。</p> <p>・一度購入したら返品を断られることもある。どのお店で買うのかも大切だと思った。</p>	

## 【関連する文献・資料リスト】

- ・坂井素思, 1998, 『経済社会の現代－消費社会と趣味の貨幣文化』放送大学教育振興会
- ・消費者庁, 2012, 「よくわかる消費生活～消費者が知っておきたい20のこと～改訂版」(2012年11月14日取得)  
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/shohishakyouiku/2007yokuwakaru/2007yokuwakaru.html>
- ・「判例 大審院1935(昭和10)年10月5日判決民集14巻」, p. 1965
- ・「別冊法学セミナーNo.184基本法コンメンタール第5版新条文対照補訂版／民法総則」, 2005年, 日本評論社
- ・御船美智子, 2000, 『生活者の経済』放送大学教育振興会

## 1章 「みんなは消費者？」 年 組 番 名前

## p.4 ワーク1-1

p.2のイラストを見て、3人の行動のなかで、「契約」にあたるものに○をつけましょう。

- |                                     |                                       |                                    |
|-------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 宿題をする      | <input type="radio"/> 美容院でカットする       | <input type="checkbox"/> 家の手伝いをする  |
| <input type="radio"/> 塾で勉強する        | <input type="checkbox"/> 友だちと待ち合わせる   | <input type="checkbox"/> おこづかいをもらう |
| <input type="radio"/> コンビニで夜食を買う    | <input type="radio"/> シール写真を撮る        | <input type="radio"/> バスに乗る        |
| <input type="radio"/> ネットゲーム(有料)で遊ぶ | <input type="radio"/> スタジアムでJリーグを観戦する |                                    |

## p.4 ワーク1-2

p.4のパソコンを買う場面のイラストをみて考えましょう。契約はどの時点で成り立ちますか？

答え ( ① ) 理由 ( 「買う」という申し込みと「売る」という承諾のお互いの意思が合致したとき。 )

## p.4 ワーク1-3

p.4のパソコンを返す場面のイラストを見て考えましょう。パソコンを返すことはできますか？

答え ( ④ ) 理由 ( いったん成立した契約は原則として一方的に解除できないから。 )

## p.5 ワーク1-4

① バーゲンで買ったスカートを返せるでしょうか？

答え ( 返せない。 )

理由 ( いったん成立した契約は原則として一方的に解除できないから。 )

② ページが抜けていたマンガ本は取り替えてもらえるでしょうか？

答え ( 取り替えてもらえる。 )

理由 ( 本屋さんはページがそろった本を引き渡す義務があるから。 )

③ 中学生の葵さんが、犬の購入を断られてしまったのはなぜでしょうか？

理由 ( ペット屋さんは未成年者を行為能力が制限されている者と判断し、保護者の同意を求めたから。 )

④ お金を返す代わりに、娘を売り飛ばす約束は有効でしょうか？

答え ( 無効 )

理由 ( 非人道的な契約は公序良俗に反し、無効となるから。 )

## 2章 何を選ぶか、何をあきらめるか？…商品購入のプロセス（教科書 p.210-211）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』 D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択や購入及び活用ができること。」

【ねらい】

○ニーズ (needs) とウォンツ (wants) の考え方を知り、品物を選択、購入する際の意味決定プロセスを理解する。

○災害時の非常持ち出し袋に入れるものを選択する学習活動を通して、品物を選択する際の自分の視点や価値観に気づく。

【本ワークの要点】

### ◆ニーズ (needs) とウォンツ (wants)

満足できる買い物をするためには、必要なもの（ニーズ needs）と欲しいもの（ウォンツ wants）に分けて考えるとよい。必要なもの（ニーズ）は、必ずしも生活必需品などの使用頻度が高いものを指すのではなく、いざというときの備えとして必要な防災用品、生活を豊かにするために趣味で使うものなども含まれる。物資やサービスに対する価値観は人それぞれであり、何を必要と考えるかは人によって異なる。自分にとって、本当に必要かどうかの判断が大切であることに気づくようにする。

### ◆意思決定プロセスとデシジョン・ツリー (decision tree)

図 2-1 に示すように、私たちはある決定を迫られたときに、「1) 課題を確認」し、課題を解決するための「2) 情報を収集し、活用して」選択肢を考える。そして、それらの「3) 比較・検討」を行い、どれを選択するか「4) 決定」する。その後、自分の決定が満足できるものであったかどうか振り返り、「5) 消費行動の評価」をする。こうした意思決定に関わる過程を意思決定プロセスという。しか

しながら、私たちは生活情報や自分の価値観に基づいて、無意識に意思決定を行うことが多い。そうした意思決定のプロセスを意識化させるものがデシジョン・ツリー（意思決定の木）である。判断の

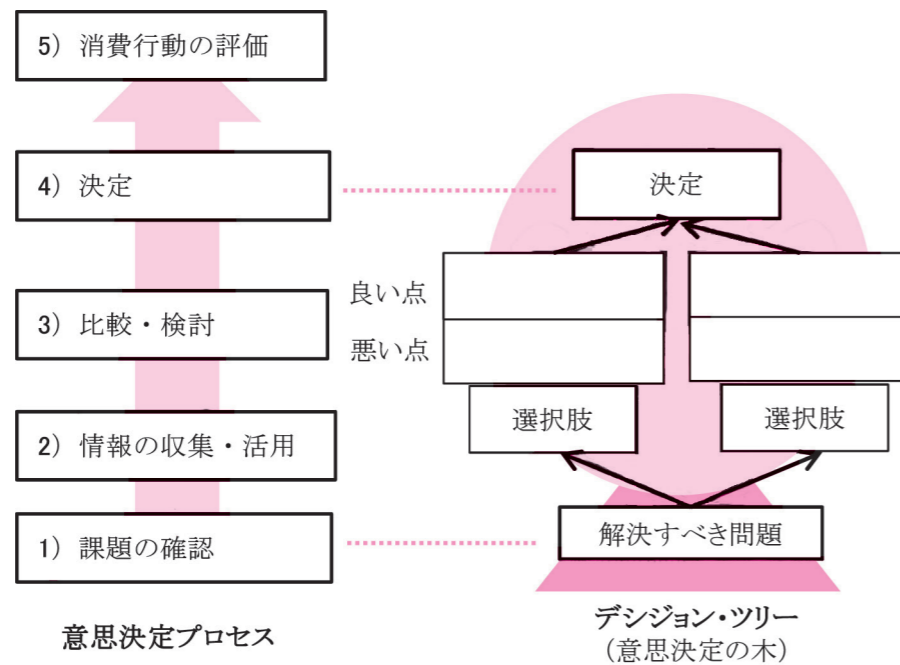


図2-1 意思決定プロセスとデシジョン・ツリー

混乱を少なくするツールとして使われている。デシジョン・ツリーではまず、解決すべき問題に対して考えられる選択肢をあげる。それぞれの選択肢について、選択した場合の良い点（メリット）、悪い点（デメリット）をあげ、選択肢を評価する。その上で、最適な判断を決定する。商品やサービスの購入時の判断だけでなく、進路選択など、さまざまな生活場面で活用することが可能である。意思決定をする際の一つの考え方として、身につけておくとよい。

本来、デシジョン・ツリーは、図 2-1 のとおり、木の幹から枝葉を伸ばすように、下部から上部に向けて示される。しかし、副教材では、生徒が理解しやすいように、上部から下部へ、流れを逆に示した（図 2-2 参照）。この点に十分留意していただきたい。

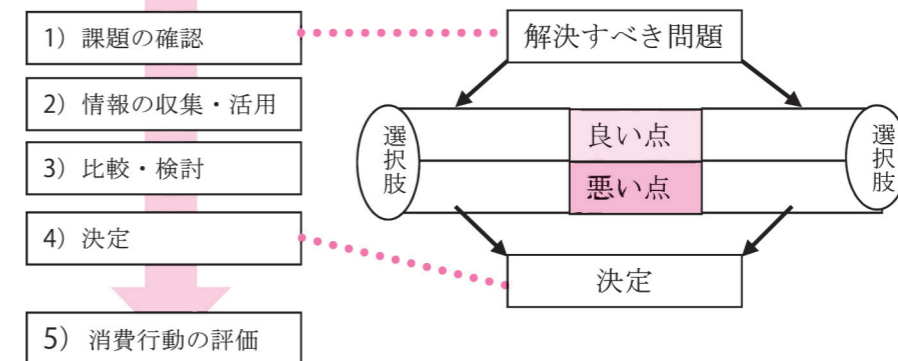


図2-2 副教材およびワークブックで示した意思決定プロセスの流れ

また、生徒が「4) 決定」しやすいように、「3) 比較・検討」の場面の合計を、不等号を用いてとらえるようにした。しかし、商品やサービスの購入では、機能や価格などの商品やサービスそのものの自体の価値だけでなく、その商品やサービスを手に入れることで得られる満足や喜びなど、感情も入ってくる。商品やサービスの購入では、こうした心理的な側面が影響していることも生徒に理解させた



【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

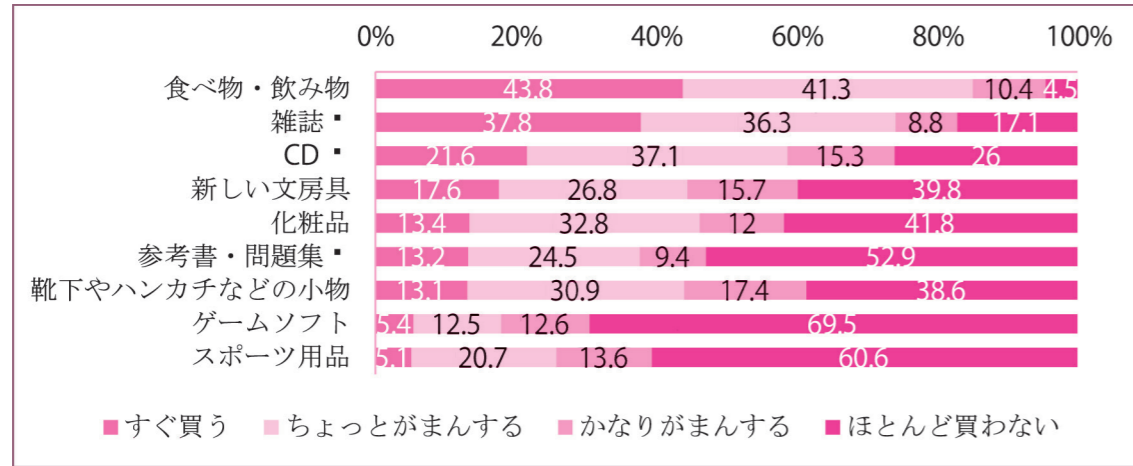
	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>課題を把握する</u></p> <p>○葵さんはスカートの買い物で失敗したようですね。みなさんは、これまで買い物で失敗した経験はありますか。</p> <p>・かわいいから欲しいと思ってメモ帳を買ったけど、今は使っていないものがある。</p> <p>・「特売」と書いてあるゲームを安いと思って買ったら、他の店の方がもっと安かった。</p> <p><u>ニーズとウォンツについて知る</u></p> <p>○必要なもの（ニーズ）と欲しいもの（ウォンツ）という言葉があります。副教材p.6をみて、ニーズとウォンツの違いを確認しましょう。</p> <p>○みなさんの失敗経験をニーズとウォンツの視点で振り返ってみましょう。</p> <p>・欲しいと思って買ったメモ帳はウォンツで、ニーズではなかった。よく考えていなかった。</p> <p>・買ったゲームは自分にとってニーズだったけど、その店で買うべきかどうかは考えていなかった。</p> <p><u>デシジョン・ツリーについて知る</u></p> <p>○何かの決定するときに役立つツールとして、デシジョン・ツリーがあります。どんなものか、みてみましょう。</p>	<p>*自らの買い物の失敗経験を振り返らせる。</p> <p>*どの店で購入するかも意思決定に関わる行動である。この店で購入する必要がある（ニーズ）場合と、この店で購入するのがよさそう（ウォンツ）という場合がある。ここでは、消費行動の意思決定にとどめ、具体的な購入方法の選択については、「第4章どこで買う？どんなふうを買う？」の学習で取り上げるとよい。</p> <p>*靴の購入について、副教材p.6中段の2つの場面のデシジョン・ツリーについて説明をする。</p>
本題	<p><u>デシジョン・ツリーを使って、品物を選ぶ自分の視点に気づく（ワーク2-1）</u></p>	<p>*ドライバーは、身なりを整えて気持ちよく過ごせるなどのメリットがある一方、電気を使うため避難所で使えるかどうかわからないなどのデメリットが考えられる。良い点、悪い点を考える際には、多面的な視野で検討するように促すとよい。</p>

	<p>○【ワーク2-1】清さんは、水、タオルを入れることにしました。あと16マスには何を入れたらよいでしょうか。</p> <p>○【ワーク2-1】隣の席の人と、リュックの中身を見ながら、自分と同じもの、違うものは何か、なぜそれを選んだのか、紹介し合ひましょう。</p> <p>○紹介し合ってみて、どんな視点で自分が物を選んでいったか、気づきましたか。</p> <p>気づいたことを発表しましょう。</p> <p>・初めは持って行きたいもの（ウォンツ）の視点で物を選んでいったけど、必要なもの（ニーズ）で考えることが必要だと思った。</p> <p>・同じものでも、良い点、悪い点の見方が人によって違った。</p> <p>・「古新聞紙は必要ない」と思っていたけど、床に敷いたり、防寒になったり、工夫していろいろ使えることがわかった。古新聞紙を見る目が変わった。</p> <p>○ものを選ぶときには、そのものについて情報を得ることも必要ですね。</p> <p>また、リュックに入れられる量は制限があります。あきらめたものはありましたか。あきらめたものがあった人は、代わりにどんな方法や工夫ができるか考えてみましょう。</p>	<p>*他の人の視点を知ることで、自分の視点に気づかせる。</p> <p>*選択肢の比較・検討をするときに、情報を収集し、活用することにも触れる。</p> <p>*ものの使い方に対して、いろんな用途に使えるように工夫することも生活をよりよくする方法であることを伝える。</p>
まとめ	<p><u>意思決定プロセスについてまとめる</u></p> <p>○今日はニーズとウォンツ、デシジョン・ツリーの考え方を学びましたね。ニーズとウォンツについて考えることができましたか。</p> <p>○私たちは、ある決定をするときに、課題を確認し、その課題を解決するために必要な情報を集め、良い点、悪い点を比較・検討して、自分にとって最適なものを選択して決定しています。こうした過程を意思決定プロセスと言います。昼ごはんは何を食べるか、日曜日に友だちと遊びに行くか行かないかなど、私たちは生活のいろいろな場面で、意思決定をしています。自分が満足できる意思決定をするには、限られた条件の中で、優先順位を考えて意思決定をすることが必要ですね。今日、学んだ考え方を生活で活用していきましょう。</p>	<p>*教科書「本当に必要なものを購入するプロセス（p.211）」では、スニーカーの購入を例に、意思決定プロセスが説明されている。教科書を開かせて、まとめを行うこともできる。</p>

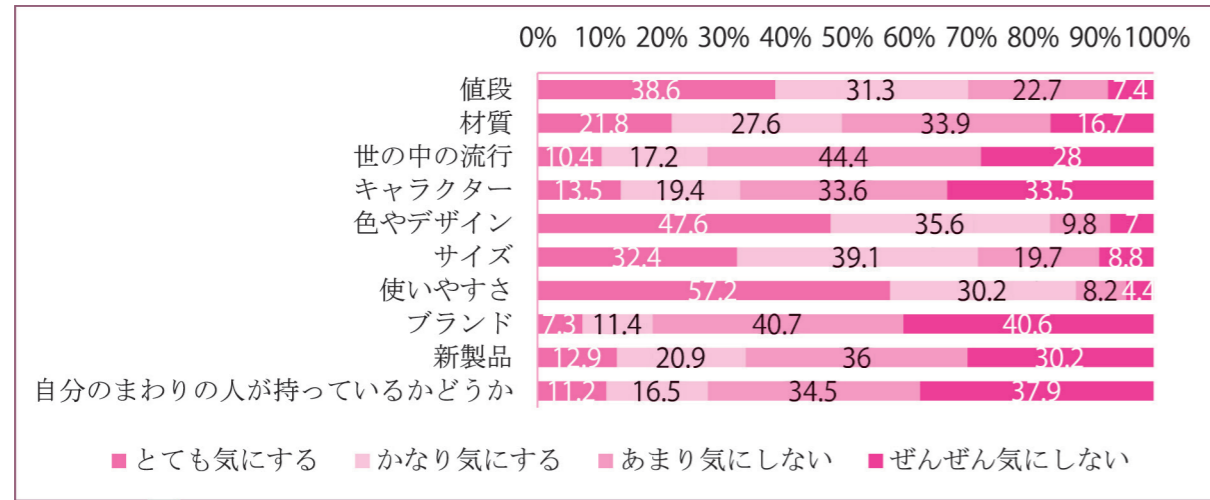


【参考資料】

■図2-3 すぐ買うか、ちょっとがまんするか



■図2-4 文房具（ペンケースやシャープペンシルなど）を購入するときに重視すること



《出典》 図2-3, 図2-4とも チャイルド・リサーチ・ネット, 2001, 「モノグラフ・高校生vol. 62」

■図2-5 消費に対する考え方

(単位: 2000～09年は%, 変化量はポイント)

増加した項目	2000年	03年	06年	09年	2000～09年 変化量
同等の機能・価格なら外国製より日本製を買う	32.7	39.0	44.8	52.2	19.4
事前に情報収集してから買う	22.3	28.4	28.9	35.8	13.5
使っている人の評判が気になる	13.6	16.2	20.9	26.9	13.3
自分のライフスタイルにこだわって商品を選ぶ	22.9	31.2	31.5	34.6	11.7
価格が品質に見合っているかどうかをよく検討して買う	52.4	58.5	62.0	63.4	11.0
減少または増加量が少なかった項目	2000年	03年	06年	09年	2000～09年 変化量
とにかく安く経済的なものを買う	50.2	46.9	45.3	45.4	-4.8
利便性より、色・デザインを重視して購入する	19.1	17.2	19.2	19.4	0.3
自分の好きなものは高価でも貯金して買う	16.1	17.9	20.2	19.5	3.4
環境保護に配慮して商品を買う	14.4	16.6	17.6	18.2	3.8
回りの人と違う個性的なものを選ぶ	10.5	13.5	15.3	14.4	3.9

《出典》池野心平, 2010, 「変わる価値観と購買行動ー『生活者1万人アンケート調査』からみる日本人の変遷」『NRI Knowledge Insight』野村総合研究所, 10年9月号

■避難時の使い方で、工夫した例

- ゴミ袋
  - ・水を運ぶ
  - ・ポンチョにして雨や寒さをしのぐ
  - ・衣類やタオルを中に入れて枕やクッションにする
- 新聞紙
  - ・床や靴底に敷いて/体に巻いて防寒
  - ・火をつけるための着火材
  - ・印刷のない部分をメモ用紙にする
  - ・小さく丸めてゴミ袋に入れて、簡易の布団にする

■非常持ち出し品・備蓄品

(1) 非常持ち出し品チェックリスト (例)

- 携帯ラジオ □懐中電灯 □予備の乾電池 □笛 (ホイッスル) □非常食 (3日分) □飲料水
- ライター・マッチ □ティッシュペーパー・トイレットペーパー □手袋 □下着・くつ下
- ナイフ □スプーン・箸・カップ □救急薬品・常備薬 □現金 (硬貨も) □タオル
- ヘルメット・防災頭巾 □保険証・免許証・通帳のコピー □雨具 □毛布又は寝袋
- 筆記用具 (油性マジックなど)・ノート □ビニール袋 □リュックサック □生理用品

(2) 備蓄品チェックリスト (例)

- 飲料水 (一人あたり1日3リットルの水を3日分) □衣類 (季節に応じてジャンパーなど)
- 食料品 (7日分うち調理不用の非常食3日分程度) □卓上コンロ (ボンベ)
- ロープ □ビニールシート (敷いたり, 雨よけ) □布製ガムテープ □簡易トイレ

(3) あると便利な物

- ウェットティッシュ □ラップ類 □マスク □携帯用カイロ □パール・ジャッキ
- テント □自転車・バイク □予備のメガネ □予備の入れ歯 □補聴器

※夜、寝ているときも身近な所に、懐中電灯、ラジオ、携帯電話、靴をおいておきましょう (素足では割れたガラスでケガをします)

※東日本大震災ではこんなものが役立ちました!

- 携帯電話の充電器 □お薬手帳のコピー

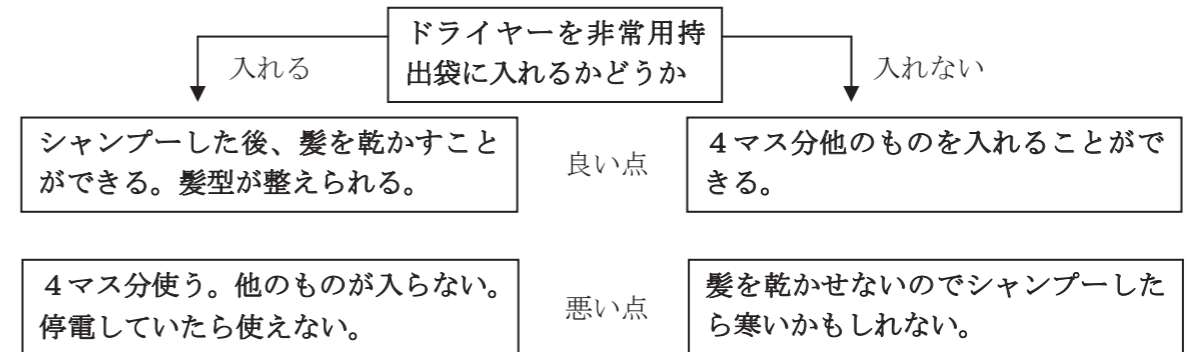
《出典》静岡県地震防災センター『地震防災ガイドブック2012』p. 20-21

【関連する文献・資料リスト】

- 池上彰, 2009, 『経済のことよくわからないまま社会人になってしまった人へ』, 海竜社
- 池野心平, 2010, 「変わる価値観と購買行動—『生活者1万人アンケート調査』からみる日本人の変遷—」『NRI Knowledge Insight』野村総合研究所, 10年9月号 (2012年11月14日取得 [http://www.nri.co.jp/opinion/k\\_insight/2010/pdf/ki20100901.pdf](http://www.nri.co.jp/opinion/k_insight/2010/pdf/ki20100901.pdf))
- OLIVE—生きる日本。被災地での生活で作れるデザイン/飲食料/アイデアのwiki— (2012. 10. 25取得 <https://sites.google.com/site/olivesoce/olivenitsuite>)
- 金融広報中央委員会, 2011, 『これであなたもひとり立ち—自立のためのWORK BOOK—』指導書 (2012年11月14日取得 <http://www.shiruporuto.jp/teach/school/hitoriedu/index.html>)
- 静岡県地震防災センター, 『地震防災ガイドブック2012』 (2012年11月14日取得 <http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/shiraberu/hondana/pdf/258-2011.pdf>)
- Schwartz, Barry, 2003, The Paradox of Choice: Why More Is Less, Ecco; 1版 (=2004, 瑞穂のりこ訳, 『なぜ選ぶたびに後悔するのか—「選択の自由」の落とし穴』, 武田ランダムハウスジャパン)
- チャイルド・リサーチ・ネット (2012年10月25日取得 [http://benesse.jp/berd/center/open/report/monograph/kou/vol\\_62/index.html](http://benesse.jp/berd/center/open/report/monograph/kou/vol_62/index.html))
- 中原秀樹, 1995, 『私たちは消費者』岩波書店
- 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会, 2010, 『10代から学ぶパーソナル・ファイナンス』 (2012年11月14日取得 [https://www.jafp.or.jp/about/personal\\_finance/personal\\_finance.shtml](https://www.jafp.or.jp/about/personal_finance/personal_finance.shtml))
- 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (2012年10月25日取得 <http://www.dri.ne.jp/>)
- 南野忠晴, 2011, 『正しいパンツのたたみ方』, 岩波書店
- 山本良一責任編集, Think the Earth Project編, 2004, 『世界を変えるお金の使い方』, ダイヤモンド社

p.7 ワーク2-1

葵さんはドライヤーを持っていくかどうか、デシジョンツリーを使って考えてみました。



考えた結果…大きな地震だと停電や断水でシャンプーできないかもしれない。ドライヤー以外のほうが役に立ちそう。あきらめよう。

清さんは、水、タオルを入れることにしました。あと16マス分はどんなものを入れたらいいでしょうか？必要かあきらめるかデシジョンツリーを使って考えてみましょう。

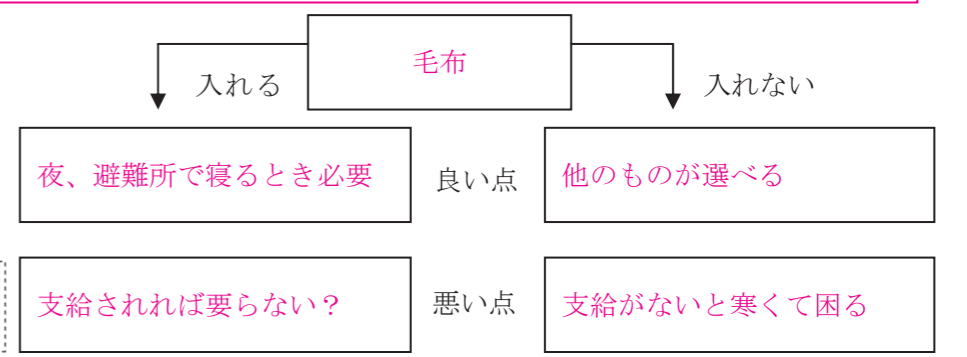
例：煙や粉塵から体を守るためゴーグル、マスク、軍手を用意。情報収集は携帯電話です。お金（小銭も含む）ビニール袋は雨具の代わりにもなる。古新聞紙（応用範囲広い）、残りのスペースにバスタオルを入れる。



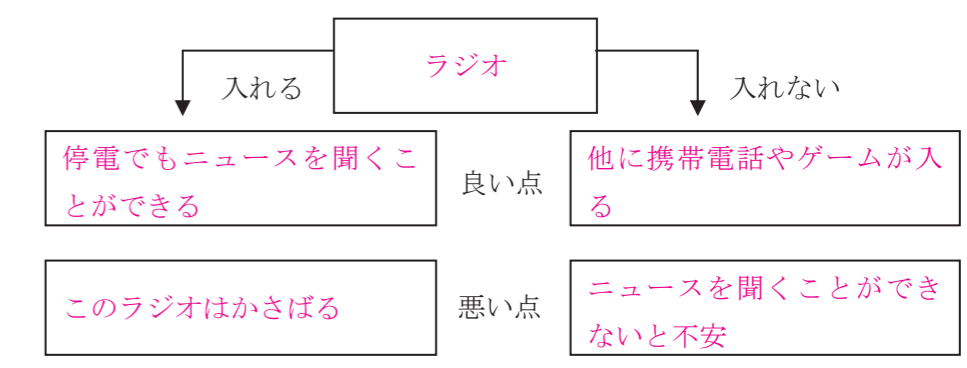
ベッドの下にヘルメットと靴を置いておくと、リュックに入れなくても、すぐに身につけて避難できるよ。



ワークにする都合上、模式的に構成したが、男子は15kg、女子は10kgまでもっと多くのものを入れることができる。家庭の事情に合わせて、実際に荷物を用意してみしてほしい。



考えた結果  
毛布は、かさばるけど寒いのは困る。バスタオルで代わりになるかな。ビニール袋に古新聞をちぎって入れればふとんみたいに使えるかな。



考えた結果 携帯電話でネットがつながるならニュースはわかる。(ワンセグTVがついている)

## 3章 表示をじっくり見てみよう…生活情報の活用

(教科書 p. 212)

暮らしの中のマークを探してみよう (教科書 p. 214-215)

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択や購入及び活用ができること。」

## 【ねらい】

○商品に示されている表示に関心を持ち、その意味を理解する。

○広告に書かれている情報を批判的に読み解く活動を通して、商品選択の際に情報を適切に活用することができる。

## 【本ワークの要点】

## ◆広告と表示

広告は、営利企業においては、消費者に情報を与えて、「買いたい」と思わせることが目的である。表示もまた広告の一部である。しかし表示は、消費者の「知らされる権利」に関わるものでもあるため、適正かつ体系的な表示が求められており、必要な表示等が定められている場合も多い。副教材p. 8のカレーパンの表示は主に、JAS法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法の4つの法律が関わっている。

## ① JAS法 (適正な表示により一般消費者の適切な商品選択に資することを目的とする)

加工食品のうち、缶や袋に包装されているものに、名称、原材料名、内容量、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者等の表示を義務付けている。各項目については、教科書p. 94-97を参照。(名称…その商品の内容を表す一般的な名称。同じパンでも、カレーパンはドーナツ、メロンパンは菓子パン、クリームが入ったパンは洋菓子と記載されているものもある。)

## ② 食品衛生法 (飲食に起因する衛生上の危害防止を目的とする。)

容器包装された食品に、名称、食品添加物、消費期限または賞味期限、保存方法、製造者等、遺伝子組み換え食品である旨、アレルギー物質を含む旨の表示を義務付けている。各項目については、教科書p. 94-97を参照のこと。

## ③ 健康増進法 (国民の健康の保持増進を目的とする。)

栄養表示基準 (含有量、強調表示)、特別用途表示の許可・承認、虚偽・誇大広告の禁止。加工食品に「ノンカロリー」「脂肪分30%カット」など、エネルギーやビタミンなどの栄養成分に関するなんらかの表示を行う場合には、5つの成分の表示が義務付けられている。ビタミンやカルシウムなどの成分を強調する場合には、分量を表示すること、含有量が一定の基準を満たすことが義務付けられている。

## ④ 景品表示法 (公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護する目的とする。)

食品に限らず、商品全般に不当表示を禁止している。食品の37品目 (2012(平成24)年11月現在)には公正競争規約が設けられている。果汁が10%しか含まれていないのに「果汁たっぷり」という表示や、カニに似せた魚介練り製品なのにカニの絵を表示したりすることを禁止している。

## ◆メディア・リテラシー (media literacy)

テレビ番組や新聞記事などのメディアから発信された情報を、批判的に読み解く能力を指す。リテラシー (literacy)とは読み書き能力のことを言い、読む力と同時に、書く力を含む。情報を鵜呑みにせず、どのような意図で作られて、発信されているのかを自分で判断する。それとともに、自ら情報を発信する力を身につける。メディア・リテラシーに関する教育はカナダなど欧米では早くから取り組まれており、日本では1990年代以降に全国的に広がってきている。

本ワークは、商品や広告に表示されている情報を批判的に読み解く力 (メディア・リテラシー) をつけることをねらいにしている。商品や広告に書かれている表示やキャッチコピーから、企業が商品を売るために発信している情報と、商品を購入するために消費者として必要な情報があることに気づかせ、それらを区別できるようにさせたい。

## ◆なぜ、怪しげな広告が出回るのか

怪しげな広告が出回るならば、もっと事前に規制を厳しくして、取り締まればいいじゃないか、と生徒たちは考えるかもしれない。でもそうもいかない面がある。大きくいって、二つ理由がある。

まず第1の理由として、今日は近代市民社会であるからだ。「近代市民社会とは、封建的諸関係を解体していっさいの人間を自由・平等・独立の者として把握した市民相互の人間関係を中心とした社会である」。この近代市民社会では、自由が何よりも尊ばれる。自由だからこそ、企業は新しい技術を開発し、新しい商品を日々作り出す。自由に競争してこそ、社会が活性化される。固定電話が、携帯電話になり、スマートフォンになるという技術革新は、事業者間の自由な競争があるからこそ、もたらされたものともいえる。もちろん何でも自由ではない。「公共の福祉」にそぐわないものは制限されている。しかし基本的に自由を侵害する権利を社会的な規範として生み出すことには慎重なのが、今日の我々が生きる社会なのである。このように考えると、明らかに不適正で消費者が不利益を被る広告については規制を設けるが、不適正なのかどうか、消費者が不利益を被るかどうかははっきりしないことまで、規制しようとはならない。

第2の理由として、財政的な問題がある。規制をかければかけるほど、規制を執行する役人が必要となる。別の言い方をすると、法令で縛れば縛るほど、お金がかかる。縛る必要があるものとそうではないものを選別し、規制をかけるようにしないとイケない。

これらをまとめると、規制が多い社会は「自由」ではなく、「お金」がかかる社会である。だからこそ、規制をどの程度にするのか、それを常にこれらとのバランスを考えて、進めなければならない。そしてこのバランスをどうするのかを決めるのは、我々なのである。

《参照》 宮坂富之助他, 1990, 『現代経済法講座5 消費生活と法』三省堂, p. 106-107



◆JARO 公益社団法人日本広告審査機構

消費者に迷惑や被害を及ぼすウソや大げさ、誤解をまねく広告を社会から無くし、良い広告を育む活動を行っている。消費者からの苦情や問い合わせをもとに、公平なスタンスで広告を審査し、問題のある場合には広告主へ広告の改善を促している。

《参照》 公益社団法人日本広告審査機構(2012年11月14日取得  
<http://www.jaro.or.jp/index.html>)

◆p.9「ガマンしないダイエット」広告の問題点

現在も注文が殺到している等、その状況が継続しているかのように表示していても実際は、過去の一時点の販売実績にすぎない場合は、景品表示法の優良誤認にあたる可能性があります。

「がまんしない」と食事制限をすることなく著しい痩身効果を謳った広告は、事実でなければ特定商取引法の誇大広告等にあたる可能性があります。

医学博士の関与や、女優が愛用していることが事実に基づく表示でなければ、景品表示法の優良誤認にあたる可能性があります。

限定価格を強調しているが、その期間以前にも同様の価格で販売していた場合は特別価格といえず、景品表示法の有利誤認にあたる可能性があります。

消費者庁がお墨付きをあたえたように誤認させる表示は特定商取引法の誇大広告等にあたる可能性があります。

利用者として掲載された者が、実際にはタレントやモデルだったり、商品の利用による効果以上の効果を印象づけている場合には、景品表示法の優良誤認にあたる可能性があります。

痩身効果が得られない場合に、特段の条件を課すことなく返品できるかのような表示をしていても、実際には申し出をした消費者に数々の返金条件を課しているのなら、特定商取引法の誇大広告等の禁止に違反する可能性があります。

◆誇大広告等の禁止

特定商取引法第12条の内容：通信販売を行う事業者は、商品の性能・役務の内容等の広告において、著しく事実に相違する表示、又は実態のものよりも著しく有利・優良と誤認させる表示をしてはならない。

また、誇大広告かどうか判断するために必要があると認められるときは、主務大臣は事業者に対し、合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。提出しない場合は、誇大広告を行っているものとみなされる。

誇大広告等の禁止規定に違反した場合には、行政処分（業務停止等）される。

◆景品表示法における不当な表示の禁止

第4条1項1号…優良誤認

商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものまたは事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると示す表示。

第4条1項2号…有利誤認

商品・サービスの取引条件について、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示。

違反行為の疑いがある場合、行政は事業者への事情聴取や調査を行い、根拠資料提出や弁明の機会を与える。その上でこれらの行為が同法に違反すると認められた場合は、その事業者に対し、消費者庁は措置命令等の措置を、都道府県は指示等の措置をとっています。

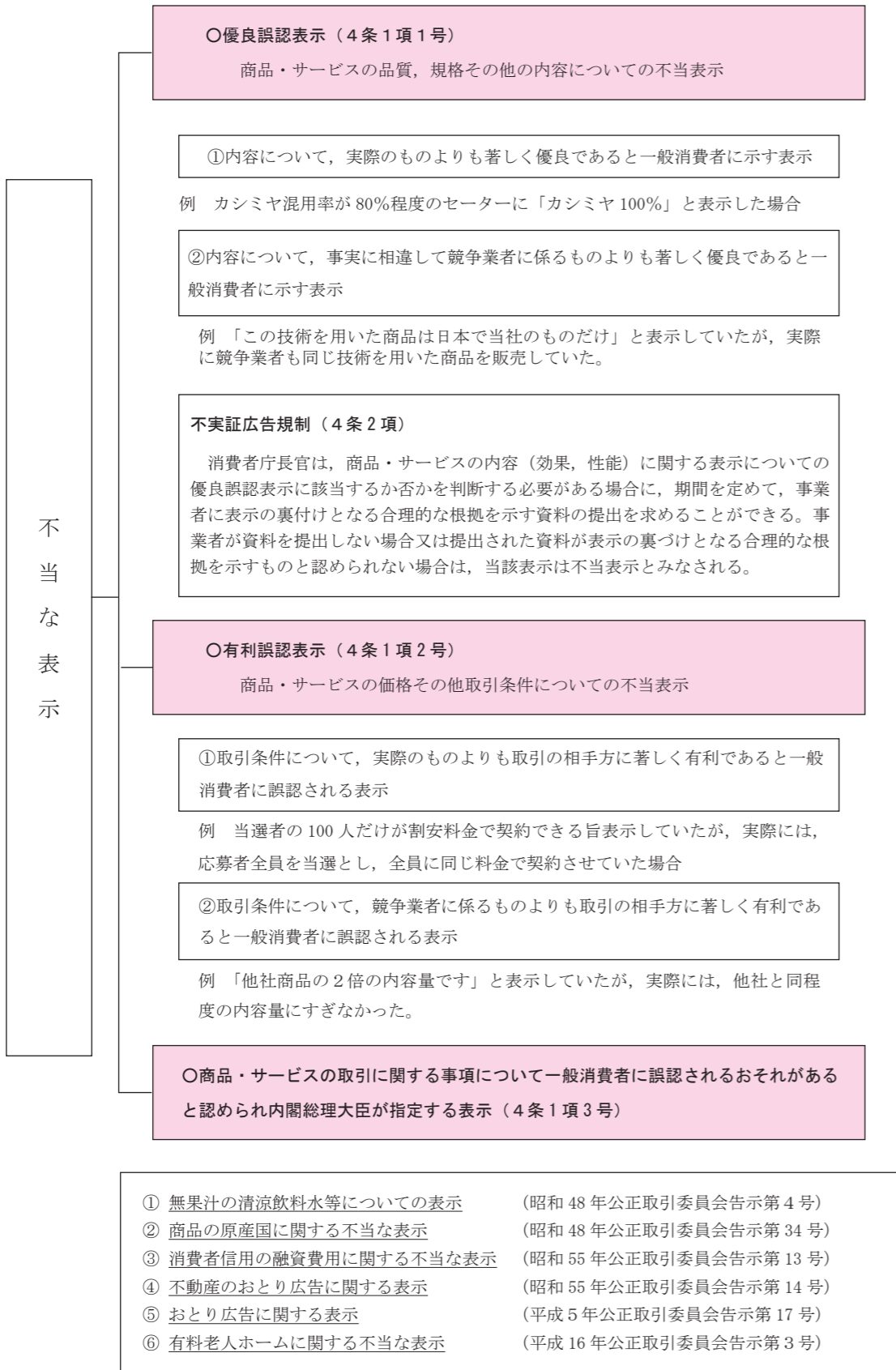
◆参考事例

美容関連の通信販売事業者に対し、五都県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県）が表示の改善を指示した。

当該業者は、「980円」と痩身機器を非常に安い価格で購入できることを強調していたが、実は1本数千円のジェルとセット販売なので消費者の支払う額は高額（有利誤認）な表示を行っていた。また、「マッサージによる摩擦熱で体温を上昇させて脂肪を分解しやすい状態に」などと、合理的な根拠があるとは認められない効果効能等を強調する（優良誤認）の表示を行っていた。

《出所》東京都生活文化局、2012、「美容関連の通信販売事業者に表示の改善を指示」（2012年11月14日取得 <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/09/20m94400.htm>)





《参照》消費者庁「表示規制の概要」

(2012年11月14日取得 <http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/hyoji/hyojigaiyo.html>)

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>商品に書かれている表示に関心を持つ</p> <p>○みなさんは、商品についている表示を見たことがありますか。それには、どんなことが書かれていますか。</p> <p>・いつまで食べられるか ・使われている材料</p> <p>・保存方法 ・賞味期限 ・誰が作ったか</p> <p>表示を正しく読み取る必要性に気づく</p> <p>○商品を選択するときに表示を活用していますか。表示を見ないで買ってしまい、失敗した経験がある人はいませんか。</p> <p>・冷蔵庫で保存することを確認してなくて、カビが生えて食べられなくなった。</p> <p>・パッケージに「ハンバーグ」と書いてあって、牛肉や豚肉で作られたものだと思って買ったのに、よく見ると、鶏肉で作られていた。</p> <p>○表示にはその商品に関する情報が書かれています。表示があっても、その意味を知らないと情報を正しく受け取ることができません。今日は、表示の意味や商品に書かれている情報について知り、適切に商品を選択できる力をつけましょう。</p>	<p>* 小学校の学習を振り返らせる。</p> <p>* 日常生活に目を向けさせる。</p>
本題	<p>商品に書かれていることは何か（ワーク3-1）</p> <p>○清さんが購入したカレーパンの商品のパッケージをじっくり見てみましょう。</p> <p>○【ワーク3-1①】について、あなただったら、どの点に着目して選びますか。買う決め手になる表示に○をつけましょう。</p> <p>○どこに○をつけましたか。商品を買うかどうか決めるとき、どんな情報を手がかりに判断しているのか、みなさんの意見を聞いてみましょう。</p> <p>○つぎに、【ワーク3-1②】で、カレーパンを作った会社が消費者に注目してほしいと考えているところはどこでしょう。青で○をつけましょう。</p> <p>○つぎに、【ワーク3-1③】で、消費者がきちんと選ぶためには、どの点を注意してみるとよいですか。注意してみたいところに赤で○をつけましょう。</p> <p>○赤色、青色の情報にはどんなものがあつたでしょうか。発表して下さい。</p>	<p>* 子どもたちがどんな情報に着目しているのかを把握する。</p>

	<p>○では、一緒に、この商品のパッケージに書かれている情報や表示を確認していきましょう。</p> <p>○このように、情報を批判的に読み解く力を「メディア・リテラシー」といいます。今見てきたように、消費者が商品を選択するために必要な情報もあれば、企業が商品を売るために発信している情報もあります。メディア・リテラシーを働かせて、情報を正しく、適切に読み取り、活用する力をつけていきましょう。</p> <p><u>広告を批判的に読み解く（ワーク3-2）</u></p> <p>○商品のパッケージをみてきましたが、つぎに、広告をみてみましょう。葵さんは、痩せるサプリメントを買おうとしています。あなたが葵さんのお友だちだったら、どんなアドバイスをしますか。【ワーク3-2】に書きましょう。</p> <p>○どんなアドバイスが出てきたでしょうか。発表しましょう。</p> <p>○広告には「45秒に1本売れている」「全国のテレビ・雑誌で次々紹介！」「女優の〇〇さんも愛用！」の表現がありますね。なぜそのような表現が使われているのでしょうか。</p>	<p>*情報や表示の解説をする。</p> <p>*マークについては教科書「暮らしの中のマークを探してみよう(p. 214-215)」を参照するとよい。</p> <p>*教科書「加工食品の表示 (p. 94-95)」「加工食品の選び方(p. 96-97)」を参照するとよい。</p> <p>*企業の広告戦略に気づかせ、メディアリテラシー（情報を使いこなす能力）の育成を図る。</p> <p>*消費者の消費行動を煽る表現であることに気づかせる。</p> <p>*「第7章消費者トラブルって何だろう？」の学習（副教材p. 16）と関連させる。</p>
まとめ	<p><u>消費者としての意識を持つ</u></p> <p>○私たち消費者は情報を正しく読み取り、適切に判断することが必要ですね。</p> <p>○今日、学んだメディア・リテラシーを働かせて、家に届くチラシやネットの広告で気になる表示はないか、調べてみましょう。</p>	<p>*発展につなげる。</p>

## 【関連する文献・資料リスト】

- ・池上彰, 2008, 『池上彰のメディア・リテラシー入門』, オクムラ書店
- ・国民生活センター (2012年10月25日取得 <http://www.kokusen.go.jp>)
- ・静岡市消費生活センター (2012年10月25日取得 <http://www.city.shizuoka.jp>)
- ・消費者庁「表示規制の概要」(2012年11月14日取得 <http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/hyoji/hyojigaiyo.html>)
- ・菅谷明子, 2000, 『メディア・リテラシー—世界の現場から』, 岩波書店
- ・全国食品安全自治ネットワーク食品表示ハンドブック作成委員会, 2011, 『くらしに役立つ食品表示ハンドブック—全国食品安全自治ネットワーク版』, 群馬県食品安全局食品安全課
- ・東京都生活文化局, 2012, 「美容関連の通信販売事業者に表示の改善を指示」(2012年11月14日取得 <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2012/09/20m94400.htm>)
- ・NACS東日本支部食部会, 2008, 『高いわけ, 安いわけ—食品表示で読み解く価格差』, 大月書店
- ・公益社団法人日本広告審査機構(2012年11月14日取得 <http://www.jaro.or.jp/index.html>)
- ・波田浩之, 2007, 『広告の基本』日本実業出版社
- ・宮坂富之助他, 1990, 『現代経済法講座5 消費生活と法』三省堂
- ・森達也, 2011, 『世界を信じるためのメソッド ぼくらの時代のメディア・リテラシー (よりみちパン!セ)』, イースト・プレス

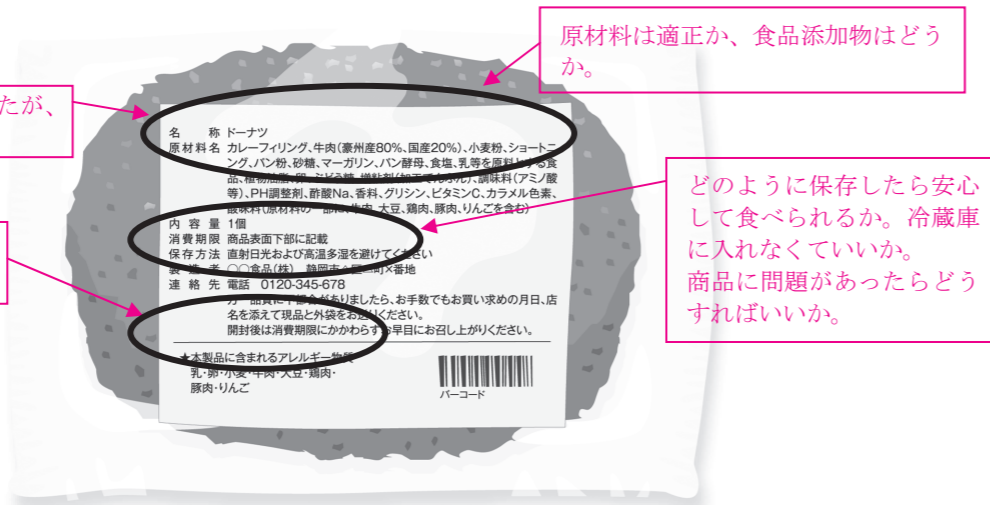
p.8 ワーク3-1

- ① あなたがパンを買うとしたら、どの点を見て買うか買わないかを決めるでしょうか？決め手となる表示に◎をつけてみましょう。 →生徒の主観による
- ② カレーパンを作った会社が、消費者に注目してほしいと考えているところはどこでしょうか？青で○をつけましょう。 →点線で示す
- ③ 消費者がきちんと選ぶためには、どの点を注意して見ればよいでしょうか？赤で○をつけましょう。 →実線で示す

表



裏



p.9 ワーク3-2

やせるサプリメントのチラシを見ている葵さんに、アドバイスしましょう。



このサプリメントで、楽しくダイエットができたらいいなと思わない？

- 45秒に1本売れているって本当かな？
- ガマンして食事制限しないと本当はやせられないのでは？
- 喜びの体験談で話している人って実在するのかな？
- そんなにやせる効果があるなんて、体に悪影響があるのでは？ 等

4章 どこで買う？どんなふうを買う？…販売方法と支払方法（教科書 p.216）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」

【ねらい】

○店舗販売と無店舗販売の別を知り、店舗販売と、無店舗販売の一類型である通信販売を比較することで、各々の特徴と注意点を知る。

○商品を購入する際に、自らが情報を収集・分析して、判断する力（商品を選択する力）を養う。

【本ワークの要点】

◆無店舗販売

小売業の販売形態の一つ。商品<sup>1</sup>を常設店舗で販売せず、それ以外の方法で販売する小売業の総称。セールスマンが商品やサンプル、パンフレットなどを持参して戸別に家庭を訪問し、商品を販売する「訪問販売」、カタログ・ダイレクトメール・テレビや新聞の広告などを利用して、電話や郵便で顧客からの注文を受ける「通信販売」、小型トラックやワゴンタイプの車に商品を積み、広場や街角で販売する「移動販売」、空き店舗などを借りて不定期に商品を陳列して販売する「展示会販売」、自動販売機による販売などがある。

訪問販売や通信販売などは店舗を構えていないので、「無店舗販売」であることは明白であるが、移動販売や展示会販売、副教材p.10のイラストにある祭りの夜店は、簡易ではあっても店舗において販売している。したがって店舗販売と間違えやすいが、これらの販売方法は「常設」の店舗ではないという点から無店舗販売に分類される。

ワーク4-1は、店舗販売と無店舗販売を比較するのではなく、店舗販売と通信販売を比較する内容になっている。本ワークは、教科書p.216に記載のあるとおり「無店舗販売は店に出向かなくてもよい反面、実物を見たり、サイズを確認したり、比較できないという欠点」を理解することが重要であるが、無店舗販売という括りではその欠点が一概に当てはまらないことから、ネットショッピング（通信販売）との比較にしたものである。

\*ネットショッピング（インターネット通信販売・インターネットショッピング）

インターネットの急速な普及に伴い、インターネットを利用して商品を購入する通信販売の一形態であるネットショッピングが流行している。ネットショッピングは、店に自らが出向くことなく、自宅で好きな時間帯に商品の購入ができるため、時間の短縮や便利さが大きな長所となっており、利用者が急増している。

一方、購入するものを実際に手にすることなく契約締結に至ることが多いため、商品到着後に「思っていたものと違った」等のトラブルが発生しやすい。社団法人日本通信販売協会「通販110番報告書」によると、平成18年度の通信販売に関する苦情の内、もっとも多いのが「返品・交換」についてであり、全体の24.9%を占めている（2008(平成20)年7月22日付「消費経済審議会及び



特定商取引部会・割賦販売部会合同会合」資料4ほか)。(日本司法書士会連合会編「ここがポイント!改正特商法・割賦法」p.78 民事法研究会)

また、ネットショッピングの特質に「非対面性・匿名性」が挙げられるが、契約の相手方を直接確認できないことから、他人に住所・氏名や会員番号を勝手に使われて申込みをされ、代金請求を受けるといった「なりすまし」の問題や、匿名性を利用したワンクリック詐欺のような不当・架空請求の問題が発生している。

#### ◆ネットショッピングにおける注意点

- ①ショップの所在地(住所)や担当者名、特に電話番号が書かれているかどうかを必ず確認し、これらに不備があるサイトとは取引しない。また、ショップのURLやアドレスを保存しておく。
  - ②支払い方法が前払いだけでなく、カード支払い、代金引換など複数用意されているショップを選ぶようにする。
  - ③返品に関する記載内容を必ず確認する。単に気に入らなかった場合でも返品できるかどうかを事前に確認しておく。なお、2009年12月1日以降の通信販売による契約は、返品の定め記載が無い場合、商品が届いてから8日以内は消費者が送料を負担することで契約を解除し、返品できる。
  - ④出店しているショッピングサイト上やネット上(事前に検索サイトを使ってショップの名前で検索を行う)における評判を見ておく。
  - ⑤注文した内容、業者からのメールや確認画面は保存しておく。
  - ⑥商品が届いたら、すぐに中身をチェックする。もし、違うものや壊れた商品が届いていた場合は、すぐにショップに連絡する。
  - ⑦クレジットカード番号や暗証番号を入力する画面では通信が暗号化(SSL)(注)されているなど個人情報の取り扱いが適切なインターネットショップを選ぶこと。信頼性が低いと思われるサイトでは、不正利用防止の観点から、クレジットカードでの購入を控えること。
- (注) 通信がSSLにより暗号化されているサイトではブラウザの右下等に鍵の閉まったマークが表示される。

《参照》 国民生活センター,2009,「ネットショッピングは初めてで不安だ。どんなことに注意すればよいか」(2012年11月14日取得

[http://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2008\\_05.html](http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2008_05.html))

#### ◆通信販売における返品ルール

通信販売は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)で規制される取引の一つである。特定商取引法は、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールが定められている。「クーリング・オフ」については、7章p.55\*参照)

しかし、通信販売にクーリング・オフ規定はない。その理由は、通信販売が、自らの意思で相手方に電話したり、インターネットにアクセスして商品やサービスの購入をするので、契約の不意打ち性がなく、契約者の自主性が保たれていることが挙げられる。

しかし、平成21年12月施行の特定商取引法の改正により、通信販売業者が返品特約(契約の申込み

の撤回又は解除に関する事項)を広告に表示していない場合には、商品到着後8日間以内であれば、売買契約を返送料を自己負担で解除することができ、返品が可能となった。(特定商取引法第11条・第15条の2)

ワーク4-2のパソコン画面においては、「ショッピングご利用ガイド>返品・交換について」が上記返品特約を示す箇所である。

なお、返品特約の表示については、返品の可否、条件、返送料の負担の有無などを分かりやすく表示することとされており、経済産業省から「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」が示されている。

#### ◆ジャドママーク

公益社団法人日本通信販売協会正会員のマーク。同法人は、特定商取引法の第30条に位置づけられた通信販売業界を代表する公益法人(1983年設立)。アフターケアの徹底、広告表現の適正化、通販110番での相談などを、消費者団体や、官公庁の消費者窓口などと協力して進めている。

同協会の正会員である事業者は、通信販売広告に「JADMA(ジャドマ)マーク」を表示しており、通信販売業における電子商取引のガイドライン「協会ガイドライン」を定め、返品や交換に応じるなど公正な販売に努めている。

同協会に入会するには審査があり、また、会員の販売業者に苦情が発生した場合には同協会が苦情の解決にあたるため、JADMAの会員であるかどうかは一応の信用の目安になると思われる。

#### ◆オンライントラストマーク

公益社団法人日本通信販売協会及び日本商工会議所が付与するマーク。インターネットショッピングサイトでマークを取得した事業者のサイトに表示される。マークをクリックすると、その事業者の認証確認情報が表示される。

このマークは、①事業者が実在する、②事業者が特定商取引法や景品表示法の表示ルールを遵守している、③誇大広告表現が使われていないことを意味している。しかし、その事業者の商品・サービスの品質や内容、契約内容などを保証しているわけではないことに注意が必要である。



【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>販売方法について考える</p> <p>○同じ商品を買うにしても、いろいろな購入方法があります。</p> <p>○副教材p.10のイラストにあるとおり、デパートや美容院など、常設のお店にお客さんが出向く販売方法を店舗販売、それ以外の方法を無店舗販売と呼びます。</p> <p>○みなさんは、これまでに無店舗販売を利用したことはありますか。どんなものを、どうやって買いましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットで服を買ったことがある。</li> <li>・携帯電話でゲームのアイテムを買ったことがある。</li> </ul> <p>○無店舗販売のうち、インターネット、テレビやラジオ、新聞や雑誌等を通して販売する方法を通信販売と呼びます。</p>	<p>*様々な販売方法があり、店舗販売と無店舗販売に分けられることを知る。</p> <p>*無店舗販売の種類（訪問販売、通信販売、自動販売機による販売、宅配など）を確認する。お祭りの夜店は、店を構えてはいるものの、常設店舗ではないので無店舗販売に分類される。</p> <p>*通信販売は無店舗販売の一形態である。</p> <p>ネットショッピングは、通信販売の一つであり、インターネットにより商品を注文して購入する行為を指す。</p>
本題	<p>店舗販売と通信販売の比較【ワーク4-1】</p> <p>○店舗販売と無店舗販売の特徴を知りましょう。</p> <p>電子辞書を購入するとき、店で買う場合とネットショッピング（通信販売）をする場合でどんな違いがあるかを比べてみましょう。それぞれの長所と短所を【ワーク4-1】にたくさんあげましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（生徒によるワークの発表）</li> </ul> <p>○通信販売は便利ですが、実物を見たり、相手がちゃんとした店か確かめることができないうところに欠点があります。また、お金を払ったのに商品が届かないなどのトラブルが起こることもあります。</p> <p>ネットショッピングの注意点を知る【ワーク4-2】</p> <p>○ネットショッピングを利用するときは、画面のどんな表示に注意しなければならないのかを学習しましょう。</p> <p>○シズネットショッピングクラブのパソコン画面を見てみましょう。</p> <p>副教材p.10[ネットショッピングで確認すべきこと]を参考にして、購入時に確認すべきポイントを見つけて○をつけましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（生徒によるワークの発表と教師による解説）</li> </ul>	<p>*店舗販売と通信販売（無店舗販売）を比較することで、通信販売は便利な反面、実物が想定していたものと違ったり、販売店が信頼に足る店なのかを確かめることが難しいといったリスクがあることを認識させる。</p> <p>*ネットショッピングをする際は、会社概要、返品特約、支払方法、画面構成等を確認することで、販売店が信頼に足る店かどうかを見極めることが大切であることを認識させる。</p> <p>*画面下のジャドママークとオンライントラストマークの意味を説明する。</p>

	<p>(発展ワーク～時間があれば～)</p> <p>○もしみなさんが、(例：自転車)を買うとしたら、どこで買い物をしたらよいと思いますか。チラシやホームページを調べて考えてみましょう。</p>	<p>*東京都消費生活総合センターのホームページより、インターネットショッピングの疑似体験ができる教材（消費者教育読本WEB版）がある。</p> <p>*自分がネットショッピングを利用する際に確認する事項をまとめる。</p>
まとめ	<p>○今日は店舗販売と通信販売の違いや、ネットショッピングの利用方法を学習してきました。</p> <p>商品を購入する方法はいろいろあります。それぞれの特徴を知って、どこで、どんなふうを買うとよいか、よく検討することが大切です。</p>	

【関連する文献・資料リスト】

- ・ 経済産業省、「2009.8.6 通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」  
(2012年11月14日取得 [www.no-trouble.go.jp/page?id=1247043855065](http://www.no-trouble.go.jp/page?id=1247043855065))
- ・ 国民生活センター,2008,「ネットショッピングにおける注意点」  
(2012年11月14日取得 [http://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2008\\_05.html](http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2008_05.html))
- ・ 国民生活センター,「インターネット通販 相談事例」  
(2012年11月14日取得 [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/internet2.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/internet2.html))
- ・ 東京都消費生活総合センター「消費者教育読本WEB版」  
(2012年11月14日取得 [http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyoiku\\_web/](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyoiku_web/))
- ・ 財団法人日本産業協会,「インターネット通販 消費者のための表示の見方」  
(2012年11月14日取得 <http://www.nissankyo.or.jp/auction/information/informationshopping2.html>)
- ・ 日本司法書士会連合会編,2010,『ここがポイント!改正特商法・割販法』民事法研究会
- ・ 公益社団法人日本通信販売協会 (2012年11月14日取得 <http://www.jadma.org/>)
- ・ 林郁, 圓山茂夫編著,2012,『実践的消費者読本 第5版』民事法研究会

p.10 ワーク4-1

電子辞書を買うとき、電器店で買う場合（店舗販売）とネットショップで買う場合（通信販売）とどんな違いがあるか比べてみましょう。

	長 所	短 所
店舗販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品を手にとって確かめることができる。</li> <li>パソコンを使えなくても買い物ができる。</li> <li>店員さんから説明を受けることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店が閉まっている時間は買うことができない。</li> <li>遠くの店だと行くのが大変。</li> <li>店によっては展示や在庫が限られる。</li> <li>使い勝手や評判はわからない。店の人の説明に頼らざるを得ない。</li> <li>電子辞書は小さいが、もし重い荷物やかさばるものを買ったら、持って帰るのが大変。</li> </ul>
通信販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>好きな時間に買い物ができる。</li> <li>在庫や種類が店よりも多い。</li> <li>あちこち店を探さなくても検索が簡単。</li> <li>ショップによってはレビューで使い勝手や評判がわかる。</li> <li>電子辞書は小さいが、重いものやかさばるものを買った時、配達してくれるので運ばなくてよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手にとって商品を見ることができないので、イメージと違うということがある。</li> <li>画面操作が難しかったり、注文の入力を間違えたりすることもある。</li> <li>相手が適正に業務を行う店か確かめることができない。</li> </ul>

p.11 発展ワーク

もしあなたが **自転車** を買うとしたら、どこで買いますか。チラシやホームページを調べて考えてみましょう。

	候補A	候補B
どの商品を選びますか？ その理由は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学用の自転車。</li> <li>BAAマークがついている。</li> <li>ライトが自動点灯。</li> <li>高校に行っても使えるから。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>折りたたみ自転車。</li> <li>折りたためるので車に乗せて運べる。</li> </ul>
どこでどんなふうに買いますか？ その理由は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>近所の自転車屋さん。 (〇〇くんのおじさんの店)</li> <li>前にパンクを直してくれたとき親切だったから。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットショップ</li> <li>価格が安いから。</li> </ul>
それぞれの長所と短所は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>長所は丈夫そうだし、故障してもおじさんがすぐに直してくれそう。</li> <li>短所は価格が5千円高いこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長所はみんなと違う自転車に乗りたい。価格が安くていい。</li> <li>短所は安全性に不安。壊れやすいのではないかと心配。直してもらえないかと心配。</li> </ul>

p.10 ワーク4-2

確認すべきところに○をつけましょう。

The screenshot shows the homepage of 'シズネットショッピングクラブ'. Several callouts are present:

- 会社案内のページを開いて、所在地や電話での連絡ができるか確認する。** (Open the company information page to check for location and contact info.)
- 代金の支払い方法が選べるか確かめる。詳細を確かめてから、できるだけ前払い以外の方法を選ぶ。** (Check if payment methods are selectable. Confirm details and choose non-advance payment methods where possible.)
- この段階で入力ミスをしたたり気持ちが変わったら取り消しや変更が可能。注文の各段階でしっかりと表示を確認することが大切。** (At this stage, cancellations or changes should be possible if there are input errors or mood changes. It's important to confirm the display at each step.)
- 返品特約の明記がある。詳しく書かれたページも確認することが大切。** (Return policy is clearly stated. It's important to check the detailed page.)
- 送料の記載がある。代引の場合別途費用がかかることもある。** (Shipping costs are noted. Additional fees may apply for cash on delivery.)
- サイト上の表示義務が適正だと第三者によって確認されている。** (The display obligations on the site are confirmed as appropriate by a third party.)
- 日本通信販売協会の会員との表示。** (Display of membership with the Japan Direct Selling Association.)

The website interface includes a shopping cart with one item, a payment summary table, and a 'ご注文手続きへ' (Proceed to checkout) button. The payment summary table is as follows:

商品金額合計(税込)	21,800円
送料(税込)	987円
お支払い合計金額(税込)	22,787円

## 5章 お金とカードとのつきあい方…家庭生活と消費（教科書 p. 217）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

（1）家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」

### 【ねらい】

○多種多様なカードが出回っている現在では、まずカードにはどのような種類があるのかを理解する。

（クレジットカードは、後払いという程度）。

○自分の買い物経験を振り返ることを通じて、家計管理や生活設計の必要性を理解することができる。

○こづかい帳等を利用して、家計管理を実践することができる。

○お金の使い方には、3つの方法があることを理解できる。

### 【本ワークの要点】

#### ◆カードのタイプ

現金の代わりという視点でみると、カードは3種類に分かれている。

- ① 現金の代わりにならないカード（図書館カードなど）
- ② 現金の代わりになるカード
- ③ 普段は現金の代わりにならないが、条件がそろえば、現金の代わりになるカード

また、お金に代わる代替品として広まっているのが、②のカードである。

さらに、小売店等によって、発行されているのが③のカードである。これはそのままではまったくお金の価値はないが、そこで商品を購入すれば、ポイントがたまって、ある一定のポイント数になると、割引券などと同様に、お金の代わりにもなるものである。これは明らかに小売店等が、お客様に他の競合店ではなく、自分の店で買ってもらえるように戦略として提供しているカードである。最近では例えばnanacoのような流通系カードのように、①と③の機能が合わさったカードもでてきている。このようにカードは複合的な機能を組み合わせることも容易にできるという特徴がある。

#### ◆前払いカード

プリペイドカード

商品・サービス購入に用いられる代金前払い、商品後渡し決済方式のカード。

静岡ではTOICA、LuLuCa、首都圏のJRと私鉄などで使えるSuicaやPASMO、図書カード、電子マネーである楽天Edyなどがこれにあたる。楽天Edy、LuLuCa、Suicaなどの非接触型ICカードと、図書カードなどの磁気カードがある。

利用者は、小銭を用意する必要がなく、割引やポイントがたまるなどの利点もあるが、カードの紛失、変形等使用できなくなった場合、カード使用者が損失を被る。また発行者には、固定客の確保、顧客の消費行動に関する情報の入手、代金先取りによる資金運用や代金回収の費用節約などメリットが多

い。資金決済に関する法律による規制を受ける。

電子マネー

電子マネーとは、決済手段として用いるため現金、クレジットカード、などの媒体を電子情報化したものをさす。電子マネーの多くは、プリペイドカードの一つである。

電子マネーの類型には、電子マネーをコンピュータのメモリーに記憶させ、インターネットなどのネット上で流通させるネットワーク型と、ICカードのチップに記憶させ、ICカードの読み書きが可能な端末等を通じて流通させるICカード型がある。

TOICA、Suica、PASMOなどの交通系カードに加え、コンビニエンスストアで使用できるnanacoなどの流通系カード、おサイフケータイなども普及している。

#### ◆即時払いカード

デビットカード

使用の時点で本人の口座から利用額が自動的に引き落とされる即時決済機能を持つカード。デビットカードの機能が組み込まれていると、デパートやスーパーなどの販売店のレジでキャッシュカードの提示によって、商品やサービスの購入ができる。銀行が発行したキャッシュカード口座の預貯金の範囲内であれば、デビットカードの加盟店で制限無く使用でき、利息や手数料はかからない。

使用の際には、レジで端末機にATM（現金自動預け払い機）で使用している暗証番号を入力することで本人確認がされ、口座から買物代金が支払われる。

#### ◆現金の代わりになるカードの長所と短所

現金の代わりになるカードの長所は、現金がないときに、商品を購入できることにあり、短所は、現金という見えるやりとりではないため、あるいはポイントをためるために、つい使いすぎてしまうことにある。

#### ◆家計の収支バランスについての考え方

収入と支出のバランスが崩れて、収入より支出が多くなったら、いずれ生活が成り立たなくなることは、誰でもわかっていることである。しかし、それが現実に起こっている人もいるのもまた事実である。なぜ、バランスをとれなくなるのか。簡単に言えば、「なんとかなる」と根拠もなく思ってしまうからである。

では、家計のバランスをとりましょう。という説明で良いのかといえ、それだけでは不十分である。生徒たちの多くは、いずれ大人になって、住宅ローンを組むことで、長期間の借り入れをしなければならぬし、大学生の子どもをもつと、日々の家計収支は厳しくなる。年金生活者も収入より支出が多くなりがちである。それでもなぜ生活が成り立つのかといえ、それまでにお金を蓄えていたからである。また貯めるということを実際に行うには、現時点での支出を抑えることになる。このようにある程度、将来を見越して、お金の使い方を考えておく必要があるということだ。計画的なお金の使い方とは、いつもなんでも計画的であるということではなく、将来抱えそうな経済的な生活課題に対応するために、今のお金の使い方を考えておこうということである。そして人によって計画的の意味は異なるのだが、充実した人生を歩むためにも、将来にわたって自分の家計が破綻しないようにしておかなければならないという点は、全ての人に共通する。



## ◆こづかい帳に対する視点

中学校では学習指導要領に家計管理のことがほとんど出てこないのが、あまり取り上げられないようだが、小学校、高等学校で家計管理について学ぶ以上、中学校でも家計管理について学ぶことは重要である。但し、その内容は、小学校時には現金の収支で済んでいたものが、中学校ではプリペイドカードなど現金以外の収支も考えなければならないので、だんだん複雑になるという視点も入れる必要がある。それが高等学校で指導するクレジットカードを入れた、より高度な家計管理の学習につながる。また貯蓄についても、家計収支の一つとして把握しておくことが考えられよう。

こづかいの記入先はノートでも何でも良いのだが、要は自分の経済生活にあった収支項目を用意することが求められる。どういうこづかい帳がわかりやすいか、こづかい帳そのものの作成時間をとることも、おもしろい試みであると考えられる。

## ◆お金の使い方について

お金の使い道について、3つあがっている。少し補足したい。SPENDは、自分で使うということだが、使い方自体にも、2章で勉強したように、ニーズに使う場合とウォンツに使う場合がある。また、SAVEについても、銀行に預けるか、郵便局に預けるか、自分で持っておくかという選択もある。それぞれ重要な学習テーマである。

しかし特に指導が必要なのは、人や社会のために使うお金、SHAREの理解であろう。自分で何かを購入したり、お金を貯めたりするだけでなく、社会的に有用な組織などへお金を寄付あるいは融資することも選択肢にあることを理解してもらうことは、アメリカのように寄付の習慣があまりない、日本人にはとても重要なことである。具体的な例として、東日本大震災に対する寄付、あるいは社会起業家であるKivaの活動などを事例にして説明すると理解してもらえらるだろう。大切なことは、寄付する行為としてだけでなく、お金の使い方の選択肢として、SHAREもあるということを、生徒たちに理解してもらうことである。

そしてこのような理解が、社会を変えていく「消費者市民」という概念へと結びつくのである。

《参照》金融広報中央委員会「お金のかしこい使い方 ～3つのSから考える～」

(2012年11月11日取得 <http://www.saveinfo.or.jp/event/2008/08fest/seminar011.html> )

Kiva japan (2012.年11月11日取得 <http://kivajapan.org/>)

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>カードとお金の管理について考える</p> <p>○みなさんはどんなカードを持っていますか。机の上に出してみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスに乗るときに使うカード</li> <li>・図書館で本を借りるときに使うカード</li> </ul> <p>○では、自分なりの基準でグループに分けてみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名前が書いてあるか、ないか（記名式／無記名式）</li> <li>・物が買えるか、買えないか（現金の代わりになるか、ならないか）</li> <li>・乗り物に乗るときに使うか、物を買うときに使うか（使用用途）</li> </ul> <p>○いろんな分け方が出てきましたね。カードにはそれぞれ特徴があるようですね。</p> <p>○では、現金の代わりになるカードとそうではないカードに分けてみましょう。</p> <p>○今日は、お金とカードの使い方について学んでいきましょう。</p>	<p>*日常生活に目を向けさせる。</p> <p>*さまざまなカードが出てくると思われるが、ここでは現金の代わりになるカードとそうでないカードという視点で分けさせ、ここでの学習につなげる。</p>
本題	<p>カードをどう管理するか</p> <p>○カードって、なぜあるのだと思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小銭を持ち歩かなくていい。</li> <li>・おつりがいらぬ。</li> </ul> <p>○（よく利用している）プリペイドカードと現金との違いは何でしょう。【ワーク5-1】に、それぞれの長所と短所を考えてみましょう。</p> <p>また、カードを発行している会社にとってのメリットも考えてみましょう。</p> <p>○では、長所と短所を発表してみましょう。</p> <p>どんな観点が出てきたでしょうか。</p> <p>○プリペイドカードは小銭を持ち歩かなくてもよいし、割引があるなど、便利な反面、いくら使ったかがわかりづらいという欠点が出てきましたね。では、カードをどう管理すればよいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お金の出し入れを書く必要があるな⇒こづかい帳へ</li> </ul>	<p>*カードがなぜあるのかを理解させる。</p> <p>*プリペイドカードと現金の違いを理解できる。</p> <p>*カードの長所と短所を考えられる。</p>

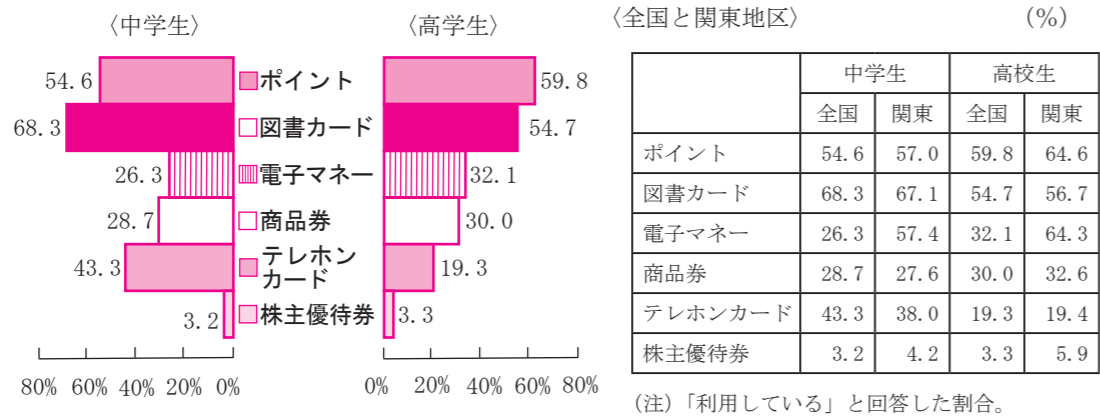


	○それでは、どのようなこづかい帳ならば、利用しやすいでしょうか。グループでアイデアを出してみましょう。 ○お金の管理することを勉強しましたので、最後にお金の使い方について考えてみましょう。お金には3つの使い方があります。それぞれについて【ワーク5-2】を利用して、考えてみましょう。	*現金の代わりになるカードの管理には、こづかい帳が有用であることに気づかせる。
まとめ	○今日はお金とカードの使い方について学んできました。みなさんは、どんなお金の使い方をしていきますか。自分が持っているお金を把握するためにはどうすればよいでしょうか。今回の授業で気づいたこと、感じたことをまとめましょう。	*発展につなげる。

【関連する文献・資料リスト】

- Kiva japan (2012年11月11日取得 <http://kivajapan.org/>)
- 金融広報中央委員会, 「お金のかしこい使い方 ～3つのSから考える～」 (2012年11月11日取得 <http://www.saveinfo.or.jp/event/2008/08fest/seminar011.html>)
- 金融広報中央委員会, 「金融用語解説」 (2012年11月11日取得 <http://www.shiruporuto.jp/finance/kinyu/yogo/index.html>)
- 金融広報中央委員会, 2010, 『子どものくらしとお金に関する調査 (第2回)』 (2012年11月14日取得 <http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kodomo2010/pdf/10kodomo.pdf>)
- 駒崎弘樹, 2010, 『「社会を変える」お金の使い方——投票としての寄付 投資としての寄付』 英治出版
- 一般 (社) 全国銀行協会, 「ぎんこう寺子屋」 (2012年11月11日取得 <http://www.zenginkyo.or.jp/education/>)
- 一般 (社) 全国銀行協会, 「知ろう!学ぼう!お金の使い方」 (2012年11月11日取得 [http://www.zenginkyo.or.jp/education/material/loan\\_jr\\_highschool/](http://www.zenginkyo.or.jp/education/material/loan_jr_highschool/))
- (社) 日本クレジット協会 (2012年11月11日取得 <http://www.j-credit.or.jp/>)

【図表 24】 電子マネーほかの利用状況



《出典》金融広報中央委員会, 2010, 『子どものくらしとお金に関する調査 (第2回)』 (2012年11月11日取得 <http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kodomo2010/pdf/10kodomo.pdf>)

p.12 ワーク5-1

前払い式カード（プリペイドカード）の特徴を現金即時払いと比較してまとめましょう。

	便利な点、長所	不便な点、欠点
現金	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでもどこでも使える。</li> <li>個人情報を知られない。</li> <li>取引がその場で完了する。</li> <li>手持ち金額の把握が簡単。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額な買い物だとお金の持ち運びや確認が大変。</li> <li>おつりの受け渡しが不便。</li> <li>小銭が多いとかさばる。</li> </ul>
前払い式カード (プリペイドカード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小銭を数えなくて済む。</li> <li>現金の持ち合わせがなくても使える。</li> <li>カードによっては割引もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来使うかどうかわからない分までまとめて出費する。</li> <li>目的、店別にカードを買う必要がある。</li> <li>チャージ式だと保証金が必要。</li> <li>残高がわかりにくい。</li> </ul>

p.13 ワーク5-2

お金の3つの使いみちの役割について考えてみましょう。

	お金はどんなふうに使われる？	その使い方はどんな意味を持つ？
SPEND 自分のために使う	<ul style="list-style-type: none"> <li>趣味や遊びに使う。</li> <li>必要な商品を買う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>楽しい時間が過ごせる。</li> <li>便利なものを使うことができる。</li> <li>むだ使いをしてしまうと自分が困ることがある。</li> </ul>
SAVE 貯金する	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯金箱にとっておく。</li> <li>銀行に預ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お金が足りなくて、どうしても必要な買い物があるときに助かる。</li> <li>未来の夢のためにがまんすることができる。</li> </ul>
SHARE 人や社会のために使う	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族や友だちにプレゼントする。</li> <li>募金する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族や友だちに喜びを与えることができ、自分自身の喜びにもつながる。</li> <li>社会に貢献することができる。</li> </ul>

6章 静岡版もったいない運動…環境に配慮した生活（教科書 p.226 - 231）

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

(2) 家庭生活と環境について次の事項を指導する。

「ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。」

【ねらい】

○家電製品の消費電力を調べる活動を通して、家庭における省エネルギーの取り組みの意義や方法を理解し、実践する。

○家庭ごみの回収方法や環境に関するマークの意味を理解する活動を通して、環境に配慮した消費生活が循環型社会を形成する基盤となることに気づき、生活の在り方を工夫する。

【本ワークの要点】

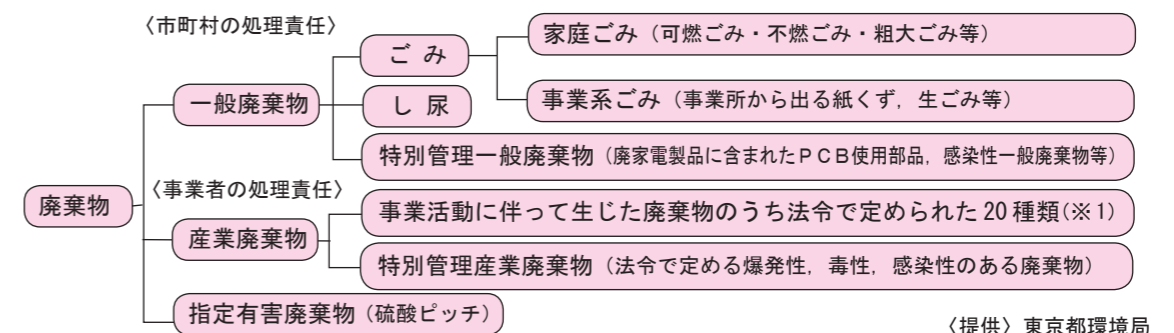
◆循環型社会

2001（平成13）年に施行された循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を以下のように定義している。「循環型社会」とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいう。

また本法では、事業者・国民の「排出者責任」明確化や生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を扱っている。また、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促している。この法律では処理の優先順位が初めて法定化され、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分という優先順位となっている。

◆ごみとは

人々の活動に伴って発生するごみは一般的には廃棄物と呼ばれ、自ら利用したり、他人に売ったりすることができないため、不要になったものをいう。具体的には、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、糞尿など様々なものが含まれている。廃棄物を分けると下のようになる。



〈提供〉東京都環境局

《出所》東京都教育委員会, 「ごみ問題」『くらしと環境学習web 中高生向け』(2012年11月19日取得 [http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/kankyo/t\\_gakusyu/gakusyu03-05.htm](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/kankyo/t_gakusyu/gakusyu03-05.htm))

◆静岡版「もったいない運動」について

(1) めざすところ

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は, 地球規模での資源の枯渇, 身近なところでは, 廃棄物の最終処分場のひっ迫など, 様々な問題を引き起こしている。静岡市では, 「人や物を大切にすることを基本理念に, 日本人が忘れかけている言葉『もったいない』をキーワードとして, 2007(平成19)年度より静岡版「もったいない運動」を展開している。多くの市民に取り組んでもらうため, 市民生活に密着した「ごみ」の減量を運動の主体とし, 循環型社会の形成に向けて, 市民の意識改革と実践行動を促し, 「環境共生都市しずおか」の実現を目指している。

(2) 2011(平成23)年度の静岡版「もったいない運動」について

「もったいない」という言葉は周知されてきたが, 家庭ごみの集積所に出されるごみ袋の中には, まだ多くの紙類やレジ袋が混入している。2011(平成23)年度以降は「静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量を, 2014(平成26)年度までに1,080グラムまで減量する」\*ことを, 静岡版「もったいない運動」の新たな目標として定め, 各種啓発事業の実施により目標の達成を目指している。

\*静岡市の平成20年度現在の一人1日あたりのごみ総排出量は, 1,156グラム

《出所》静岡市廃棄物政策課

(2012年11月11日取得 <http://www.city.shizuoka.jp/deps/haikibutu/mottainai20.html> より抜粋)

【授業展開例】○は教師の発問, ・は生徒の発言

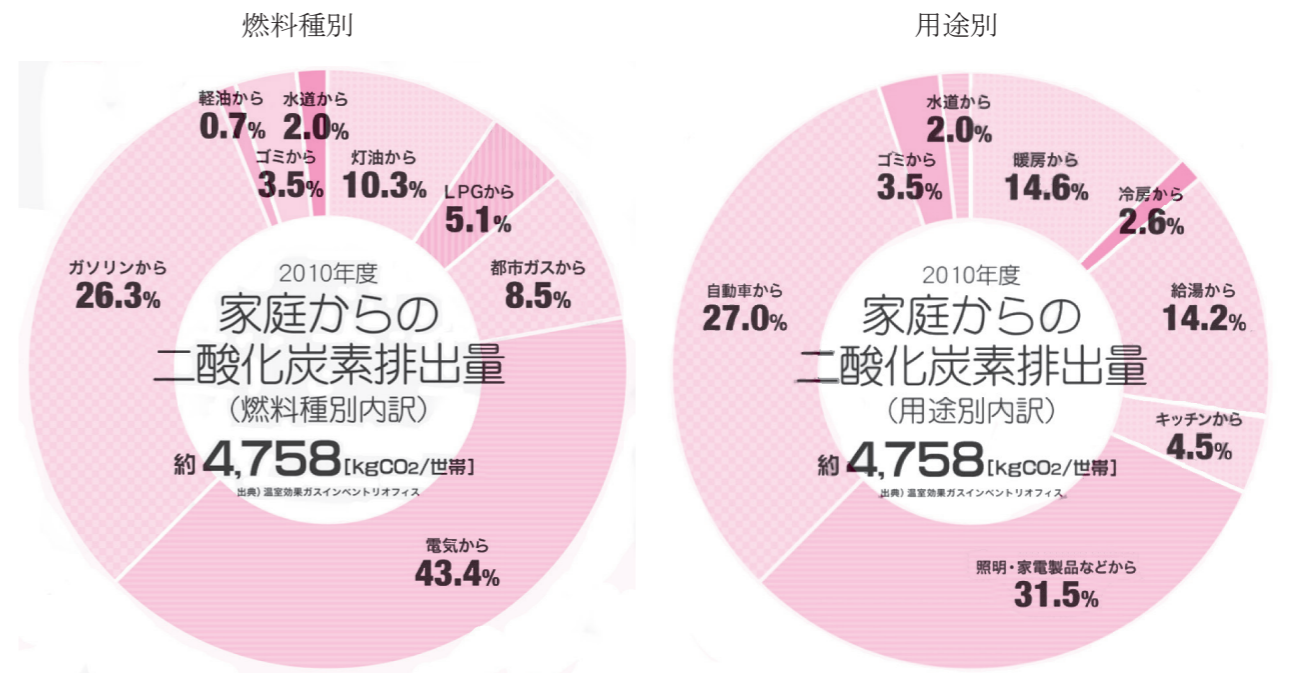
	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>「もったいない」に目を向ける</p> <p>○みなさんは, ごみの減量キャンペーンのマスコットキャラクター「しずも」ちゃんを知っていますか。静岡市でごみについてどんな取り組みをしているか, 知っていますか。</p> <p>○みなさんは, 清くんや葵ちゃんのことを聞いて, どのときに「もったいないなあ。」と感じますか。</p> <p>○小学校では副教材のp.14にある4つのRを勉強しましたね。覚えていますか。</p> <p>○この4つのRの中で, 最も環境に優しいのはリデュースでしたね。ゴミになるものを断ったり, ゴミを出さないことが必要です。今日は環境に配慮した生活について考えていきましょう。</p>	<p>*小学校の学習を振り返らせる。</p>
本題	<p>環境への負担をなくすには</p> <p>○一人が1日出すごみの量は約1kgです。副教材のp.14【ワーク6-1】をみてみましょう。</p> <p>静岡市のごみ処理の統計が出ています。ひとりひとりがごみを5%減らすには, どうすればよいでしょうか。「グラフを見て気づいたこと」「ごみを減らすための私のアイデア」をワークブックに書きましょう。</p> <p>○書いた意見を発表しましょう。発表を聞きながら, 【ワーク6-1】の「みんなの意見でいいなと思ったアイデア」に書きとりましょう。</p> <p>○発表を聞いて, 【ワーク6-1】の「自分で取り組みそうと思ったアイデア」に書きましょう。</p> <p>○私たちが出すゴミはどのように処理されていますか。</p> <p>・清掃センターの焼却炉で焼却されて灰になる。</p> <p>○収集日にゴミを出すと私たちの身の周りは片付きますが, ゴミは家庭から社会に移動しただけで, 地球上から消えたわけではありません。私たちが生活で使ったものやエネルギーは地球で生み出されて消費された後, また地球に戻ってきます。生活の中でゴミの発生を減らしたり, 資源を再生して利用することが必要ですね。</p>	<p>*ごみを減らすことが, 環境とどのように結びつくのかを理解させる。</p>



<p><u>環境情報を理解して商品を選択する</u></p> <p>○副教材p.14の【ワーク6-2】のように、商品にはリサイクルのやり方やエネルギー消費量など環境に関する情報が表示されているものがあります。</p> <p>ワークブック【ワーク6-2】を見て、マークの意味とどんな役に立つか、線で結びましょう。</p> <p>○環境に関係するマークの意味やどんなことに役立つのかわかりましたか。こうしたマークを活用することは、焼却に使うエネルギーを減らしたり、資源を再生して利用するリサイクルを適切に行うのに役立ったり、マークのついている商品を選ぶことによってリサイクルの循環ができ、環境への負荷を減らすことにつながります。</p> <p><u>電気を賢く使うにはどうすればよいか</u></p> <p>○また、家庭にはいろいろな家電製品があります。使い方で消費電力量は違ってきますが、ワット数が多い家電製品はそれだけたくさんの電気を使います。60Wの出力量がある人力発電機を回した場合、【ワーク6-3】の家電製品を使うために必要な電気をつくるには、自転車をどのくらいの時間こがなければならないでしょうか、計算してみましょう。</p> <p>○あなたは節電のためにどんな取り組みができますか。できそうなことを考えてみましょう。また、それによっていくら節約できるでしょうか。【ワーク6-4】に書きましょう。</p>	<p>*エコマーク、牛乳パック再利用、PETボトルリサイクル、グリーンマーク、再生紙使用マークなど、これらのマークがついている商品を買うことが、環境を守ることにどう役立つかを理解させる。</p> <p>*節電の目的は自分のお金を節約するためだけではなく、地球の資源や環境を守るためであることを意識させるようにする。</p>
<p>まとめ</p> <p><u>持続可能な循環型社会に向けて</u></p> <p>○地球は誰のものでもなく、生き物みんなの家です。地球の資源を維持し環境を破壊しない持続可能な社会に向けて、私たちの生活スタイルを見直し、環境に優しい暮らしにしていきたいと思います。</p>	<p>*「持続可能な社会」「循環型社会」の用語を説明し、家庭だけでなく地域の取り組みも必要であることを理解させる。</p>

【参考資料】

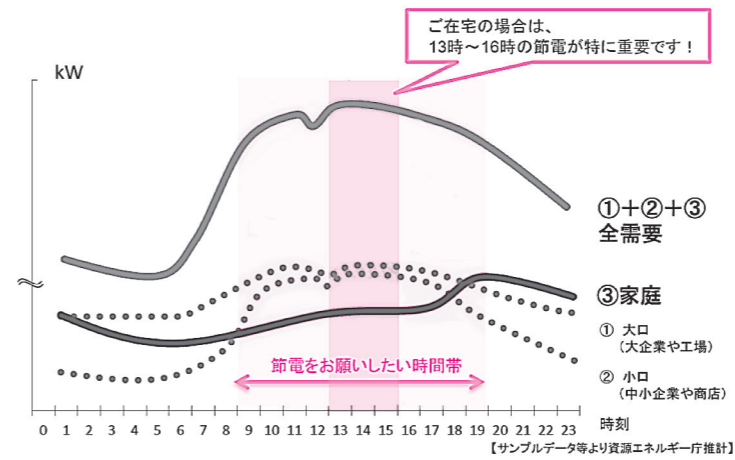
■図6-1 家庭からの二酸化炭素排出量（2010年度）世帯当たり



《出典》JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター 温室効果ガスインベントリオフィス (2012年11月18日取得 [http://www.jccca.org/chart/chart04\\_06.html](http://www.jccca.org/chart/chart04_06.html))

■図6-2 夏の昼間の電力使用の特徴は？

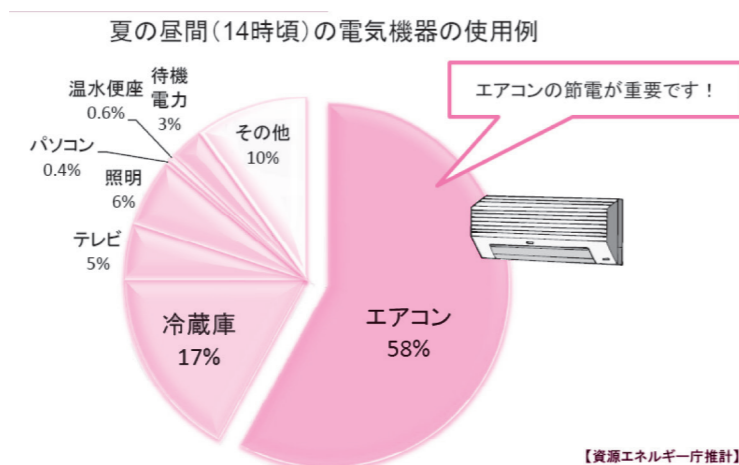
特に、日中(13時~16時頃)に最大ピークとなる傾向にあり、日中ご在宅の場合は、特にこの時間帯の節電が重要となります。



※上記節電に支障のない範囲で、早朝(7:00~8:00)や夜(20:00~25:00)の時間帯においても、揚水発電の供給力を増やす観点から、国民生活や経済活動に支障を生じない範囲での消費電力抑制をお願いします。

《出典》経済産業省HP 2012年度夏期の節電メニュー (2012年11月11日取得 <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>)

■図6-3 電気機器の使用例（在宅世帯）



《出典》経済産業省HP 2012年度夏期の節電メニュー  
(2012年11月11日取得 <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>)

■風電君（ふうでんくん）について

21世紀を迎え、地球環境を考えた次世代のエネルギーへの取り組みが地球規模で進められている。「風」というクリーンで無尽蔵な自然エネルギーを利用した風力発電は、現在、最も実効性のある新エネルギーとして世界中で注目されている。欧米ではすでに広く普及しており、わが国でも「新エネルギー・産業技術総合開発機構」（NEDO）の補助制度をはじめとした様々な国家的な取り組みが行われており、今後の拡大が期待される。静岡県では中島浄化センター敷地に風力発電施設「風電君」（愛称）を建設し、稼動している。風速3.5m/秒から発電することができる。

《参照》静岡県ホームページ設備課「風力発電」  
(2012年11月11日取得 [http://www.city.shizuoka.jp/deps/setubi/setubi\\_huuryoku.htm](http://www.city.shizuoka.jp/deps/setubi/setubi_huuryoku.htm))

■電気の使用によって排出されるCO<sub>2</sub>の計算式

$$\text{CO}_2\text{排出量} = \text{1kWhあたりのCO}_2\text{排出量} \times \text{電気の使用量}$$

1kWhあたりのCO<sub>2</sub>排出量はCO<sub>2</sub>排出原単位（排出係数）にあたり、中部電力の2011年度の排出係数は0.469である。

《参照》中部電力プレスリリース 2012年「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく当社のCO<sub>2</sub>排出原単位（2011年度）の報告について（2012年11月18日取得 [http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub\\_release/press/3193034\\_6926.html](http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3193034_6926.html))

【関連する文献・資料リスト】

- ・ 経済産業省, 「節電」 (2012年11月11日取得 <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>)
- ・ 静岡県設備課, 「風力発電」 (2012年11月11日取得 [http://www.city.shizuoka.jp/deps/setubi/setubi\\_huuryoku.htm](http://www.city.shizuoka.jp/deps/setubi/setubi_huuryoku.htm))
- ・ 静岡県廃棄物政策課 (2012年11月11日取得 <http://www.city.shizuoka.jp/deps/haikibutu/mottainai20.html>)
- ・ JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター (2012年11月18日取得 [http://www.jccca.org/chart/chart04\\_06.html](http://www.jccca.org/chart/chart04_06.html))
- ・ 中部電力プレスリリース 2012年「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく当社のCO<sub>2</sub>出原単位（2011年度）の報告について（2012年11月18日取得 [http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub\\_release/press/3193034\\_6926.html](http://www.chuden.co.jp/corporate/publicity/pub_release/press/3193034_6926.html))
- ・ 東京都教育委員会, 『くらしと環境学習web 中高生向け』 (2012年11月19日取得 [http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/kankyo/t\\_mokuji.htm](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/kankyo/t_mokuji.htm))

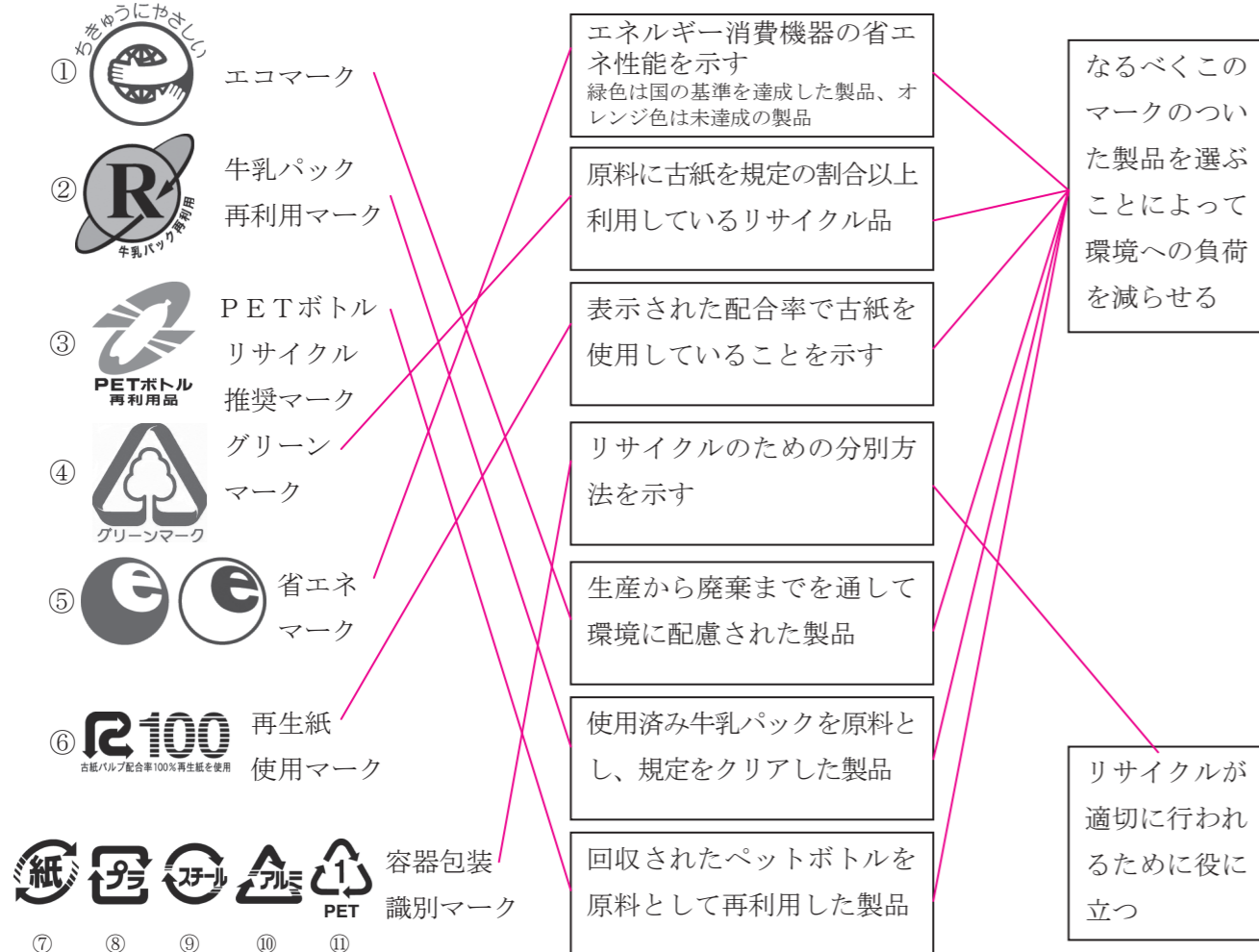
p.14 ワーク6-1

p.14のグラフを見て、ごみを減らす方法について考えてみましょう。

グラフを見て気付いたこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみが多い。資源ごみの割合は少ない。</li> <li>・不燃ごみは割合では少ないが処分するのはたいへんそう。</li> <li>・可燃ごみに紙が3割近くもある。リサイクルできないのかな。</li> </ul>
ごみを減らすための私のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べることができる分だけ作って食べ残しをしないようにする。</li> <li>・冷蔵庫の中をこまめにチェックして、期限前に食べるようにする。</li> </ul>
みんなの意見の中でいいなと思ったアイデア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙ごみはなるべくリサイクルする。</li> <li>・生ごみをコンポストで肥料にする。</li> </ul>
自分で取り組みそうと思ったアイデア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物をするときはエコバックを持っていく。</li> <li>・紙ごみをリサイクルする。</li> <li>・トレーをスーパーのリサイクルボックスに出す。</li> </ul>

p.14 ワーク6-2

下のマークの意味とどんな役に立つかを線でむすびましょう。



p.15 ワーク6-3

60Wの出力がある人力発電機を回した場合、それぞれの電化製品を使うには、自転車をどのくらいの時間こいで、電気をつくらなければならないか、計算してみましょう。

自転車を1時間(60分)こぐことによって、電力量60Whの電気をつくることができる。

(例) 54Wの白熱電灯を1時間つけるために必要な電力量は、54Wh  
 $54Wh \div 60Wh \times 60分 = 54分$  答え54分

(1) 160Wのテレビを1時間見るためには、( 2 )時間( 40 )分

$160Wh \div 60Wh \times 60分 = 160分$

(2) 600Wのエアコンを1時間使うためには、( 10 )時間( )分

$600Wh \div 60Wh = 10時間$

(3) 1200Wのドライヤーを10分間使うためには、( 3 )時間( 20 )分

$1200Wh \times (10分 / 60分) \div 60Wh \times 60分 = 200分$

p.15 ワーク6-4

あなたは節電のためにどんな取り組みができますか？それによっていくら節約できるでしょうか？

チャレンジ項目	1台あたり節約額	台数	年間節約額
エアコンの冷房設定温度を27度から28度に変更	約680円	—	約2570円
エアコンの暖房設定温度を21度から20度に変更	約1190円		
エアコンのフィルターを月1~2回掃除すれば	約720円		
エアコンの冷房時間を1日1時間短くすれば	約430円		
エアコンの暖房時間を1日1時間短くすれば	約920円		
電気カーペットの温度設定を「強」→「中」に変更	約4190円		
電気こたつの温度設定を「強」→「中」に変更	約1100円		
部屋の窓・サッシに断熱シートを貼れば	約680円		
窓辺につる性の植物を育てて緑のカーテンをつくると	約680円		
白熱灯を省エネ型の蛍光灯に替えれば	約1890円		
冷蔵庫のムダな開閉をやめるようにすれば	約230円		
テレビ(プラズマ)を見る時間を1日1時間減らせば	約1690円	—	約2570円
テレビの画面を明るくしすぎないようにすれば	約680円		
使用していない家電製品の主電源を切れば	一般家庭全体で	—	約2570円
掃除機をかける前に部屋をかたづけると	約110円		
その他( )			
参考：でんきの知っトク百科(中部電力発行)	節約できそうな額		円



◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

（1）家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」

【ねらい】

○消費者の弱みにつけこんだ悪質商法の事例について学ぶ。

○不合理な選択行動の背景には、心理的な影響があることを理解する。

○なぜ断れないのか考えることを通じ、意思表示の重要性を理解する。

○トラブルにあった場合の救済方法としてのクーリング・オフ制度について理解する。

【本ワークの要点】

#### ◆悪質商法とは

悪質商法とは、事業者が消費者の無知や弱み、判断力の低下につけこみ、消費者の思考、判断過程を狂わせることで、必要のないものを大量に売りつけたり、通常より高額な代金を請求する取引のことをいう。

消費者トラブルは、消費者に落ち度があって発生するのではなく、消費者被害が起こる要素が含まれた取引によって発生する。消費者被害に遭うというのは、毎日の暮らしをする中で、たまたまそういう経験をするとということであり、「被害に遭う消費者」と「絶対に大丈夫なタイプ」がいるわけではない。

#### ◆トラブルを招く心理的要因

悪質商法の中には、傍から見ると不合理に感じられる内容でも、当事者にとっては「その時には契約することが正しいと思った。」という場合がある。契約してから「こんなはずではなかった。」と気付く。

契約締結段階で心理的影響を与えることにより、消費者が冷静に判断できなくなるのである。

○いきなり訪問されたり電話されたりする（不意打ち性と販売目的隠匿）。

訪問販売の場合は、消費者の依頼を受けることなく、突然消費者の生活の場に営業行為が持ち込まれる。電話勧誘販売もしかりである。消費者は予期しない状況下で、自宅という閉鎖的な空間の中で相対しなければならない。

また、商道徳上は訪問する際には、自らの身分や訪問目的を明らかにしなければならないのに、悪質商法では、偽りの目的を告げ、販売目的を明確に告げないことが見られる。「まさかセールスとは思わなかった。」と気づいた時点では、相手に話の主導権を握られてしまっていることがある。

「点検に来た。」と言って訪問し、「布団にダニがいる。」と言って布団を買わせたり、「工事をしないと地震で崩れる。」などと言って、リフォーム工事を契約させる「点検商法」は典型的な例である。

○好意や親切に対してお返ししなくてはと思う気持ちを利用する（返報性）

相手が好意を示してくれたり、親切にしてくれたりすると、お返しをしなくてはという気持ちが働く。

S F 商法では、安売りや講習会を名目に人を集め、締め切った会場で日用品を無料で配り、「もらわなければ損」という一種の催眠状態を作り出し、最後に高額な商品売り付ける。お返ししなくてはという気持ちを利用した手口の一種である。

○おどかされたり不安になると言いなりになりやすい

将来の心配や不安になることを告げて、感情の揺さぶりをかけられると、その状態から脱却しようとして目の前の安易な解決策にすがりたくなる心理が働く。

「アンケートに答えてほしい」等と言って、販売目的を隠匿して営業所に同行し、肌診断をして「このままではシミだらけになる」と不安をあおり契約させるアポイントメント商法の事例にこうした心理を利用したものがみられる。

○えらい人や有名人の名前を使って信頼させる（権威の利用）

権威のある人には従おうという気持ちは誰にでもある。また有名人やタレントなど好意を感じる人物の言動は真似したくなる気持ちが働く。

「消防署のほうから来た」と身分を騙り、消火器を売り付けるといった「かたり商法」は、こうした心理を利用したものである。

○みんながやっているなら一緒に従おうと思わせる（社会性）

多くの人がやっていることに従おうとする心理は誰にでもある。「ランキング1位」「顧客満足度90%」といった宣伝文句は、この心理を利用したものである。

連鎖販売取引（マルチ商法）のセミナーでは、「これは素晴らしいビジネスで頑張れば月収7ケタも夢ではない」などと説明し、皆それを盲従している状態を作り出す。そのような状況では、一人だけ反論することは難しい。

○手に入りにくいものは手に入れたい（希少性）

「限定10名様」「残りわずか」「幻の」という宣伝文句に見られるように、希少性の訴求効果は大きい。買いそびれた時の後悔を回避したいという気持ちや、他の人とは違うものを持っている、自分は特別でありたいといった心理が働く。

利殖商法でも未公開株や社債の勧誘を行う際、「49名しか手に入らない」「選ばれた人しか買えない」などと巧みに心理誘導する例が目立つ。

《 参 照 》 Cialdini, Robert, B, *Influence: The Psychology of Persuasion*, HarperBusiness; Rev. Ed., 1st Collins Business Essentials Ed 版 (=2007, 社会行動研究会訳, 『影響力の武器 第二版』, 誠信書房)

消費者庁中学生向け消費者教育副教材, 2011, 「消費者センスを身につけよう」

(2012年11月11日取得 <http://www.caa.go.jp/information/index9.html>)

### ◆ケース1の解説

補習教材の訪問販売の事例である。  
「勉強についていいお話があります。お話だけでも聞いていただけますか。」と教材の説明と明確に告げていないケースもある。テレビの教育番組の監修をしている会社だと信用させ、「系統学習だから関連付けて勉強するほうが覚えやすい。」「小学生1年生から中学3年生までを揃えないと効果がない。」と、高額なセット販売を勧めた。消費者が高くて買えないと断ると、量を少なくして再度勧誘し、契約するまで粘る。夜間に長時間勧誘するケースもみられる。

《出所》静岡県、「不当取引事業者に対する措置」(2012年11月14日取得  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/futoutorihiki.html>)

### ◆ケース2の解説

マルチ商法の事例である。友人関係を利用して「久しぶりに遊ぼう。」「儲かる仕事がある。」などと声をかけ、具体的な内容や説明のないまま、説明会場に案内。「会員になれば誰でも簡単に儲けることができる。」「1カ月に何人か誘って登録してくれば月収100万円も夢ではない。」ということを図に書いて説明。お金がないと断ると、「皆サラ金で借りているが、マージンで支払い、完済しているので大丈夫だ。」と消費者金融を利用させる。バイトがあるので時間がなくて断っても、勧誘を続け、夜間長時間勧誘を行った。

《出所》静岡県、「不当取引事業者に対する措置」(2012年11月14日取得  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/futoutorihiki.html>)

### ◆断り方を身につける

なぜ断れないのかを考えていくと、その背景には特有の思い込みが潜んでいる場合が多い。「もめごとを起こすくらいなら、自分が遠慮して丸く収めたい。」「意見が対立した時に言い争うのは面倒。どうせ言い負かされるのに違いない。」「相手の機嫌を損ねて、気まずい思いをするのが嫌。」という気持ちが底流にある。なぜそういう気持ちになってしまうのかを内省し、自分の意思を曲げて相手におもねることは、自分も相手も裏切っている行為だと気付かせたい。

「断る」ということは相手を否定するということではなく「わがままを言う」ということとも違うことを認識させたい。断るということは、自分自身の意思の表明であり、社会で責任を持ち生きていくためには必要な技術である。

《参照》平木典子, 1993, 『アサーショントレーニングーさわやかな「自己表現」のために』, 日本・精神技術研究所

### ◆クーリング・オフ制度

契約した後、頭を冷やして (cooling off) 冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定の要件の中で、一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回または契約を解除することができる法制度のこと。一度契約が成立すると、当事者は互いに契約内容を守ることが原則であるが、冷静な判断ができないまま契約を締結してしまいがちな販売方法に対して例外的な規定を設けたものである。

トラブルの原因	取引形態の名称	取引形態の特徴	クーリング・オフ期間等
消費者が望まずに勧誘を受けて理解できないまま契約してしまう	訪問販売 (キャッチセールス, アポイントメントセールス, 点検商法など)	消費者の自宅など営業所以外の場所で不意打ち的に契約する	8日間
	電話勧誘	事業者から電話をかけて勧誘し契約する	
長期・高額の負担を伴う	特定継続的役務提供	身体の美化, 知識技能の向上等のサービスを提供する6業種 ・エステティック・外国語教室・家庭教師派遣・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス	8日間 (中途解約有り)
ビジネスに不慣れな個人を勧誘する	連鎖販売取引 (マルチ商法)	商品代金や登録料を払って販売組織に参加し, 新たに参加者を勧誘して商品等を販売して収入を得る取引	20日間 (中途解約有り)
	業務提供誘引販売 (内職商法)	事業者が提供・紹介する業務を行って収入が得られると勧誘し, その業務のために必要な商品等を契約する取引	20日間

クーリング・オフの期間は法律で定められた項目がきちんと記載された契約書を受領した日から起算される。ワークブックp.12の「領収書兼売買契約書」は、紙面の都合上、契約書を簡略化したので、法に定める記載事項を全ては満たしていない。契約書面が渡されていないときや記載内容に不備があるときは、8日間を過ぎていても、クーリング・オフが可能である。(静岡県ヤングライフセミナーガイドブックp.41に掲載された契約書は、ほぼ記載事項を満たしているため比較していただきたい。)

また、下記の場合にはクーリング・オフの適用外となる。

- \* 金融商品取引法や電気通信の契約など他の法律で消費者が保護されている取引
- \* 契約後直ちに履行が行われることが通例の役務 (飲食店での飲食, カラオケなど)
- \* 自動車の販売と貸与
- \* 葬儀, 電気・ガスの供給などすぐに役務の提供がされないと消費者が困る契約
- \* 化粧品, 健康食品などの消耗品を使用した場合
- \* 現金で3,000円未満の場合

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>消費者トラブルってなんだろう</p> <p>○これまでの授業では、モノやサービスを買うときには、その商品を買うかどうかよく考えて、何を買えば、どこでどのように買えばいいかよく調べてから買うことを学びました。けれども、消費者が人間である以上、いつも正しい判断ができるとは限りません。今日は消費者トラブルがどのようにして、起きてしまうのか、学びましょう。</p>	<p>*教科書p. 218を参照</p> <p>*副教材p. 16-17を用意</p> <p>*前時に学習した購入行為のプロセスを復習する。</p>
本題	<p>消費者トラブルの実態</p> <p>○教科書p. 218に消火器の訪問販売のイラストがあります。もし、「消防署から来た。」「法律で消火器を置くことが決まっている。」と言われたらどうでしょうか？嘘を信じて買わされてしまった場合、フェアな取引と言えるでしょうか？</p> <p>○悪質業者は、私たち消費者の心理を操って、たくみにだまそうとします。そのだましのしかけを副教材p. 16のイラストで見てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わざと不安にさせたりするのはずるいと思う。</li> <li>・無料のプレゼントにこんな意味があったのか。</li> </ul> <p>○副教材p. 17の【ケース1】のイラストを見て考えましょう。</p> <p>【ワーク7-1】について、どうして買うことになったのでしょうか。また、どの場面が副教材p. 16の「心を操る方法」にあてはまるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績のことで不安を感じているとき、良い話をもちかけられると信じてしまいそう。</li> <li>・長時間話をすると相手のペースになってしまう。</li> </ul> <p>○【ケース2】のイラストを見て考えましょう。【ワーク7-2】について、断れなくて後悔した経験や断れなかった理由を振り返ってみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知り合いに誘われたら、何か買わされるなんて思わないでついて行ってしまふかもしれない。</li> <li>・断って「嫌な人」と言いふらされたら困る。</li> </ul>	<p>*教科書p. 218「悪質な訪問販売」を参照させる。</p> <p>*副教材p. 9のダイエットサブリの広告をふりかえる。「医学博士推薦」「女優も使っている」は権威の利用、「幻の高山植物」は希少性、「45秒に1本」は社会性を利用したもの。</p> <p>*断りにくい状況がどのように作られたのか、消費者の立場で考える。</p> <p>*事業者はどんな手口で消費者を誘導しようとしたのか考える。</p> <p>*時間があれば、『静岡市ヤングライフセミナー (p. 20-21)』のマルチ商法のロールプレイを試みる。</p> <p>*これまでの生活体験の中で、断れなかったこと、断れなくて困ったことをふりかえり、なぜ断れなかったか内省する。</p>

	<p>悪質な勧誘を受けたとき、どのように断ればよいでしょうか</p> <p>【ワーク7-2】について、断るべき状況のとき、きちんと断れるか、ワークブックに書きましょう。</p> <p>○どんな断り方があるでしょうか。グループで話し合っ、発表しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断っても納得してくれないのではないかな。</li> <li>・話をしないで立ち去ったらどうだろうか。</li> </ul> <p>○クーリング・オフができるのはどんなときでしょう。</p>	<p>*どうすれば、過不足なく自分の気持ちを伝えることができるか、グループで話し合わせ、発表させる。</p>
まとめ	<p>○「断る」ことと「わがままをいう」ことの違いはわかりましたか。「断る」ことは自分を尊重することにつながります。勇気を持つことが大事です。</p> <p>○そして断り切れなかった場合に、クーリングオフがあることを学んできました。クーリング・オフは何でもできるわけではありません。契約するときには慎重に行い、自分の行動に責任をもてるようにしましょう。</p>	<p>*つぎのケースはクーリング・オフができるでしょうか。できないでしょうか。</p> <p>[発展]の3つの事例について考えてみましょう。</p>

【関連する文献・資料リスト】

- ・静岡県、「不当取引事業者に対する措置」(2012年11月14日取得 <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/futoutorihiki.html>)
- ・静岡市消費生活センター、「ヤングライフセミナーガイドブック」(2012年11月17日取得 <http://www.city.shizuoka.jp/000110429.pdf>)
- ・消費者庁中学生向け消費者教育副教材, 2011, 「消費者センスを身につけよう」(2012年11月11日取得 <http://www.caa.go.jp/information/index9.html>)
- ・Cialdini, Robert, B, *Influence: The Psychology of Persuasion*, HarperBusiness; Rev. Ed., 1st Collins Business Essentials Ed 版 (=2007, 社会行動研究会訳, 『影響力の武器 第二版』, 誠信書房)
- ・平木典子, 1993, 『アサーショントレーニング—さわやかな「自己表現」のために』, 日本・精神技術研究所



p.17 ワーク7-1

ケース1の問題点を調べてみましょう。

消費者にとって断りにくい状況になってしまったのは、何が原因だったのでしょうか？

- ・最初は教材の話ではなく、勉強法の話だと思っていた。
- ・偉い先生が監修しているため成績アップと思った。
- ・長く話をして疲れてしまい断れなくなった。 等

どの場面が、p.16の「心を操る方法」にあてはまるでしょうか？

- ・いきなり訪問されたこと。
- ・偉い人の名前を使っていること。

p.17 ワーク7-2

「断る」ことについて考えてみましょう。

あなたは今までに断れなくて後悔したことはありますか？

例：宿題が残っていたのに遊びにいと誘われた。

断れなかったことによって、どんな困ったことがありましたか？

例：徹夜で宿題したので寝不足になった。

どうして断れなかったのでしょうか？

例：断ったら次から誘ってもらえないかと思った。

断るべき状況のとき、きちんと断れますか？

モデルにならない？と街で声をかけられたら、どんなふうに断りますか？

例：「いやです！」とだけ言って走り去る。

先輩から申込書に名前だけ書いてくれと頼まれたら、どのように断りますか？

例：「できません。」とだけいう。「どうして？」って聞かれたら、「どうしてもできません。」とはっきり断る。

p.18 発展ワーク

クーリング・オフできるのは… ( ① )

p.18 発展ワーク

突然セールスの電話があり、健康食品を買うよう勧められました。「いいです。」と断ったのに、翌日宅配便の代引配達で届いてしまいました。家族がお金を払って、受け取ってしまいました。あなたは、健康食品を飲むつもりはないので、クーリング・オフをして返そうと思っています。

電話勧誘販売



領収書兼売買契約書

お客様コード 0123456

あなたの名前 \_\_\_\_\_ 様

平成 25年 5月 6日

金 20,000 円

商品名 サメクジラエキス (180粒入り)

数量 1ケ

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

有限会社 シズオカシャクショー

電話番号 054-123-4567 担当 清水 ×男 代表取締役 静岡 △郎

通知書

下記の契約を解除します。

契約年月日 平成 25年 5月 6日

商品名 サメクジラエキス

金額 20,000 円

販売会社名

有限会社シズオカシャクショー

担当 清水 ×男

支払い済みの 20,000 円を返金し  
商品を引き取ってください。

平成 25年 5月 7日

自分の住所  
自分の名前

《出す時の注意》両面コピーをとり、「特定記録郵便」や「簡易書留」など記録の残る方法で送付します。

◇『学習指導要領解説 技術・家庭編』 D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。」

#### 【ねらい】

○本章はこれまでのまとめであるので、これまでに学んできたことを、消費者の基本的な権利と責任という視点から整理できるようになる。

○消費者としての自覚も、適切な消費行動も、消費者トラブルとクーリング・オフも、もったいない運動も、ここでいう消費者の基本的な権利と責任に関わっていることを理解できる。

○消費者行政の基本的な考え方を理解した上で、消費生活センターの役割についても理解できる。

○消費者として社会とつながっていることを自覚し、消費者市民として行動できるようになる。

#### 【本ワークの要点】

##### ◆消費者問題とは

消費者問題とは、すべての人々が消費者であらざるをえない現代社会の構造に根差す問題として、事件の社会問題化や消費者の運動を通じて発見されたものである。ここで消費者被害といわないのは、消費者被害の起こる可能性がある場合も消費者問題には含まれているからである。私たちは他人が作ったモノやサービスを購入して生きている。そのため、現代の経済社会環境によって、日々消費者としての生活権（生存権）が脅かされる可能性がある。事件の社会問題化とは、個別の事案に公共性を見出し、社会で解決しなければならない問題として顕在化させることである。つまり「訪問販売で高いものを買わされた」というのは個人的な体験だが、このような手口を放置すると誰もが同様の被害に遭う可能性があると認識され、社会全体で対策を講じることをいう。

《参照》 御船美智子編著, 2006, 『消費者科学入門』 光生館, p. 35-36

##### ◆ニセ牛缶事件

ニセ牛缶事件について、少し正確にまとめておく。1960（昭和35）年の7月末に一主婦から東京都衛生局に「三幌のロース大和煮」の缶詰の中にハエが入っていたとの届け出があった。同衛生局が調べたところ、その缶詰は「三幌」の商標を持ち、食品衛生法による食品製造の許可を受けた食品会社の製品ではなく、同法の許可を受けていないいわゆるモグリの業者のヤミ商品であることが判明した。ところが問題はそれだけにとどまらなかった。同衛生局が調査を進めたところ、そのヤミ缶詰の中身が牛肉ではなく、鯨肉であったことが判明した。さらに一般に市販されている牛肉大和煮缶詰やコンビーフ類のほとんどが、同様に牛缶と見せかけながら、実は中身の大部分が「馬肉」であることも判明した。当時、全国で肉類缶詰の大手メーカーは約20社あり、その中で100%牛肉を使用しているのは東京と大阪にそれぞれ1社あるのみで、残りの18社は、馬肉、鯨肉、馬肉と鯨肉の混合を使用していたのである。

当時の食品衛生法では、中毒を起こしたり、腐っていたりという衛生面でしか取り締まられなかったため、中身と表示が異なるものには効力がなく、取り締まることができなかった。厚生省は、すぐに疑いのある缶詰を事業者に自主回収させ、正しい表示を付け直すように指導した。表示には製造者名、所在地、中身の種類を正確に明記するように要望した。主婦連は、牛缶をはじめ、あんみつ、ゆで小豆、さけ缶などで表示と中身の違う缶詰があることを発表した。法改正までの間は、商品の回収、適正な表示をすることが公衆衛生局とメーカーとの協議会で約束された。

第一次世界大戦時に戦地に送る牛缶に馬肉を入れたのがそもそもの始まりであった。その後、馬肉よりも安価な鯨肉を混ぜ込むようになり、数十年来の商慣習となっていき、業者の中では、牛缶に馬肉が使われることは当たり前となっていた。

衛生管理の面では、厚生省の認可を受けた業者に対しても、食品衛生監視官の人手不足により、衛生管理が徹底されていたとはいえない状態であった。

農林省は、日本農林規格（JAS）を決め、翌年（1961年2月）から、検査の合格品にはJASマークを与えることで品質管理をおこなうことを決めた。格付け検査は、工場の設備と製品の両面から行われる。缶詰の表示については、品名・原料名・内容総量・製造者・販売者の住所・製造年月日等の明示すること、まぎらわしい表示を防ぐこと、など消費者が安心して購入できるよう厳しい規定が設けられた。公正取引委員会では中身と表示の違う缶詰や、紛らわしい表示や広告をしていた場合、独占禁止法違反で取り締まることを決めた。

《参照》 読売新聞記事 1960.09.06, 09.09, 09.10, 09.14, 12.08, 1961.01.20

毎日新聞記事 1960.09.09

##### ◆消費者の権利と行政、事業者

日本においては、2004（平成16）年に施行された消費者基本法で初めて消費者の権利が記載された。消費者基本法第3～5条をみるように、消費者自らが何もしなくても、行政や事業者は、消費者の権利を尊重する責務を有しているのである。それが程度、社会で遂行されているからこそ、我々は信頼して日々商品を選択し、困ったときには、行政の相談窓口を頼ることができる。但し、今日の消費者の多くがそのように尊重されていることには気づいていない。それをあたりまえだと考えているからである。民主主義は昔の人々が勝ち取ってきたことを歴史で学んだ生徒も多いだろうが、消費者の権利もまた同様に、20世紀の消費者運動が勝ち取ってきたものであることを理解させることが求められている。

##### ◆消費生活センターとは

現在、都道府県及び市町の消費生活センターは2009（平成21）年に制定された消費者安全法第8条、第10条及び政令で規定されている。具体的には、市町において「消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ」、また「あっせんを行う」ために、週4日以上「専門的な知識及び経験を有する者」に従事させ、「適切な電子情報処理組織その他の設備」があることが、消費生活センターの要件である。しかし一般に消費生活センターといった場合には、もう少し広く理解されており、担当職員がいて、啓発、教育、情報提供等の事業も行っているところを指している。

### ◆消費者の権利と消費者

行政や事業者が消費者の権利を尊重してくれるからといって、消費者は受動的でいるわけにもいかない。消費者契約法やクーリング・オフ制度をみるように、消費者自身で問題が生じたときに行動することが求められている。また行動しないことで、他の人が同じような問題を抱えてしまう可能性もあるだけでなく、漠然とした不信感を消費者が事業者にもつことで、他の多くの社会的に良識のある事業者が迷惑を被る可能性がある。そのためにも、「行動する消費者」が要請されている。もちろん消費者は、事業者からみると、情報量も交渉力も弱い。だからこそ、行政が日々の啓発活動や消費者の学習活動を支援して、できるだけ正確な知識を得られるように協力し、さらに相談を受けることで消費者を支援しているのである。この「行動する消費者」としてふるまうには、消費者の責任として以下にあがっていることを身につけた消費者になることが求められている（消費者基本法第7条）。

### ◆消費者の責任と消費者教育

消費者の責任としてあがっている「批判的な意識をもつ責任」、「行動する責任」、「社会的関心を持つ責任」、「環境への自覚の責任」、「消費者として団結し連帯する責任」のいずれもが、最終的な消費者教育の目標であり、そのような視点を最終的に生徒たちが自覚できるような授業が望まれている。とりわけ重要な「批判的意識をもつ責任」とは、広告や宣伝など事業者などによって惑わされないことだけでなく、自分自身の消費生活に対する「批判的な意識」をもつことも含むので、留意してほしい。

### ◆消費者市民とは

デンマークのコンシューマー・シチズンシップ・ネットワーク(CCN)では、消費者市民について「倫理、社会、経済、環境面を考慮して選択を行う個人である。消費者市民は家族、国家、地球規模で思いやりと責任を持ち行動を通じて、公正で持続可能な発展の維持に積極的に貢献する。」市民と定義している。

従来から消費者教育には、生活環境適応型と生活環境醸成型という2つの視点がある。生活環境適応型消費者教育とは、現在の生活課題に対して、いかに適応していくかという視点で行われる教育であり、買物教育ともいえる。他方、生活環境醸成型消費者教育とは、現代の生活課題そのものを検討し、あるべき形へ変革していくという視点で行われる教育がある。例えばカードをどう使うかという学習は生活環境適応型であり、カードのあり方自体を考えるのは生活環境醸成型であるといえる。消費者市民を育てる教育とは、これら2つの視点を合わせたものと理解できるし、消費者の5つの責任とも結びつく。

《参照》内閣府, 2008, 『消費者市民教育に関する諸外国の現状調査報告書』, p. 11

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	消費者問題について知る ○まず消費者問題とは何か、ニセ牛缶事件を事例にして考えてみましょう。	*消費者問題を理解させる。
本題	消費者の基本的な権利と責任について考える ○これまで学んできたことは、いずれも消費者の基本的な権利と責任に関連しています。どのように関わっているか、8つの消費者の権利を一つずつみていきましょう。 ○消費者の権利って、何のためにあるのでしょうか。 ・私たちの生活を守るためにあるんだね。 ・それだけ消費者が痛い目に遭ってきたんだね。 ○先ほど出てきたニセ牛缶事件ではどの権利がなかったのでしょうか。【ワーク8-1】に書きましょう。 ○ここまで学んできた消費者の権利について理解できましたか。【ワーク8-2】について、8つの消費者の権利について（ ）に語句を記入しましょう。また、副教材p.21に示した以外に、暮らしの中で「消費者の権利」が実現されていることを書きましょう。 ○でも、尊重されるだけでいいのでしょうか。消費者には権利とともに、責任があります。 ○これまでに勉強してきたことをふまえて、自分が責任を果たせるようになったかどうか、【ワーク8-3】で確認しましょう。 ○3人の10年後の未来をのぞいてみましょう。 ○3人とも社会全体に対して思いやりをもった消費行動ができるようになりましたね。では、今度は応用編です。実際に、あなただったらどちらを選びますか。【発展ワーク】に書き込みながら、よく考えてみましょう。	*これまで学んできたことが、消費者の権利と責任に関わっていることを理解させる。 *消費者の権利がどのように尊重されているのかを理解させる。 *5つの消費者の責任を説明する。 *消費者市民とは何か、消費者の基本的な権利と責任と結びつけて考えさせる。 *発展では、論理的な理由を検討しながら、自分の意見を言えるようにする。
まとめ	○消費者市民として考えたときに、私たちはどのように振る舞うことが期待されるのでしょうか。今回の授業で気づいたこと、感じたことをまとめましょう。	*消費者の基本的な権利と責任について、その理念を理解し、これまでの学んできたことと結びつけ、消費者市民について理解させる。



## 【参考資料】

### ■消費者基本法の抜粋と解説

1968(昭和43)年に制定された消費者保護基本法を、2004(平成16)年に抜本的に改正したのが、消費者基本法である。(以下では重要な点について、下線及び、簡単な解説をつける)

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。(⇒下線部分のように、消費者と事業者との間に格差を示したのは、消費者基本法になってからである。)

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。(⇒ここが消費者の基本的な権利条文のところ。CIによる8つの権利を踏襲したもの。)

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。(⇒いわゆる適合性の原則のところ 事業者は、消費者の特性にあわせなければならない。)(略)

(以下の下線部のように国も地方公共団体も事業者も、「消費者の権利の尊重」が責務になっている。)

(国の責務)

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第5条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(⇒事業者の責務は、消費者保護基本法よりも、はるかに詳細になった。三は、適合性の原則といわれているものである。)

(略)

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(⇒この条文をみるように、消費者自ら学ぶことは努力義務になっているが、具体的な何を学ぶかということに関する記載はない。)

(以下略)

### ■国際消費者連盟(Consumers International)による消費者の権利(訳)

・必要なニーズが充足される権利—基本的で不可欠な財やサービスを入手する権利、それは十分な食料、衣服、住居、健康、教育、公益事業、水道、公衆衛生をさす。

・安全に対する権利—生産物、生産過程、サービスによって、健康や生命の危険から保護されること。

・知らされる権利—選択するのに必要な事実を与えられること、ウソや誤解を招く広告や表示から保護されること。

・選ぶ権利—一定の財やサービスから選ぶことができること、それらは満足のいく品質を確保されることとともに競争的な価格で提供されること。

・意見を反映される権利—政府政策の策定中及び遂行している時に、あるいは財やサービスの発展において、消費者利益を反映させること。

・救済される権利—苦情に対する公正な解決を受けられること、それには不当表示、粗悪品、不満足なサービスに対する補償を含んでいる。

・消費者教育の権利—財やサービスについて十分な情報を持ち自信を持って選択できる知識と技術を習得すること、他方、消費者の基本的な権利と責任に気づき、それらの利用方法を習得すること。

・健全な環境にある権利—現在及び将来の世代の幸福に対して脅威のない環境で生活し、働く権利。

【関連する文献・資料のリスト】

- ・ Consumers International, ” Consumer Rights” (2012年11月16日取得 <http://www.consumersinternational.org/who-we-are/consumer-rights>)
- ・ 消費者庁中学生向け消費者教育副教材, 2011, 「消費者センスを身につけよう」 (2012年11月11日取得 <http://www.caa.go.jp/information/index9.html>)
- ・ 東京都消費生活総合センター, 「教員向け情報誌 わたしは消費者」 No. 121, 2010 (2012年11月11日取得 <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/shouhisha/121/no121.pdf>)
- ・ 内閣府, 2008, 『消費者市民教育に関する諸外国の現状調査報告書』 (2012年11月18日取得 <http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/shohishakyouiku/2008syogaikoku/2008syogaikoku.html>)
- ・ 中西準子, 2010, 『食のリスク学』, 日本評論社
- ・ 御船美智子編著, 2006, 『消費者科学入門』 光生館

p.21 ワーク 8-1

ニセ牛缶事件で、ないがしろにされた権利はどの権利でしょうか？

安全が確保される権利 (ハエが入っていた)

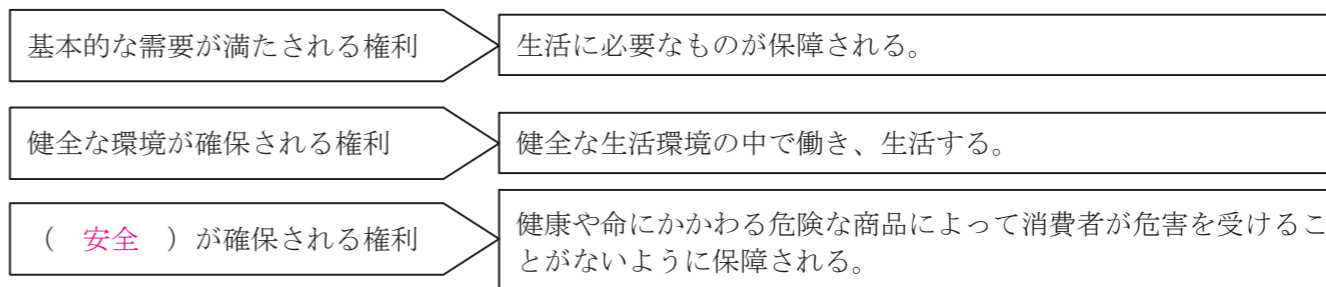
必要な情報を知らされる権利 (原材料を偽られた)

選択する権利 (希望する商品が買えない)

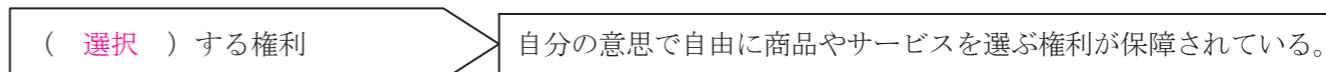
p.21 ワーク 8-2

8つの消費者の権利について次の ( ) に語句を記入しましょう。

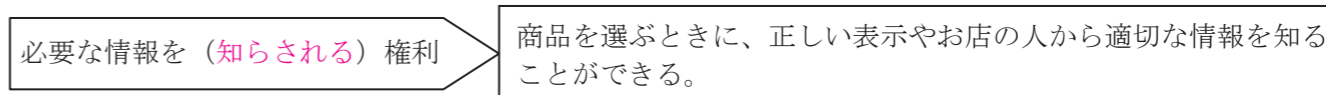
p.21 の図に示した以外に、あなたの暮らしの中で「消費者の権利」が実現されている場面はありますか？



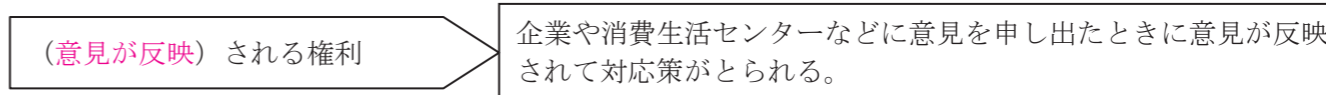
自分の暮らしの中では…例：車のリコール制度、ガス器具などの安全規制、食品添加物の規制など。



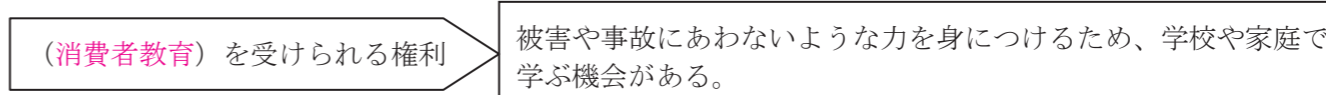
自分の暮らしの中では…例：どの店でいくらで買うか強制されない。



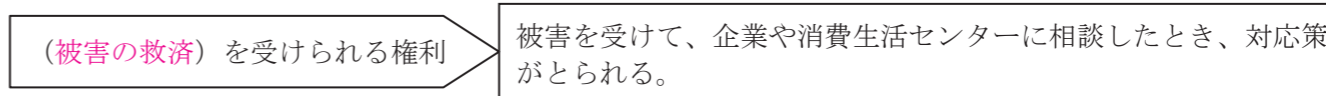
自分の暮らしの中では…例：野菜は原産地の表示がある。肉の量り売りでは正確な秤を使っている。



自分の暮らしの中では…例：八百屋に地元産を置いてほしいと言ったら置いてくれた。



自分の暮らしの中では…例：今、家庭科の授業で勉強している。



自分の暮らしの中では…例：消費生活センターに相談できる。相談窓口の電話番号を知っている。

## 外伝1 ネットの落とし穴に気を付けよう（教科書 p.219）

『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「インターネット販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」

## 【ねらい】

○インターネットや携帯電話における消費者トラブルを知り、その防止策を実践する。

○生徒と保護者が、携帯電話やパソコンの使用について話し合う機会を提供する。

近年、未成年者のインターネットに関する消費者トラブルが急増しているが、トラブルを未然に防ぐためには、携帯電話やパソコンの使用について、フィルタリングを利用するなど保護者が適切な管理をしたり（ペアレンタル・コントロール）、家庭のルールを定めることが効果的である。

本章は、見開き2ページの読み物仕立てにしており、授業で使用するほか、コピーして保護者に配布することを想定している。生徒が保護者と共に、携帯電話やパソコンを通じたインターネットの利用に関するトラブルを知り、トラブルに巻き込まれないための利用方法について話し合い、家庭において実践することが大切である。

## \*フィルタリング（有害アクセス制限）

インターネット上のページなどを一定の基準により「表示してよいもの」（子ども向けの健全サイトなど）と「表示禁止のもの」（出会い系サイトやアダルトサイトなど）に分け、子どもに見せたくないページにはアクセスできないようにすること。「フィルタリング」には、様々な機能があり、子どもの年齢やご家庭のポリシーにあわせて選択することができる。

《出所》総務省、「ご存じですか？フィルタリング」（2012年11月19日取得）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/pdf/leaflet.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/leaflet.pdf)

## 【本ワークの要点】

## ◆青少年のインターネット利用実態

内閣府が2011（平成23）年度に発表した『平成23年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」結果について』によれば、青少年のインターネット利用実態は次のとおりである。

○青少年の携帯電話の所有状況とインターネット利用状況

・携帯電話の所有は、小学生では約2割、中学生では4割台後半、高校生では9割台後半。携帯電話を所有する青少年のうち、小学生の7割台半ば、中学生と高校生のほとんどが携帯電話でインターネットを利用している。

[携帯電話の所有率] 小学生：20.3% 中学生：47.8% 高校生：95.6%

[携帯電話によるインターネット利用率] 小学生：75.2% 中学生：95.7% 高校生：99.4%

○青少年のパソコンの使用状況とインターネット利用状況

・パソコンの使用は、小学生では8割強、中学生では8割半ば、高校生では8割台後半。パソコンを使用する青少年のうち、小学生の約7割、中学生の8割台前半、高校生の約9割がパソコンでインターネットを利用している。

[パソコンの利用率] 小学生：81.9% 中学生：85.0% 高校生：87.7%

[パソコンによるインターネット利用率] 小学生：69.8% 中学生：83.3% 高校生：90.2%

○青少年のインターネット上の経験

・2時間以上携帯電話でインターネットを利用している青少年の7割半ばが、「チェーンメールが送られてきた。」「サイトにアクセスしたらお金を請求された。」「サイトに悪口の書き込みをされた。」などのトラブルや、「プロフやゲームサイトで知り合った人と会ったことがある。」「夜遅くまでインターネットにのめり込んで睡眠不足になることがある。」など問題行動の経験を持っている。

○フィルタリングの利用状況

・携帯電話のフィルタリングは、小学生で7割台後半、中学生で約7割、高校生で約5割。  
・パソコンのフィルタリングは、小学生で3割弱、中学生で3割台前半、高校生で2割台後半。

○「家庭のルール」の有無

・携帯電話の「家庭のルール」有りは、小学生で約6割、中学生で7割弱、高校生で5割弱。  
・パソコンの「家庭のルール」有りは、小学生と中学生では5割台前半、高校生では3割台後半。

○保護者の管理（ペアレンタルコントロール）

・保護者が青少年の携帯電話やパソコンの使用について注意していることは、「関心を持つこと」が最も多く（4割半ば）、「子どもと話し合うこと」（約4割）、「ルールを設けること」（3割半ば）と続く。

○青少年の実態と保護者の認識のギャップ

・携帯電話を所有している青少年のインターネット利用について、「利用している」と回答した中学生と保護者を比較すると、中学生の回答が保護者の回答を約31ポイント上回っており、中学生がインターネットを利用しているという認識を持っていない保護者が大勢いることが分かる。

## ◆未成年者のインターネットに関連する消費者トラブル

インターネットは急速に社会に浸透しており、情報収集、買い物やゲーム、電子掲示板など、もはや私たちの暮らしと切り離すことができないものであるが、それに伴い、インターネットにまつわるトラブル（迷惑メール、出会い系サイト、アダルト情報サイトなど）が次々に発生している。

国民生活センターと消費生活センターを結ぶ「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：パイオネット）」によって収集した2011（平成23）年度の消費生活相談情報によれば、商品・役務別に分類した相談件数上位5つのうち、インターネット利用関連の相談が3つを占めていることが分かる



(1位アダルト情報サイト, 4位デジタルコンテンツその他, 5位出会い系サイト)。

近年, 未成年者にもインターネットの利用は広がっており, 自宅のパソコンや携帯電話を通して様々なサイトにアクセスする機会が増えていることから, 未成年者がトラブルに巻き込まれることも少なくない。授業を通してトラブル事例やトラブルへの対処・回避方法を知ることは有益である。

#### 国民生活センターに対する最近の相談事例

- ・中学生の息子がモバイル音楽機器でアダルトサイトにアクセスし, 登録料9万円を請求された。どうすればよいか。
- ・小学生の息子がスマートフォンでゲームのアイテムを購入し, 高額な請求をされた。支払わなければならないか。
- ・未成年の息子がインターネット通販で中古オートバイを購入したが, 納品時からエンジンがかからない。修理してほしい。

《出所》国民生活センター, 「子どもの消費者トラブル」

(2012年11月20日取得 [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/kodomo\\_trouble.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/kodomo_trouble.html))

#### ◆迷惑メールと個人情報 [副教材p.24]【懸賞に応募したら・・・】

迷惑メールが届く理由としては, 以下のものが考えられる。

##### ①宛先の知らないメールに返信したこと

迷惑メールの送信者は, プログラムを組んでメールアドレスを作成し, 無差別に大量のメールを自動送信している。そのメールに返信すれば, 実在するメールであると認識されてリストに登録され, より多くの迷惑メールが届くことになる。

##### ②ホームページや掲示板に個人を特定できる情報を掲載したこと

ホームページや掲示板に, 自分の名前・学校名・住所・電話番号・メールアドレスなどを掲載することで, それらの情報を収集した者から迷惑メールが届くことになる。

##### ③懸賞サイトや占いサイトなどの無料サイトにアクセスしたこと

懸賞サイトや占いサイトなどの無料サイトのなかには, 個人情報を集めることを目的として開設されたものがあり, サイトに登録したメールアドレスが業者に売買されたりすることで不正利用されてしまう。

迷惑メールを受け取らないようにするためには, むやみに返信・アクセスしたり, インターネットの掲示板などにメールアドレスなどの個人情報を書き込まないことが大切であり, 併せて, 送信者が不明なメールに対しては絶対に返信しないことを伝えることが必要である。

#### ◆ワンクリック詐欺 [副教材p.24]【芸能ニュースのリンクを次々開いたら・・・】

無料占い, 音楽配信, ゲーム, アニメなどのサイトを閲覧していたところ, 意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトなどに接続し, 「登録ありがとうございます。」などと表示され, 高額な請求を受ける手口。携帯電話の識別番号などを画面上に表示して消費者個人を特定したように思わせたり, 料金請求画面を消しても定期的に表示させる等により, 消費者を不安にさせて請求を行う。

ワンクリック詐欺は, 契約が成立したと消費者に誤認させるが, 消費者に契約意思はなく, 契約は成立していないのであるから利用料金の支払義務はない。

ワンクリック詐欺を防止する方法は以下のとおり。

①アダルトサイトや出会い系サイトなどに興味本位でアクセスしたり, サイト内を安易にクリックしないこと。

②相手方業者に対し, 電話やメールなどで慌てて連絡しないこと。

③利用料金の請求を受けても, 言われるとおりに支払わず, 家族や消費生活センターなどに相談すること。

#### ◆プロフ, SNSサイトの注意点 [副教材p.25]【プロフィールサイトを作ったら・・・】

[副教材p.25]【アプリのレビューで友だち探しをしたら・・・】

プロフとは, 携帯電話で操作できるプロフィール(自己紹介)サイトを指す。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)とは, プロフィールや掲示板を基本として, コミュニティやサークルと呼ばれるテーマごとの集まりを作り情報交換ができるサイトのこと。ミクシィやフェイスブック, グリー, モバゲーは代表的なSNSである。

##### 注意点① 個人を特定できるような情報は掲載しないこと

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校といった個人情報を記載したために, 嫌がらせを受けるなどの被害が発生している。インターネットで発信した情報は, 様々な人に見られる可能性があるため, 個人情報を掲載することは非常に危険であるという認識を持つこと。SNSやプロフ上には, 自分や友達の名前や写真, 学校名, 住所, 電話番号, ID, メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないこと。

##### 注意点② 知らない人からのメールに返信したり, SNSやプロフで知り合った人に子どもだけの判断で会わないこと

SNSやゲームサイトのミニメールは, 個人的なやりとりが簡単にできるため, 見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向がある。しかし, 相手は性別や年齢等を容易に偽ることができるので, メールに返信したり, 写真を送ったり, 直接会ったりすることは大変危険な行為である。

子どもの判断だけで行動すると, 犯罪に巻き込まれる可能性があることを強く認識させる必要がある。

##### 注意点③ 不用意な発言に注意すること

SNSやプロフなどで, 身のまわりに起きた出来事を発信したり, 友達の書いた日記などにコメントを書き込む際, 軽い気持ちで書き込んだ友達への悪口などが思わぬ形で広がり, 相手をひどく傷つけてしまったり, イジメに発展してしまうことがある。インターネットで情報を発信するときは, 人とのつながりなどを意識して, 様々な人に見られる可能性があることを意識して利用する必要がある。

#### ◆無料オンラインゲームにおけるトラブル [副教材p.25]【無料で始めたゲームだったけど・・・】

携帯電話やパソコンを利用して遊ぶオンラインゲームに関する相談は, 未成年者に多い。オンラインゲームのなかには, アバターやゲームに用いるアイテム等を次々に買い足していくことが可能なものもあり, この拡張性がゲームを面白くしている一方, 多くの場合, 拡張するためには追加的に費用を支払うことが必要という特徴がある。

テレビや雑誌等では「無料」と謳っていても、全てを無料で利用できるわけではなく、知らないうちに有料アイテムで遊んでいる場合もあるため、無料のはずが高額な利用料金を請求されてしまったといったトラブルが発生する。

また、オンラインゲームは保護者の目が届きにくいいため、保護者の知らないうちに子どもが見知らぬ相手に個人情報を教えてしまい、身に覚えのないところから請求されたり、出会い系サイトなどからの勧誘メールが執拗にくるなどのトラブルにつながる。

オンラインゲームに関するトラブルの防止策は以下のとおり。

- ①「無料」と謳っていても利用料や通信費がかかることがあることに注意すること。
- ②サイトにアクセスしただけで利用料金を請求されても言われるままに支払わないこと。
- ③不用意に個人情報を教えないこと。

◆スマートフォンの注意点

スマートフォンは、専用のウェブサイトのほか、パソコンのウェブサイトや動画、SNSなどを利用することができる。また、クラウドサービスとの連携により情報共有も容易になっており、無線LAN機能により高速回線を利用することもできる。さらに、位置情報サービスや写真などと連携した多彩なサービスを利用することができ、その利便性は高い。

注意点① 料金

パソコン用のウェブサイトの閲覧や利用者が認識しない自動的な通信などにより、パケット通信料が思いがけず高額になりやすいため、慎重に料金プランを選択すること。

注意点② セキュリティ

パソコンと同じように、ウイルス感染や個人情報漏えいの危険性があるため、OS（基本ソフト）の更新を随時行い、ウイルス対策ソフトの利用を行い、アプリケーションをインストールする際は、OS提供会社や携帯電話会社が安全性の審査をおこなっているアプリケーション提供サイトを利用すること。

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>あなたにとって携帯電話とは</p> <p>○みなさんは、携帯電話やパソコンをどのように利用していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちとメール交換をよくする。</li> <li>・友だちとのゲーム対戦が多いかな。</li> <li>・インターネットで動画を見ることが多い。</li> </ul> <p>○パソコンやスマートフォンは、インターネットを通して世界中の人と通信ができたり、家にいながら買い物ができたりするので大変便利です。でも、インターネットは便利な反面、使い方を誤ると大変危険であり、未成年者のトラブルが急増しています。これから、パソコンや携帯電話の使い方について考えてみましょう。</p>	<p>*生徒自身が、携帯電話やパソコンを日常どのように利用しているかを確認する。</p> <p>*携帯電話やパソコンの使い方について、普段親と話し合っているか、また、どんなところに気をつけて利用しているかを聞いてもよい。</p>
本題	<p>【懸賞に応募したら】</p> <p>○アドレスや電話番号は個人情報です。送信した個人情報が不当に利用されてしまう危険があるので、個人情報の入力には慎重に行う必要があります。</p> <p>【芸能ニュースのリンクを次々開いたら】</p> <p>○こんなとき、みなさんだったらどうしますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手に連絡して払えないと断る。</li> <li>・親や専門機関に相談してみる。</li> <li>・なんとかお金を用意して支払う。</li> </ul> <p>○いわゆるワンクリック詐欺の手口です。この事例では、98,000円を支払うという契約をしていないので、支払う必要はありません。このようなときは、まず親や先生に相談することが大切です。</p> <p>【プロフィールサイトを作ったら】</p> <p>【アプリのレビューで友だち探しをしたら】</p> <p>○インターネットで通信する相手は実際に目で見て確認することができないので、相手は年齢や性別を簡単に偽ることができます。プロフやSNSで知り合った人に写真を送ったり、実際に会うことは大変危険な行為です。</p> <p>【無料で始めたゲームだったけど】</p> <p>○どうしてゲームのアイテムを買い続けてしまったのか、話し合ってみましょう。</p>	<p>*同じような経験がないか、生徒に尋ねてみてよい。</p> <p>*詐欺に遭わないという予防も大事であるが、不当な請求を受けた際は、直ぐに大人に相談する必要があることを伝えること。</p>

<p>まとめ</p> <p>○携帯やパソコンでインターネットを利用する際は、個人情報 の送信を特に気をつける必要があります。</p> <p>○知らない人からのメールに返信したり、表示されている サイトをクリックすることも危険な行為です。</p> <p>○携帯電話やパソコンの使用については、親と話し合い、 家庭における利用のルールを作りましょう。</p>	<p>*副教材を印刷し、生徒から保護者 に渡して、携帯電話やパソコンの 利用について話し合う機会を提供 してもよい。</p>
---	--

【関連する文献・資料リスト】

- ・内閣府, 2011, 『平成23年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」結果について』  
(2011年11月10日取得 <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>)
- ・独立行政法人国民生活センター, 2012, 「PI0-NETにみる2011年度の消費生活相談—全国のデータから—」  
(2011年11月10日取得 [http://www.kokusen.go.jp/ncac\\_index.html](http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html))
- ・総務省, 「インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究(平成23年度版)インターネット  
トラブル事例集 (Vol.3)」  
(2011年11月10日取得  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html))

外伝2 安全・安心に製品を使うには (教科書 p. 220-223)

『学習指導要領解説 技術・家庭編』D身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について次の事項を指導する。

「イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。」

【ねらい】

○ドライバーの取扱説明書の読み解く学習活動を通して、製品を適切に安全に使用する必要性に気づき、消費者としての責任について理解する。

【本ワークの要点】

◆リスクを低減して、安心して暮らす

製品の安全性は、消費者の命や健康にかかわる問題である。消費者自身が正しく、安全に製品を使うことが求められる。その一方で、消費者は製造者に比べて情報の質や量、交渉力に乏しいため、製品に欠陥があっても損害賠償を求めることが困難である。そこで、製造物責任法(1995年施行。PL(Product Liability)法)により、製造物の欠陥(通常あるべき安全性を欠いていること)によって生命、身体または財産に損害を受けた場合、消費者が製造者に損害賠償を求めることができる。

本ワークでは、日常生活におけるリスクを減らすために、消費者としてできることに気づかせることをねらいとしている。製品の取扱説明書は、誤った使い方をしたときに生じる危害や損害についてわかりやすく表示し、説明したものである。消費者は、あらかじめ製品のリスクの程度を知り、安全性の高い製品を購入すること、購入した製品に対して正しい使い方をするすることで、危険から身を守ることができる。消費者の責任として、製品を適切に安全に使用する必要性を理解させたい。

【授業展開例】○は教師の発問、・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>取扱説明書に関心を持つ</p> <p>○取扱説明書を読んだことはありますか。</p> <p>・見たことはあるけど、文字がいっぱい読まない。</p> <p>・操作に困ったときだけ、読む。</p> <p>・読まなくても、手探りでどうにかすれば使えるから、読む必要がない。</p>	<p>*実際の取扱説明書を提示するなど、関心を持たせるとよい。</p>
本題	<p>取扱説明書の禁止事項を読み取る</p> <p>○ドライバーの使い方のイラストをみて、してはいけない使い方はどれでしょう。取扱説明書の「安全上のご注意」をみて選びましょう。【Q 1】</p>	<p>*どのマークがどの意味を示しているのか確認しながら、答え合わせをする。</p>



	<p>○取扱説明書には、その製品に関する情報が書かれています。情報を知ることで、購入した製品を大切に使えます。取扱説明書には、「安全上の注意」のように文章による表現もありますが、禁止事項がマークで示されているものもあります。</p> <p>テキストにあるマークは、それぞれどんな意味があるでしょう。該当するものを選びましょう。【Q2】</p> <p>○①～⑥の斜線がついているマークや⑭⑮の×がついているマークを見て、共通していることは何でしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・してはいけないこと。</li> <li>・禁止されていること。(禁止事項)</li> </ul> <p>○⑦～⑫の黄色の三角マークや、⑰⑱に共通していることは何でしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意しなければいけないこと。</li> </ul>	<p>*マークの表示の共通項を探させることで、何を伝えようとしているのかを理解させる。</p> <p>*マークの表示の共通項を探させることで、何を伝えようとしているのかを理解させる。</p>
<p>まとめ</p>	<p>消費者としての責任</p> <p>○ここまで取扱説明書の内容を見てきました。どうして取扱説明書は必要だと思いますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使い方がわからない消費者がいるから。</li> <li>・誤った使い方をしてケガをされたら困るから。</li> </ul> <p>○取扱説明書は、消費者に適切に安全に製品を使ってもらうためのものです。消費者として、購入した製品に責任を持ち、安全に大切に使うことが必要ですね。</p>	<p>*消費者には製品を適切に使う責任があるが、もし製品の欠陥により、消費者が損害を被った場合は、製造者に損害賠償を求めることができることにもふれる。</p>

【参考資料】

■家庭用電動工具の使い方に注意！一指の切断や内臓損傷の事故もー [2011年12月8日：公表]

電動工具は「切る」「穴をあける」「削る・磨く」など様々な作業で使われ、種類も多くある。最近では一般消費者向けの商品が数多く売られているなか、ホームセンターで電動工具をレンタルしているところもあり、購入しなくても手軽に電動工具に接する機会がある。しかし、便利な電動工具も使い方に注意しないと、思わぬ大事故を引き起こしかねない。例えば、2010年12月から開始した医療機関ネットワークに寄せられた情報では、「自宅の庭の枝を小さく切断していたところチェーンソーが横に滑り、左手を受傷した」など2011年9月末までに26件あった。このほか、2010年3月末日で終了した危害情報システムの病院情報によると、2005～2009年度の5年間で347件の危害情報が寄せられていた。電動工具による受傷は、カッターや包丁のような刃物による受傷に比べ重傷になるものもあ

り、指の切断や内臓損傷などの情報もあった。また、電動工具が身近になったことで高齢者や初心者が被害に遭う事例もあった。そこで、今まで電動工具に接していなかった消費者やこれから使おうと思っている消費者の事故の未然防止を図るために、具体的な事例を基に電動工具の使用時の注意を情報提供することとした。(中略)

消費者へのアドバイスとして、(1) 電動工具を使用する際は、工具の使用に潜んでいる危険を理解し、正しく使用する。特に初めて使用する際は、十分注意する。(2) 用途が違う使用は絶対にしない。(3) 取扱説明書に記載されている適切な保護具は必ず装着する。また、工具に巻き込まれないよう服装に注意し、軍手は着用しない。

業界への要望として、使用者が使い方や危険性をより理解できるよう、動画を使うなど、一層の啓発活動を要望する。

《出所》国民生活センター, 2011, 「家庭用電動工具の使い方に注意！一指の切断や内臓損傷の事故もー」(2012年11月18日取得 [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208_1.html))

■誤使用や不注意によって起こる事故は誰の責任？

製品に対して100%の安全を求めることは不可能である。…(中略)…1990年国際安全規格ISO/IECガイド51「安全側面一規格への導入指針」が制定され、以下のような基本的な考えが示された。

- ①人間は高い能力を有するにも関わらず、忘れる・気付かない・勘違いなどのヒューマン・エラー (Human Error) から逃れられない。
- ②機械も必ず故障するため、人間に規則を守らせる対応だけでは安全を確保することに限界がある。

このような考え方を背景に、製品の使い方は右図の3つに分類され、「正常使用」と「予見可能な誤使用」については事業者が製品安全を確保する責任があるとされ、それ以外の「非常識な使い方」は消費者が使用上の注意を守る義務があると考えられている。

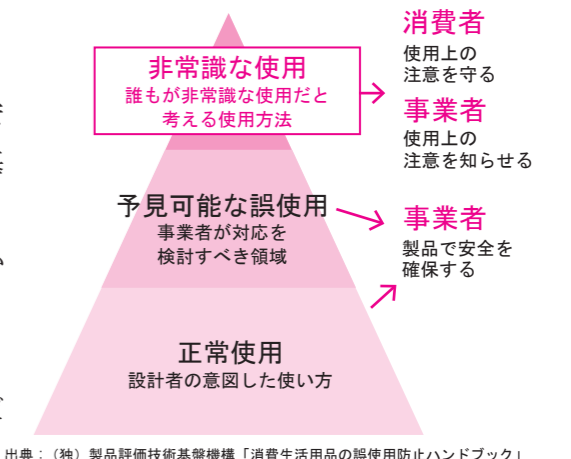
《出所》消費者庁, 2011, 『リスクの学習帳』: 10より抜粋

■マークの意味

注意マークは製品の取扱いにおいて、発火、破裂、高温等に対する注意を喚起するマークである。

- ⑧発火注意…使い方を誤ると、発火の原因になります。(例えば、電気コードを巻いて束ねるなど)
- ⑩高温注意…高温になる部分があり、触ると火傷の原因になります。(例えば、炊飯器の蒸気の出口など)
- ⑪破裂注意…使い方を誤ると、破裂の原因になります。(例えばスプレー缶など)
- ⑫回転物注意…モーターやファンなど、回転する部分があり、フタやカバーを開けるとケガの原因になります。

(財団法人 家電製品協会ホームページより引用 ※ ( ) 内は著者による加筆)



出典：(独)製品評価技術基盤機構「消費生活用品の誤使用防止ハンドブック」

【関連する文献・資料リスト】

- ・ 国民生活センター, 2011, 「家庭用電動工具の使い方に注意！一指の切断や内臓損傷の事故もー」  
(2012年11月18日取得 [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208_1.html))
- ・ 消費者庁, 2011, 『リスクの学習帳』  
(2012年11月11日取得 <http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110125shiryō.pdf>)
- ・ 消費者庁「リコール情報サイト」(2012年11月18日取得 <http://www.recall.go.jp/>)
- ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構「製品安全・事故情報」  
(2012年11月18日取得 <http://www.jiko.nite.go.jp/>)
- ・ 財団法人 家電製品協会ホームページ

1 教科書p. 206-225 「身近な消費生活」 [指導時数] 6時間

2 学習指導要領の内容 「学習指導要領解説 p. 66-68」

D (1) 家庭生活と消費

ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

3 評価規準の設定例 ( ) 内は評価方法

時間	生活や技術への関心・意欲・態度	生活を工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての知識・理解
1	家庭生活と消費について関心をもって学習活動に取り組み、消費生活をよりよくしようとしている。 (発言、行動観察、ノート等)			消費生活の仕組みを知り、物資・サービスの選択、購入及び活用に関する知識や中学生にかかわりの深い販売方法の特徴について理解している。 (行動観察、ノート、ワークシート等)
2			物資・サービスの選択、購入及び活用について必要な情報を収集・整理することができる。 (行動観察、ワークシート等)	
3		収集・整理した情報を活用して物資・サービスの選択、購入及び活用について考え、工夫している。 (言語活動等)		
4				消費生活におけるトラブルについて理解し、その解決方法が分かる。 (行動観察、ノート、ワークシート等)
5				基本的な消費者の権利と責任について理解している。 (行動観察、ノート、ワークシート等)
6				消費者を支える機関の必要性や消費者基本法の趣旨について理解している。 (行動観察、ノート、ワークシート等)

1 教科書p. 226-237 「環境に配慮した生活」 [指導時数] 2時間

2 学習指導要領の内容 「学習指導要領解説 p. 68-69」

D (2) 家庭生活と環境

ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

3 評価規準の設定例 ( ) 内は評価方法

時間	生活や技術への関心・意欲・態度	生活を工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての知識・理解
1	自分や家族の消費生活が環境に与える影響について関心を持ち、環境に配慮した消費生活を実践しようとしている。 (発言、行動観察、ノート等)			自分や家族の消費生活が環境に与える影響について理解し、環境に配慮した消費生活に関する知識を身に付けている。 (行動観察、ノート、ワークシート等)
2		自分や家族の消費生活を点検し、環境に配慮した消費生活について考えたり、実践を通して自分なりに工夫したりしている。 (言語活動等)		



1 / 8 消費生活のしくみを理解しよう

- ・ D (1) ア「自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること」
- ・ 教科書 p.208-209 生活に必要なものの流れ p.217 契約
- ・ 副教材 1章 みんなは消費者？

【目標】 消費生活の仕組みを知り、契約の意味について理解できる。

【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	消費生活の学習を始めよう ○現在の日本では、生活に必要なものの多くを商品として購入しています。 ○小学校での学習を生かしてよりよい消費者を目指そう。	*教科書前見返し3の写真, p. 206, 207を見せ、学習のイメージをつかませる。
展開	<u>消費生活のしくみを理解しよう</u> <u>「生活に必要なもの」の流れを考えてみよう</u> ○「生活に必要なもの」にはどんなものがあるだろう。 ・ 食料品, 衣料品, 住宅, 家具, 医療, 交通, 電話, 学校教育など。 ・ 物質 (形のあるもの) とサービス (形のないもの) があるんだな。 ○「生活に必要なもの」はどこから提供されているのだろう。 ・ 自分や家族……料理, 掃除, 育児など。 ・ 店や企業から購入……理美容院, 電気, ガス, 食料品, 学校教育など。 ・ 公的機関……学校教育, 水道, 予防接種など。 ○消費生活のしくみを整理しよう。 ・ 消費——物質やサービスを購入し利用すること。 購入するためにはお金が必要。 収入——働いて得たお金。 ・ お金と物資・サービスが循環することによってわたしたちの消費生活は成り立っているんだ。 <u>契約について考えよう</u> ○「副教材」1章を読んで考えてみよう。 【ワーク1-1】p.2の葵さんたちの行動から「契約」を見つけよう。	*教科書p.208の絵を参考にして考えさせる。  *日常の生活は、社会とのかかわりがなくては暮らしが成り立たないことに気づかせる。  *教科書p.209の図を使い、消費生活のしくみを整理する。  *「副教材」1章。 *「副教材」【ワーク1-1】。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 友だちと待ち合わせるのは約束だと思う。</li> <li>・ 塾で勉強することやオンラインによるネットゲームで遊ぶことも契約なのかな。</li> <li>・ 契約—約束のうち、法律で保護されているもの。</li> </ul> <p>○【ワーク1-2】を見て考えよう。契約はどの時点で成り立つのだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書にサインしたときだと思う。</li> <li>・ お金を払ったときじゃないの？</li> <li>・ 難しいなあ。どこも当てはまる気がする。</li> <li>・ お店の人に「ください」といった時点で契約成立なんだ。</li> </ul> <p>○【ワーク1-3】を見て考えよう。いったん成立した契約をなかったことにできるのかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もちろん返せると思う。</li> <li>・ 領収書やレシートが必要じゃない？</li> <li>・ 一度買ってしまったものを返品できるのかなあ。</li> <li>・ えーっ、契約が成立したら、一方的には解除できないんだ。</li> <li>・ 契約をするときには、消費者も責任を持ってよく考えないといけないな。</li> </ul>	<p>*契約と約束の違いを説明する。契約も約束も「する」とお互い決めたのに守らなかったら、信用を落とす。意思表示には責任が伴うことを伝える</p> <p>*答え合わせをする。誤解が多いのはどれかを確認し、説明を加える。</p> <p>*「副教材」【ワーク1-2】。</p> <p>*意思の合致があった時点で、成立することを伝える。</p> <p>*「副教材」【ワーク1-3】。</p> <p>*自己都合による一方的な理由で、いったん結んだ約束を反故にすることはできないことを伝える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                 消費生活の仕組みを知り、契約の意味について理解している。 (行動観察, ワーク)             </div> <p>*時間があれば【発展ワーク1-4】を問いかける。</p>
まとめ	<p>○契約する際には、消費者はどんな態度で臨むことが大切だろうか。今日の学習をもとに考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お店の人に「ください」といった時点で契約は成立するから、その前によく商品を見て、よく考えて買うことが大切だな。</li> <li>・ 一度購入したら返品を断られることもある。どのお店で買うのかも大切だと思った。</li> </ul>	<p>*ノート (ワークシート) に記述する。</p>

2/8 商品の選択と購入について考えよう

- ・ D (1) イ 「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること」
- ・ 教科書 p.210-217 商品の選択と購入
- ・ 副教材 2章 何を選ぶか、何をあきらめるか  
4章 どこで買う？どんなふうに買う？

【目標】 中学生にかかわりの深い販売方法の特徴について知り、物資・サービスの選択、購入にかかわる消費者としての視点について理解できる。 【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点									
導 入	<p>商品の選択と購入について考えよう</p> <p>何を選ぶか、何をあきらめるか？</p> <p>○ものを購入するかしないかは、どう判断したらよいのだろう。「副教材」2章を読んで考えてみよう。</p> <p>・ものを購入する時には、「ニーズ」なのか「ウォンツ」なのかを判断することが大切なんだな。</p>	<p>* 「副教材」2章p.6。</p> <p>* 時間があれば、「副教材」2章【ワーク2-1】を行い、「必要なもの」と「必ずしも必要でないもの」があることを実感させる。</p>									
展 開	<p>どこで買う？どんなふうに買う？</p> <p>○商品を購入する場合、どこで購入しますか。</p> <p>・店舗販売……近所の店、スーパーマーケット、コンビニなど。</p> <p>・無店舗販売……インターネット、カタログ、テレビショッピングなど。</p> <p>○店舗販売と通信販売の長所と短所は何だろう？</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>長 所</th> <th>短 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店 舗 販 売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を実際に確かめることができる。</li> <li>・保障やアフターサービスの面で安心。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物できる時間が限られる。</li> <li>・店によっては、展示や在庫が限られる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>通 信 販 売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物に行く手間が省ける。</li> <li>・夜中でも買い物ができる。</li> <li>・店舗販売に比べて安いものがある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実物を見たり、比べたりすることができない。</li> <li>・トラブルが心配。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		長 所	短 所	店 舗 販 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を実際に確かめることができる。</li> <li>・保障やアフターサービスの面で安心。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物できる時間が限られる。</li> <li>・店によっては、展示や在庫が限られる。</li> </ul>	通 信 販 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物に行く手間が省ける。</li> <li>・夜中でも買い物ができる。</li> <li>・店舗販売に比べて安いものがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実物を見たり、比べたりすることができない。</li> <li>・トラブルが心配。</li> </ul>	<p>* 同じ商品を購入するにしても、販売方法に違いがあることを確認する。</p> <p>* 「副教材」4章p.10。</p> <p>* 「副教材」【ワーク4-1】。</p> <p>* 比較することで、通信販売は便利な反面、実物が想定していたものと違ったり、販売店が信頼に足りる店なのかを確かめることが難しいといったリスクがあることを認識させる。</p>
	長 所	短 所									
店 舗 販 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を実際に確かめることができる。</li> <li>・保障やアフターサービスの面で安心。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物できる時間が限られる。</li> <li>・店によっては、展示や在庫が限られる。</li> </ul>									
通 信 販 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物に行く手間が省ける。</li> <li>・夜中でも買い物ができる。</li> <li>・店舗販売に比べて安いものがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実物を見たり、比べたりすることができない。</li> <li>・トラブルが心配。</li> </ul>									

	<p>自転車の購入を例に考えてみよう</p> <p>○商品を買く購入するには、どんなプロセスで行えばよいだろうか。</p> <p>①商品の質を確認する。</p> <p>②どの店で購入するか、どんな方法で購入・支払いするかを考える。</p> <p>③消費行動を評価する。</p> <p>・購入の仕方について振り返り、次回に生かすことが大切なんだな。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>それぞれのプロセスでは、どんな視点が大切なのだろうか。</p> </div> <p>①商品の質を確認する。</p> <p>・品質・機能性・安全性、価格、保障・アフターサービス、環境への影響など。</p> <p>・商品に付いている表示やマークを確認することも大切だね。</p> <p>②どの店で購入するか、どんな方法で購入・支払いするかを考える。</p> <p>・それぞれの販売方法の長所と短所をもとに、自分の条件にあった購入方法を考える。</p> <p>③消費行動を評価する。</p> <p>・商品の質、購入方法についてよかった点、次回に向けての改善点を振り返る。</p>	<p>*参考：DVD「商品を購入する時には —自転車を例に考えよう— 問題提起編」(消費者庁)</p> <p>*これまでの生活経験をもとに考えさせる。</p> <p>*個人で考えたことをもとに、グループで話し合う場を設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>中学生にかかわりの深い販売方法の特徴について知り、物資・サービスの選択、購入にかかわる消費者としての視点について理解している。(行動観察、ワーク)</p> </div>
ま と め	<p>○物資・サービスを選択、購入する際には、消費者はどんな態度で臨むことが大切だろうか。今日の学習をもとに考えよう。</p> <p>・販売方法にはいろいろある。それぞれの長所と短所を考慮して、自分の条件にあった購入方法を選択することが大切だな。</p> <p>・購入するときは、商品の品質をしっかりと確認することが大切だと思った。いろいろなお店を比べたり、表示やマークを確認することが大切。</p> <p>・賢い消費者になるためには、購入した後でその購入方法がよかったか振り返り、次回に生かすことが大切なんだと思った。</p>	<p>*ノート(ワークシート)に記述する。</p>

3/8 商品の選択と購入について考えよう「自転車の購入を例に」

- ・ D (1) イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること」
- ・ 教科書 p.210-217 商品の選択と購入
- ・ 副教材 3章 表示をじっくり見てみよう

【目標】 物資・サービスの選択、購入及び活用について必要な情報を収集・整理することができる。

【生活の技能】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導 入	<p>自転車の購入について考えよう</p> <p>商品を購入する際のプロセスについて復習</p> <p>○商品を購入する際のプロセスを復習しよう。</p> <p>①商品の質を確認する。</p> <p>②どの店で購入するか、どんな方法で購入・支払いするかを考える。</p> <p>③消費行動を評価する。</p>	<p>*前時に学習した商品を購入する際のプロセスについて復習する。</p>
展 開	<p>必要な情報の収集</p> <p>○自転車を購入する場合、知りたい情報はどんなことだろう。</p> <p>①デザイン（形、色） ②大きさ、サイズ</p> <p>③価格 ④機能・安全性</p> <p>⑤保障・アフターサービス</p> <p>○知りたい情報を、どのような方法で収集しますか。</p> <p>・チラシ広告 ・テレビのCM</p> <p>・カタログ ・展示してある実物</p> <p>・インターネットの情報 など</p> <p>自転車の購入を例に考えてみよう</p> <p>○目的にあった自分用の自転車を購入するとしたら、どの自転車がいいだろう。チラシ広告やカタログ、インターネットの情報などを①～⑤の視点で整理してみよう。</p> <p>目的にあった自分用の自転車を購入するとしたら、どの自転車を選べばいいだろう。</p> <p>・&lt;活用法&gt;僕は通学用の自転車が欲しい。丈夫で安全なものが必要だ。</p>	<p>*参考：教科書p.212「考えてみよう」</p> <p>*これまでの生活経験をもとに考えさせる。</p> <p>*ノートに、自転車の活用方法と、チラシ広告等から得た情報を①～⑤の視点で整理する。</p> <p>*自転車が掲載されているチラシ広告や自転車のカタログを持参させる。教師もいくつか準備しておく。</p>

	<p>・&lt;活用法&gt;僕は休日に使う自分だけの自転車を自分のお小遣いで買うよ。自分の体にあったサイズで、お小遣いの範囲で買える自転車はないかな。</p> <p>・&lt;例Aの自転車&gt;</p> <p>①赤色だけど、このデザインもいいな。○</p> <p>②サイズもぴったりだ。○</p> <p>③この店の販売価格だと予算オーバーだな。△</p> <p>④3段変速って書いてある。○</p> <p>この自転車にはBAAマークが付いてるぞ。○</p> <p>⑤保障やアフターサービスについては、チラシ広告だけでは分からないな。△</p> <p>・&lt;例Bの自転車&gt;</p> <p>①自分の好きな青色。デザインもかっこいい。◎</p> <p>②サイズもぴったりだ。○</p> <p>③この自転車は、セール価格で安い。◎</p> <p>通信販売だと送料はかかるのかなあ。△</p> <p>④マウンテンバイクって書いてある。○</p> <p>変速機能やBAAマークの記載はない。△</p> <p>⑤ネットショッピングだから、アフターサービスはないかもしれない。△</p> <p>○個人で調べたことを、グループで確認しよう。</p> <p>・Aの自転車は、通信販売だと安く買うことが出来るよ。○</p> <p>・Bの自転車はマウンテンバイクって書いてあるけれど本当にそうかなあ。確認した方がいいよ。△</p> <p>・自分はBの自転車のデザインが気に入っているけれど、Bの自転車の方が△が多い。</p> <p>・△については、実物を見に行くなど、他の方法で確認した方がいいね。</p> <p>・どんな方法で購入するかによっても、価格は変わってくるな。</p>	<p>*個人で考えたことをもとに、グループで確認し合う場を設定する。</p> <p>物資・サービスの選択、購入及び活用について必要な情報を収集・整理することができる。(行動観察、ワークシート)</p>
ま と め	<p>○次の時間は、今日整理した情報をもとにどの自転車をどの方法で購入するか考えます。</p> <p>・今日の情報で△が多い自転車については、買うのが不安だなあ。</p> <p>・今日の情報で△だったところについて、次回までに実物を見に行き確認しておこう。</p>	<p>*まとめとして、「副教材」3章【ワーク3-1, 3-2】を行い、表示や広告を読み取ることの必要性を実感させることも考えられる。</p>



4/8 商品の選択と購入について考えよう「自転車の購入を例に」

- ・ D (1) イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること」
- ・ 教科書 p.210-217 商品の選択と購入
- ・ 副教材 4章 どこで買う？どんなふうに買う？  
5章 お金とカードとのつきあい方

【目標】 収集・整理した情報を活用して物資・サービスの選択、購入及び活用について考え、工夫できる。  
【生活を工夫し創造する能力】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点									
導 入	<p>○自転車の購入について考えよう</p> <p>販売方法の特徴</p> <p>○店で買い物をする場合と通信販売で買うときの違いを思い出してみよう。</p>	<p>*「副教材」4章【ワーク4-1】を行う。</p> <p>*参考：教科書p.216</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>長 所</th> <th>短 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗販売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を手にとって、確かめることができる。</li> <li>・服や靴は試着出来るので着心地や風合いが分かる。</li> <li>・パソコンなどを使えなくても買い物できる。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店が閉まっている時間は買えない。</li> <li>・遠い店に行ったり、重い物を運ぶのが大変。</li> <li>・店によっては展示や在庫が限られる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>通信販売</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜中や遠い店でも買い物できる。</li> <li>・メーカー直販や直接取り寄せが出来る。</li> <li>・あちこちの店に行かなくても多くの品物を検索して比べることができる。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手にとって商品を見ることが出来ない。</li> <li>・パソコンや通信の手続きや操作が大変。</li> <li>・相手がちゃんとした店か確かめることができない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		長 所	短 所	店舗販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を手にとって、確かめることができる。</li> <li>・服や靴は試着出来るので着心地や風合いが分かる。</li> <li>・パソコンなどを使えなくても買い物できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店が閉まっている時間は買えない。</li> <li>・遠い店に行ったり、重い物を運ぶのが大変。</li> <li>・店によっては展示や在庫が限られる。</li> </ul>	通信販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜中や遠い店でも買い物できる。</li> <li>・メーカー直販や直接取り寄せが出来る。</li> <li>・あちこちの店に行かなくても多くの品物を検索して比べることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手にとって商品を見ることが出来ない。</li> <li>・パソコンや通信の手続きや操作が大変。</li> <li>・相手がちゃんとした店か確かめることができない。</li> </ul>	<p>*参考：DVD「商品を購入する時にはー自転車を例に考えようー問題提起編，問題発生編」(消費者庁)</p>
		長 所	短 所								
店舗販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を手にとって、確かめることができる。</li> <li>・服や靴は試着出来るので着心地や風合いが分かる。</li> <li>・パソコンなどを使えなくても買い物できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店が閉まっている時間は買えない。</li> <li>・遠い店に行ったり、重い物を運ぶのが大変。</li> <li>・店によっては展示や在庫が限られる。</li> </ul>									
通信販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜中や遠い店でも買い物できる。</li> <li>・メーカー直販や直接取り寄せが出来る。</li> <li>・あちこちの店に行かなくても多くの品物を検索して比べることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手にとって商品を見ることが出来ない。</li> <li>・パソコンや通信の手続きや操作が大変。</li> <li>・相手がちゃんとした店か確かめることができない。</li> </ul>									
展 開	<p>収集・整理した情報の活用</p> <p>○前時に収集・整理した情報をもとに、自分の目的にあった自転車を選び、どの販売方法のものを購入するかも考えよう。</p> <p>&lt;自転車&gt;</p> <p>①デザイン(形、色)      ②大きさ、サイズ</p> <p>③価格                      ④機能・安全性</p> <p>⑤保障・アフターサービス</p>	<p>*これまでの学習をもとに、何故そのように考えたか理由も考えさせる。(ノート)</p> <p>*自転車が掲載されているチラシ広告や自転車のカタログを持参させる。</p> <p>教師もいくつか準備しておく。</p>									

	<p>&lt;販売方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭販売(近所のお店)</li> <li>・店頭販売(スーパーなど大型店)</li> <li>・通信販売(カタログ)</li> <li>・通信販売(インターネットショッピング)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>目的にあった自分用の自転車を購入するとしたら、どの自転車を選び、どの販売方法のものを購入したらいいだろう。</p> </div> <p>&lt;活用法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・僕は通学用の自転車が欲しい。丈夫で安全なものが必要だ。</li> </ul> <p>&lt;自転車&gt; 自転車Aを選ぶ。</p> <p>①通学用なので丈夫さと安全性が最優先。この自転車にはBAAマークが付いている。</p> <p>②3段変速なので、通学用に便利だと思う。</p> <p>③サイズもぴったりだし、赤色もデザインも、まあまあ気に入っている。</p> <p>▲保障やアフターサービスについては、チラシ広告だけでは分からない。</p> <p>&lt;販売方法&gt;</p> <p>①自転車Aが掲載されていたのはこのチラシだけだった。</p> <p>▲この店の販売価格だと予算オーバーだ。</p> <p>同じものが有れば、違う店や、通信販売で購入することも考えたい。</p> <p>○目的別グループになって、お互いの考えを交換しよう。</p> <p>&lt;自転車&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保障やアフターサービスについては、実物を見に行くなど、他の方法で確認した方がいいね。</li> </ul> <p>&lt;販売方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aの自転車は、通信販売だと安く買うことが出来るよ。</li> <li>・アフターサービスを考えると、近所のお店の方が便利じゃないかな。</li> <li>・通信販売だと送料はかかるのかなあ。</li> </ul>	<p>*自分が選んだ理由について、優先する順にノートに記載する。</p> <p>*不明な点、今後確認したい点についても記載する。</p> <p>*個人で考えたことをもとに、活用目的別グループで確認し合う場を設定する。</p> <p>*グループで出た意見をもとに、考えが変わった点については、赤ペンで書き加える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>収集・整理した情報を活用して自転車の購入及び活用について考え、工夫している。(言語活動)</p> </div>
ま と め	<p>○グループで話し合ったことをもとに、自分の自転車購入について整理しよう。</p> <p>▲保障やアフターサービスについては、チラシ広告だけでは分からない。</p> <p>→実物を見に行くなど、他の方法で確認する。</p> <p>▲この店の販売価格だと予算オーバー。</p> <p>→通信販売だと安く買うことが出来るけれど通学用なので、故障したときにすぐに修理してもらえる近所の店で買う。</p>	<p>*発展として、「副教材」4章【ワーク4-2】を行い、インターネットショッピングにおいて注意する点を実感させたり、5章【ワーク5-1】を行い、前払い式カードの特徴を現金払いと比較してまとめたりすることも考えられる。</p>

5/8 消費生活のトラブルを防ごう

- ・ D (1) イ「販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること」
- ・ 教科書 p.218-219, p.224-225 消費生活のトラブルを防ごう
- ・ 副教材 7章 消費者トラブルってなんだろう

【目標】 消費生活におけるトラブルについて理解し、その解決方法が分かる。

【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>消費生活のトラブルを知ろう</p> <p>消費者トラブルってなんだろう</p> <p>○消費生活における消費者トラブルの現状はどうなっているのだろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年発生している消費者トラブルは複雑になっている。</li> <li>・ 被害は小学生から高齢者まで広範囲に及んでいる。</li> <li>・ 中学生の消費生活相談の件数は、1990年代の後半から約20倍に急増している。</li> </ul>	<p>*教科書p.218,「副教材」p.16。</p> <p>*消費生活センターの相談件数のグラフを提示する。</p> <p>*教科書p.218「考えてみよう」のような事例について、家族や友人などから聞いた情報でもよいので発表させる。</p>
展開	<p>消費者トラブルの実態</p> <p>○どんな場合に消費者トラブルになってしまうのか、考えてみよう。</p> <p>「副教材」p.17 ケース1を見て、【ワーク7-1】を考えてみよう。</p> <p>&lt;消費者にとって断りにくい状況になった理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初は勉強の話だと思っていた。</li> <li>・ 偉い先生が監修しているから成績がアップするかもしれないと思った。</li> <li>・ 長く話をされて、早く切り上げたくなった。</li> </ul> <p>&lt;どの場面が「心を操る方法」なのだろう&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いきなり訪問したこと。</li> <li>・ 偉い先生の名前を使ったこと。</li> </ul> <p>消費者トラブルを防ごう</p> <p>○消費者トラブルの中には、消費者が断れなかったという相談も多くあります。</p> <p>「副教材」p.17 ケース2を見て、【ワーク7-2】を考えてみよう。</p> <p>&lt;断れなかった理由&gt;</p>	<p>*「副教材」p.17【ワーク7-1】。</p> <p>*断りにくい状況がどのように作られたのか、消費者の立場で考える。</p> <p>*事業者はどんな手口で消費者を誘導しようとしたのか考える。</p> <p>*「副教材」p.17【ワーク7-2】。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知り合いに誘われたら、何か買わされるなんて思わないでついて行ってしまおうと思う。</li> <li>・ 断って、「いやな人」と言いふらされたら困る。</li> </ul> <p>○悪質な勧誘を受けたとき、どのように断ればよいでしょうか。【ワーク7-2】を考えてみよう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>悪質な勧誘を受けたとき、どんな言い方で断ればいーだろう。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曖昧な態度だと事業者に付け入る隙を与えてしまう。はっきりと断ることが大切。</li> <li>・ すぐに返事をしないで、「家族に相談します。」と答える。家族と一緒に改めて説明を聞き、公正な事業者かどうか判断する。</li> <li>・ いくら知り合いでも、自分の名前を安易に貸してはいけない。自分の名前を書くということは、「自分が責任を持ちます」ということ。</li> <li>・ 「断る」と「わがままを言う」とは違うんだ。</li> <li>・ 「断る」ことは、自分を尊重することにつながるんだね。</li> </ul> <p>消費者を支える仕組み</p> <p>○消費者を守る仕組みとして、クーリング・オフ制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問販売など特定の取引で、一定の条件を満たせば、一度購入した品物を解約できる。</li> <li>・ 通信販売など、クーリング・オフが適用されないものもあるんだ。</li> </ul>	<p>*これまでの生活体験の中で、断れなかったこと、断れなくて困ったことを振り返り、何故断れなかったか内省させる。</p> <p>*個人で考えたことをもとに、グループで話し合う場を設定する。</p> <p>*グループで出た意見をもとに、考えが変わった点については、赤ペンで書き加える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>消費生活におけるトラブルについて理解し、その解決方法が分かる。(発言、ノート)</p> </div> <p>*教科書p.224,225,「副教材」p.18。</p> <p>*時間があれば、「副教材」p.18【発展ワーク】を行うことも考えられる。</p>
まとめ	<p>○他にも様々な消費者トラブルがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な消費者トラブルがあるんだな。</li> <li>・ 消費者トラブルに巻き込まれると、家族にも迷惑を掛けてしまう。</li> <li>・ 安易な気持ちで購入すると、トラブルになってしまうこともある。自分の行動には責任を持たなくてはならないな。</li> </ul>	<p>*消費者トラブルに関するDVDを視聴する。</p> <p>*参考：ワークシート複写編No.192。</p> <p>*発展として、指導書p.33や「静岡市ヤングライフセミナー」p.20のロールプレイを行うことも考えられる。</p>

6/8 消費者の権利と責任

・ D (1) ア「自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること」

・ 教科書 p.220-225 消費者の権利と責任

・ 副教材 5章 お金とカードとのつきあい方

8章 消費者問題と社会のしくみについて考える

【目標】 基本的な消費者の権利と責任について理解し、消費者を支える機関の必要性や消費者基本法の趣旨について理解できる。 【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p><u>消費生活の権利と責任</u></p> <p>消費者トラブルはなぜ起こる</p> <p>○消費者問題とは何でしょう。ニセ牛缶事件で考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が消費者をだましたり、ごまかしたりすることによって起こるトラブルを消費者問題というんだ。</li> <li>・ 最近も、こうした消費者問題は起こっているな。</li> <li>・ 消費者やまじめな事業者が損をして、商品の品質低下を招くことになってしまうな。</li> </ul>	<p>* 「副教材」 p. 19。</p>
展開	<p>○消費者は組織である事業者に比べたら決定的に弱い立場である。そこで、消費者を支援するために、制度や法律が整備されている。</p> <p><u>消費者の権利と責任</u></p> <p>○消費者の権利とはどんなことだろうか。</p> <p>「副教材」 p. 21 【ワーク8-1】を考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者基本法などによって消費者の権利が保障されている。</li> <li>・ 消費者の権利…商品・サービスについて、十分な情報を与えられること。</li> </ul> <p>&lt;ニセ牛缶事件でなかった権利&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全が確保される権利（ハエが入っていた）。</li> <li>・ 必要な情報を知らされる権利（原材料がインチキだった）。</li> <li>・ 選択する権利（希望する商品が買えない）。</li> </ul> <p>○消費者の8つの権利について、【ワーク8-2】にまとめよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な需要が満たされる権利</li> <li>・ 健全な環境が確保される権利</li> </ul>	<p>* 「副教材」 p. 20-21。</p> <p>* 教科書p.220を読み、消費者の権利がどのように尊重されているのかを理解する。</p> <p>* 「副教材」 p. 21 【ワーク8-1】。</p>
まとめ	<p>○中学生であっても消費者の一員です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立した消費者を目指していこう。</li> <li>・ 消費者としての権利と責任を自覚して生活することが大切だな。</li> </ul>	<p>* 「副教材」 p. 21 【ワーク8-2】。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全が確保される権利</li> <li>・ 選択する権利</li> <li>・ 知らされる権利</li> <li>・ 意見が反映される権利</li> <li>・ 消費者教育を受けられる権利</li> <li>・ 被害の救済を受けられる権利</li> </ul> <p>○私たち消費者も、自立した消費者を目指す責任があります。</p> <p>「副教材」 p. 21 【ワーク8-3】を考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の責任…トラブルにならないために、消費者としてしなければならないことを実行すること。</li> </ul> <p>&lt;消費者の責任&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 批判的な意識をもつ責任</li> <li>・ 行動する責任</li> <li>・ 社会的関心をもつ責任</li> <li>・ 環境への自覚の責任</li> <li>・ 消費者として団結し連帯する責任</li> </ul> <p>○消費者の責任について振り返ってみよう。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消費者として責任を果たすために、生活の中で、どんなことを意識していくべきだろうか。</p> <p>&lt;批判的な意識をもつ責任&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衝動買いをしないで、必要な買い物かどうかじっくり考えて買う。</li> </ul> <p>&lt;環境への自覚の責任&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の消費生活が他者や環境に与える影響について自覚する。</li> </ul> <p>&lt;社会的関心をもつ責任&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新聞やニュースを見て、世の中の動きに関心をもつ。</li> </ul> <p>&lt;自立した消費者として行動する責任&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断るべき時に、自分の意志をきちんと相手に伝える。</li> </ul>	<p>* 「副教材」 p. 21 【ワーク8-3】。</p> <p>* 個人で考えたことをもとに、グループで話し合う場を設定する。</p> <p>* グループで出た意見をもとに、考えが変わった点については、赤ペンで書き加える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>基本的な消費者の権利と責任について理解し、消費者を支える機関の必要性や消費者基本法の趣旨について理解している。 (発言, ノート)</p> </div> <p>* 時間があれば、ワークシート複写編No. 194を行い、消費者の権利と責任について整理することも考えられる。</p> <p>* 発展として、「副教材」 5章【ワーク5-2】を行い、お金の使いみちの目的について整理することも考えられる。</p>
まとめ	<p>○中学生であっても消費者の一員です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立した消費者を目指していこう。</li> <li>・ 消費者としての権利と責任を自覚して生活することが大切だな。</li> </ul>	<p>* 「副教材」 8章 p. 22 。</p> <p>* 発展として、「副教材」 p. 23を行うことも考えられる。</p>



7/8 消費者の権利と責任

- ・ D (1) ア「自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること」
- ・ 教科書 p.226-231 環境に配慮した生活
- ・ 副教材 6章 静岡版もったいない運動

【目標】 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について理解し、環境に配慮した消費生活に関する知識が理解できる。 【生活や技術についての知識・理解】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>環境に配慮した生活について考えよう</p> <p>自分の生活を振り返る</p> <p>○エコロジー度チェックをしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷蔵庫やエアコンの使い方など、今まで気にしていなかったなあ。</li> <li>・ ほんの少し気をつけることで、環境に優しいエコロジーな生活ができるんだな。</li> <li>・ 環境に優しいエコロジーの視点としては、「ごみの減量化」「エネルギーの節約」「水の節約と排水」があるんだな。</li> </ul>	<p>*教科書p.228, 230, 232, 234「確かめよう」。</p> <p>*参考：教師用教科書P227「暮らしのチェック」、ワークシート複写編No.198, 202, 203。</p> <p>*環境の視点として、「ごみの減量化」「エネルギーの節約」「水の節約と排水」に整理する。</p>
展開	<p>静岡版「もったいない運動」 &lt;ごみの減量化&gt;</p> <p>○「静岡版もったいない運動」を知っていますか。</p> <p>静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量を、5%減量する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量ってこんなにあるんだ。</li> <li>・ 市として、ごみの減量に取り組んでいるんだね。</li> <li>・ 今までいろんなものを簡単に捨ててしまっていた。</li> <li>・ 1日に56グラムのごみを減らせばいいんだな。</li> <li>・ 少し工夫すれば達成できそう。</li> </ul> <p>ごみを減らす方法を考えてみよう</p> <p>○静岡版「もったいない運動」を達成するために、出来ることを考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4Rや5Rの考え方が参考になるね。</li> </ul> <p>静岡版「もったいない運動」を達成するために、どんなことが出来るだろう。</p>	<p>*「副教材」6章p.14。</p> <p>*静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量を実物で示す。(平成21年度現在1,131グラム)</p> <p>*静岡版「もったいない運動」で目指しているごみ減量の量を実物で示す。(一人1日あたり56グラム)</p> <p>*「静岡市の一人1日あたりのごみ総排出量を平成26年度までに1,080グラムまで減量する」については、平成23年度に達成された。現在は維持出来るよう運動継続中。</p>

	<p>&lt;グラフを見て分かったこと&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどが可燃ごみなんだね。資源ごみの割合って意外と少ないんだ。</li> <li>・ 家庭系可燃ごみのグラフを見てみると、厨芥類、紙ごみが多いことが分かるね。</li> </ul> <p>&lt;ごみを減らすための私のアイデア&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨芥類を減らすために、冷蔵庫の中をチェックして、期限内に食べられるようにする。Reduce</li> <li>・ 紙ごみはリサイクルに出す。Recycle</li> </ul> <p>○友だちの意見の中でいいなと思ったアイデア、自分で取り組めそうだったアイデアを【ワーク6-1】に書こう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着られなくなった衣類などは親類にあげる。Reuse</li> <li>・ 買い物をする時、必要のない包装は断る。Refuse</li> </ul> <p>環境に配慮した生活にチャレンジしよう</p> <p>○「エネルギーの節約」「水の節約と排水の浄化」についても、自分で実践できそうなことを考えてみよう。</p> <p>「エネルギーの節約」「水の節約と排水の浄化」について、どんなことが実践出来るだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エアコンの暖房設定温度を21度から20度にする。</li> <li>・ 電気カーペットの温度調節を「強」→「中」にする。</li> <li>・ 使っていない家電製品の主電源を切る。</li> <li>・ 歯磨きの時に水を止める。</li> <li>・ 皿やフライパンの汚れを不用な布や紙で拭き取ってから洗う。</li> </ul> <p>○「ごみの減量化」「エネルギーの節約」「水の節約と排水」の中から1つ選んで1週間実践しよう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①自分の課題</li> <li>②何故その理由に決めたのか</li> <li>③何をするのか？ 調べること・体験すること</li> </ol>	<p>*「副教材」【ワーク6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラフを見て分かったこと</li> <li>・ ごみを減らすための私のアイデアを行う。</li> </ul> <p>*「副教材」【ワーク6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みんなの意見の中でいいなと思ったアイデア</li> <li>・ 自分で取り組めそうと思ったアイデア</li> </ul> <p>*参考：教科書p.228-233, ワークシート複写編No.199, 201, 202, 204, 「副教材」6章p.15。</p> <p>自分や家族の消費生活が環境に与える影響について理解し、環境に配慮した消費生活に関する知識を身に付けている。(発言, ノート)</p> <p>*参考：ワークシート複写編No.199。</p>
まとめ	<p>○次の時間までの1週間、自分の選んだ実践にチャレンジし、結果を記録しよう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①暖房設定温度をする。</li> <li>②暖房設定温度は18度といわれるが、我が家は21度。設定温度を1度下げただけで年間1190円節約できる。1度なら、衣服で調節できると思う。</li> <li>③エアコンの暖房設定温度を21度から20度に下げ、快適さを比較する。家族からも聞き取る。</li> </ol>	<p>*時間があれば、「副教材」6章ワーク6-2, 6-3, 6-4を行うことも考えられる。</p>

8 / 8 環境に配慮した生活

・ D (2) ア「自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること」

・ 教科書 p. 226-231 環境に配慮した生活

・ 副教材 6章 静岡版もったいない運動

【目標】 自分や家族の消費生活を点検し、環境に配慮した消費生活について考えたり、実践を通して自分なりに工夫できる。 【生活を工夫し創造する能力】

【授業展開例】 ○は教師の発問 ・は生徒の発言

	学習活動と発問例	指導上の留意点
導入	<p>環境に配慮した生活について考えよう</p> <p>環境に配慮した生活へのチャレンジ</p> <p>○「ごみの減量化」「エネルギーの節約」「水の節約と排水」の中から1つ選んで1週間実践しましたね。</p>	<p>* 前時の学習をもとに、1週間自分の選んだ実践にチャレンジし、結果を記録しておく。</p>
展開	<p>実践したチャレンジを交流しよう</p> <p>○実践したチャレンジを交流しよう。</p> <p>①自分の課題</p> <p>②何故その課題に決めたのか</p> <p>③何をするのか？ 調べること・体験すること</p> <p>④実践した結果・感想</p> <p>&lt;ごみの減量化(例)&gt;</p> <p>①家庭から1週間で出る紙ごみの量を調べる。</p> <p>②今まで紙ごみも捨ててしまっていた。1週間でもどのくらいの紙ごみを捨ててしまっていたのか調べてみたかった。</p> <p>③家庭から1週間で出る紙ごみの量を調べた。</p> <p>④・紙ごみが本当に多いことが分かった。袋や箱など、包装ごみがほとんどだった。必要のない包装を断ることも大事だと思う。</p> <p>・環境に良いことは分かっているけど、面倒なことは、なかなか続かない。紙ごみは意識したが、ついコンビニでペットボトルを買ってしまっていた。</p> <p>&lt;エネルギーの節約(例)&gt;</p> <p>①エアコンの暖房設定温度を21度から20度にする。</p> <p>②暖房設定温度は18度といわれるが、我が家は21度。設定温度を1度下げただけで年間1190円節約できる。1度なら、衣服で調節できると思う。</p>	<p>* 各自が実践した環境に配慮したチャレンジについて①～④の視点で交流する。</p> <p>* 交流が充実するように、交流の仕方を工夫する。</p> <p>&lt;例1&gt; 3つのテーマに分けて、実践したワークシートを机に並べ、見て回る。</p> <p>&lt;例2&gt; グループ発表を2回行う。</p> <p>① 違うテーマのグループ。</p> <p>② 同じテーマのグループ。</p> <p>* 友だちの実践から学んだことについて、付箋やコメントで伝える。自分の交流ワークシートにも記録する。</p>

	<p>③エアコンの暖房設定温度を21度から20度に下げ、快適さを比較する。家族からも聞き取る。</p> <p>④暖房設定温度を1度下げても、体感温度はあまり変わらなかった。</p> <p>&lt;水の節約と排水の浄化(例)&gt;</p> <p>①台所の排水をきれいにする。</p> <p>②天ぷら油を大さじ1杯流すと、きれいな水に戻すのに5000Lの水が必要だと知ってびっくりした。今まで環境に悪いことを平気でしてしまっていた。</p> <p>③皿やフライパンの汚れを不用な布や紙で拭き取ってから洗う。</p> <p>④ちょっと面倒だったけど、たくさんの油汚れが拭き取れた。今まで本当に水を汚していたなと思った。洗剤やすすぎ水の節約にもなると、お母さんが言っていた。</p> <p>エコ宣言をしよう</p> <p>○みんなの実践を参考にして、持続可能な社会に向けて自分に実践できるエコ生活を宣言しよう。</p> <p>環境に配慮した生活に向けて、自分はどんなことが実践出来るだろうか。</p> <p>&lt;ごみの減量化&gt;</p> <p>・レジ袋を1枚もらうのを断ると、二酸化炭素の排出量を24gも減らせるんだって。これから買い物には自分のバッグを持って行きます。</p> <p>&lt;エネルギーの節約&gt;</p> <p>・お風呂も、自分の好きな時間に入っていた。少し気をつければ、ガスや電気が節約できたのに。電気をつくるには、たくさんのエネルギーが必要で、地球温暖化の大きな原因だということも分かった。これからは家族と同じ時間に入るようにします。</p>	<p>* 1日の生活を簡単な絵で示す。自分の生活を見直し、環境に配慮した生活について実践できそうなことをエコ宣言として記載する。</p> <p>* 参考：教科書p. 228-235, ワークシート複写編No199～208, 「副教材」6章p. 14, 15。</p> <p>自分や家族の消費生活を点検し、環境に配慮した消費生活について考えたり、実践を通して工夫したりしている。(発言、ノート)</p>
まとめ	<p>○自分のエコ宣言を発表しよう。</p> <p>&lt;水の節約と排水&gt;</p> <p>・地球上の水のうち、私たちが使える水は、たった0.01%だということが分かった。日本にいると気付かないけれど、水は大切な資源なんだ。歯磨きやシャワーの時など、水道をこまめに止めます。</p>	<p>* 自分のエコ宣言を発表する。</p> <p>* グループ内で発表することも考えられる。</p>

Presented by Shizuoka city Consumer Advice center

静岡市消費生活センター

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎新館1階  
静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎2階

中学校 家庭分野 D「身近な消費生活と環境」副教材

## エブリデー消費者! 指導書

制作・著作 静岡市消費生活センター

消費者教育副教材作成委員会

委員長 色川 卓男 静岡大学教育学部教授  
委員 小清水 貴子 静岡大学教育学部准教授  
委員 増田 真也 司法書士  
委員 小林 操 静岡市教育委員会学校教育課指導主事  
委員 大野 こすえ 静岡市立東豊田中学校教諭  
委員 喜多川 千恵子 静岡市消費生活センター相談員